

令和元年東日本台風における 災害対応検証報告書

令和2（2020）年4月

川崎市

目次

I . 検証の概要.....	1
1 はじめに	1
2 検証の目的.....	1
3 検証方法	2
II . 本市の対応状況について	5
1 警報等発表状況（概要）	5
2 主な対応状況	5
3 避難所状況.....	6
4 イベントの中止・施設の閉館等（本市関連施設）	7
(1) 中止した主なイベント	7
(2) 主な施設の閉館・一時閉鎖	7
5 サンキューコール各種問合せ（10月12日～14日）	8
6 り災証明書交付状況（令和2年3月31日9時00分現在）	8
7 被災者支援.....	9
(1) 被災者への各種支援情報の提供.....	9
(2) 主な支援メニュー	9
III . 被害状況等について（概要）	10
1 被害概要	10
2 河川等に関連する浸水被害	12
3 本市所管施設（アリーナ、ミュージアム等）の被害	14
IV . 気象状況	15
1 台風進路	15
2 事前予報と実際の状況	15
3 気象警報等の状況.....	16
4 市内の降雨量等（10/12 観測地点47基）	16
V . 動員体制等.....	20
1 市の動員区分（基準）等	20
2 各局（区）の動員参集状況	21
3 消防の体制.....	22
4 自衛隊との調整について	22
VII . 検証.....	24
1 情報の収集・分析→事前準備～事前情報の理解度や準備内容～	24
(1) 実施事項等	24
(2) 課題等	26
(3) 解決に向けた取組	27

2 情報発信から避難へ～情報把握と情報発信、避難行動～	29
(1) 実施事項等	30
(2) 課題等	31
(3) 解決に向けた取組	31
3 避難所における対応～避難所や区職員等の対応実態～	33
(1) 実施事項等	34
(2) 課題等	36
(3) 解決に向けた取組	38
4 被害情報から被災支援や応援要請～把握から情報共有、事態対処～	40
4-1 全般	40
(1) 実施事項等	41
(2) 課題等	42
(3) 解決に向けた取組	43
4-2 業務継続計画（B C P）	44
(1) 実施事項等	44
(2) 課題等	44
(3) 解決に向けた取組	44
4-3 受援体制の整備	45
(1) 実施事項等	45
(2) 課題等	45
(3) 解決に向けた取組	45
4-4 災害廃棄物（片付けごみ）への対応	46
(1) 実施事項等	46
(2) 課題等	47
(3) 解決に向けた取組	47
5 被災者に対する支援～被災者支援に係る一連の対応～	48
5-1 り災証明に関する取組	48
(1) 実施事項等	48
(2) 課題等	49
(3) 解決に向けた取組	50
5-2 支援メニューに関する取組	50
(1) 実施事項等	50
(2) 課題等	51
(3) 解決に向けた取組	51
5-3 令和元年東日本台風災害支援金（本市独自の支援策）	52
(1) 実施事項	52
(2) 課題等	53
(3) 解決に向けた取組	53
5-4 ボランティア対応	53
(1) 実施事項等	53

(2) 課題等	54
(3) 解決に向けた取組	55
6 議会及び報道対応 ~被害報告等の対応~	56
(1) 実施事項等	56
(2) 課題等	57
(3) 解決に向けた取組	57
7 各本部運営 ~市（区）本部等での情報共有や連携、方針~	58
(1) 実施事項等	58
(2) 課題等	64
(3) 解決に向けた取組	64
8 検証に関する取組 ~情報収集と認識の共通化、専門的知見等~	65
9 今回の被災から見えた課題 ~訓練、人材育成、啓発等~	67
(1) 情報の収集・分析→事前準備	67
(2) 情報発信から避難へ	68
(3) 避難所における対応	68
(4) 被害情報から被災支援や応援要請	70
(5) 被災者に対する支援	72
(6) 議会及び報道対応	74
(7) 各本部運営	74
10 改善点や見直しの方向性	75
(1) 情報収集インフラの整備	75
(2) 浸水被害を想定した避難所のあり方の検討	76
(3) 地域防災計画に基づくマニュアルや事務フローの見直し・検討	76
(4) 本部運営の見直し	77
(5) 被災者支援の取り組み	78
(6) 教訓を活かした図上訓練による対応の検証	78
(7) 人材の育成	78
提言 ~川崎市防災対策検討委員会~	79
1 情報収集のシステム化について	79
2 避難について	79
(1) 避難勧告等について	79
(2) 避難所の限界について	79
(3) 地域力の活用について	79
3 避難者の帰宅のタイミングについて	80
4 課題改善の見える化や様々なシミュレーションの実施について	80
5 水位情報について	80
6 本部事務局の対応について	80
7 記録の収集について	80
8 人材育成・人材リソースの活用について	81

9 トップマネジメント研修.....	81
参考	82
1 用語集	82
2 状況写真	88
<被害状況>	88
<ヘリコプター映像>	90
<救出活動>	93
<避難所関係>	94
<復旧活動>	95
<ボランティア>	97
<被害認定調査とり災証明関係>	99
<災害廃棄物>	100
<その他>	101
3 室から庁内発出通知文	103
4 避難所一覧.....	108
5 主な公共施設の被害一覧（復旧状況含む） 3月末現在	112
6 支援メニュー	117
7 協力団体（50 音順）	165
8 タブロイド紙	167
9 アンケート集計結果	175
(1) 自主防災組織のアンケート集計結果	175
(2) 区役所職員のアンケート集計結果	183
10 令和元年東日本台風における等々力緑地の浸水について	198

I. 検証の概要

1 はじめに

『ひとりの死者も出さず、「災害に強いまちづくり」を目指す』をスローガンに、熊本地震や平成30年7月豪雨での支援経験も踏まえ、組織の改編や動員体制の変更、新たな訓練手法の検討、多様な啓発の実施などを行いました。また、今年度からは、改正災害救助法の救助実施市として、本市が被災となる場面での迅速かつ的確な指示や対応などが行えるよう、日頃から備えてきました。

そうした中、令和元年東日本台風（台風第19号）により、初めて本市が被災地となりましたが、これまでの支援する側としての※対口支援とは異なり、被災自治体（支援される側）として、刻々と変化する災害対応や事態対処の中で、判断や指示が的確に行なわれたのか、期待された「備え」は発揮できたのか、丁寧な検証が必要です。

これまでの本市の災害対応では、地震への災害対策を基本に、風水害時にもこれを準用する対応としてきましたが、今回の災害対応の経験から、風水害は、①事前の準備が可能であること、②被災の規模は台風等の大きさや進路によって大きく異なること、③避難時間は比較的短時間となること等から、これまでの対応を改める必要が明らかとなりました。

検証では、気象予報など事前情報に対する『備え』から、避難所や浸水などへの対応、対応に当たった現場の職員活動状況を確認することで、計画やマニュアルに問題や課題はなかったのか、あるいは予想外の状況において災害対応ができたのかなど、記録等を通じて課題を整理した上で、課題解決の方向性を具体的な取組として、今夏の出水期に間に合うよう、迅速に取りまとめました。

今後、地域防災計画（風水害対策編）の修正や、業務継続計画（震災対策編）から自然災害対策編への改定など、所要の対応、時間等の設定を変えたシミュレーションや図上訓練を重ねるなど、具体的な対策を講じるとともに、今回の経験から得たことを後世（後輩）に残し、次回以降の円滑な災害対応に繋げてまいります。

2 検証の目的

本市に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風に対する本市の災害対策について、事前情報の収集や準備、初動対応、被害情報の把握、事態対処、復旧作業や被災者支援など、各段階に分けて、検証項目等を分類・整理し、主に応急対応を中心として各局区の対応等について、活動記録等に基づき客観的に検証を行いました。

また、市災害対策本部（本庁）と区災害対策本部（区役所）や、災害現場それぞれの立場での行動も分類して、検証することで、各時点での立場の違いによる災害対応に関する判断基準等も明確にすることを目的に実施しました。

3 検証方法

検証に当たっては、防災を専門とする学識者からなる「川崎市防災対策検討委員会」において、検証方法等について御意見をいただいた上で、検証作業を進めました。

はじめに、検証対象とする期間等を設定し、危機管理室で把握している災害対応等を時系列にまとめました。次に、これを基本に各局区が重要事項として認識している実施事項等を抽出、記載した課題を以下の【6つの視点】を念頭に、時系列的な【6つの分類】の中でどのように対応・検討がなされていたかを危機管理室を中心として、精査するとともに、本市の災害対応全体としての根本的な課題として《10の検証項目》に集約しました。なお、集約に当たっては、震災時とは対応が異なる点（「図1」で示す検証ポイント（①～⑤））を重点に対象局区とのヒアリングにより掘り下げ、その後、所管する副市長とのヒアリングも経てとりまとめました。

また、自主防災組織等の災害対応に関するアンケート調査なども踏まえて検証することで、行政側だけの視点に偏ることの無いよう配慮しています。

【ヒアリング実施状況】

➤ 各局区とのヒアリング

<主なヒアリング項目>

各局区共通	区役所のみ
・災害対策要員の動員と配備について	・避難所の運営、開設
・災害情報等の収集、報告、共有について	・区本部運営
・庁舎、所管施設等の安全管理について	・災害時要援護者対策
	・地域の情報収集、発信

<ヒアリング対象局区（室）>

市民文化局、環境局、健康福祉局、こども未来局、建設緑政局、区役所、危機管理室

<ヒアリング実施日>

- ・危機管理室 令和2年1月16日から1月23日まで
- ・副 市 長 令和2年1月28日、29日

➤ 市長・副市長ヒアリング

<ヒアリングの目的>

- ・より迅速かつ円滑な災害対応に向けた、トップマネジメントの視点から災害対策（警戒）本部運営等について検証を行う

<ヒアリング実施日>

- ・副 市 長 令和2年2月3日、4日
- ・市 長 令和2年2月5日

【6つの視点】

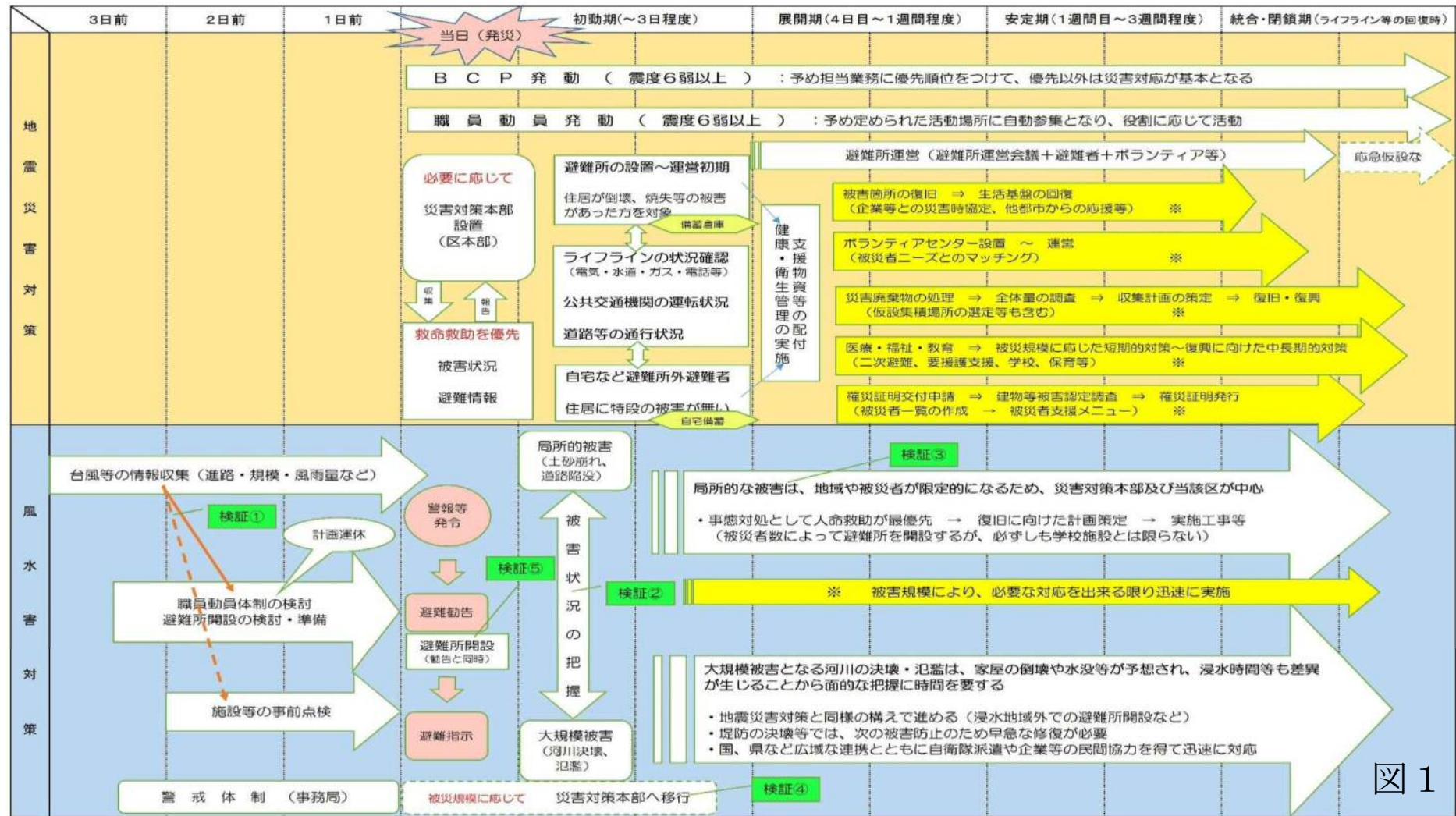
- ① 情報の収集と共有が適切になされたか
～情報を収集するとともに、事実経過を記録し、共有したか～
- ② 情報に基づくリスクを想定していたか
～リスクの把握、想定、整理をし、対応したか～
- ③ 計画、マニュアル等に沿った判断・行動をしたか
～計画やマニュアル等と事象との整合性を確認し共有して行動にあたったか～
- ④ 市民の視点に立った判断・行動をしたか
～市民が、自らの命を自ら守れるような対応であったか～
- ⑤ 指示、命令は適切になされたか
～責任者が役割分担を明確にして指示したか～
- ⑥ 客観的事実等に基づき課題を整理しているか
～事実関係を時系列に整理理解し、対応の妥当性を検証しているか～

【6つの分類】

- ① 事前情報
- ② 事前準備
- ③ 対策
- ④ 被害
- ⑤ 対処
- ⑥ 修正（方向性）

【10の検証項目】

- ① 情報の収集・分析→事前準備 ～事前情報の理解度や準備内容～
- ② 情報発信から避難へ ～情報把握と情報発信、避難行動～
- ③ 避難所における対応 ～避難所や区職員等の対応実態～
- ④ 被害把握からの被災支援や応援要請 ～把握から情報共有、事態対処～
- ⑤ 被災者に対する支援 ～被災者支援に係る一連の対応～
- ⑥ 議会及び報道対応 ～被害報告等の対応～
- ⑦ 災害対策本部運営（統括支援会議への移行含む）
～市（区）本部等での情報共有や連携、方針～
- ⑧ 検証に関する取組 ～情報収集と認識の共通化、専門的知見等～
- ⑨ 今回の被災から見えた課題 ～訓練、人材育成、啓発等～
- ⑩ 改善点や見直しの方向性



II. 本市の対応状況について

1 警報等発表状況（概要）

○強風注意報発表	10月10日（木）10:49
○大雨・雷・波浪注意報発表	11日（金）16:57
○洪水注意報発表	11日（金）21:42
○高潮注意報発表	12日（土）4:24
○暴風警報発表（強風注意報から切替）	12日（土）6:23
○大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報発表（注意報から切替）	12日（土）7:05
○波浪警報・高潮警報発表（注意報から切替）	12日（土）9:28
○大雨特別警報発表（神奈川県の一部地域・川崎市は対象外）	12日（土）15:30
○土砂災害警戒情報	12日（土）16:08
○高潮注意報（警報から切替）・雷注意報解除	12日（土）23:21
○大雨・波浪注意報（警報から切替） 暴風警報・高潮注意報解除	13日（日）3:37
○大雨・波浪注意報解除	13日（日）11:58
○すべての警報解除	13日（日）16:03

2 主な対応状況

○災害警戒体制の設置	10月10日（木）9:00
○職員向け予定動員体制及び発令予定期刻等発出	10日（木）17:55
○4号動員発令・危機管理室当番班参集	12日（土）8:00
○災害警戒本部の設置	12日（土）10:00
○土砂災害警戒区域に避難勧告発令 多摩川・鶴見川の洪水浸水想定区域に避難勧告発令	12日（土）10:00
○高潮に係る対象地域に避難勧告発令（川崎区）	12日（土）12:00
○平瀬川下流部に避難指示（緊急）発令（高津区）	12日（土）16:30
○多摩川の洪水浸水想定区域に避難指示（緊急）発令 (高津区・多摩区)	12日（土）17:50
○多摩川の洪水浸水想定区域に避難指示（緊急）発令 (川崎区・幸区・中原区)	12日（土）19:00
○災害対策本部の設置及び災害救助法の適用	12日（土）23:00
○避難指示（緊急）及び避難勧告を解除	13日（日）6:00
○動員体制の変更発令 4号動員による災害対策本部体制は維持し、災害対応業務に必要な職員以外の動員を縮小	13日（日）12:00

○災害対策本部の廃止 11月12日（火） 9:30

○動員解除 11月12日（火） 14:00

*避難勧告等対象者数

- ・洪水：446,618世帯 915,773人
- ・土砂： 42,800世帯 93,627人
- ・高潮： 23,180世帯 43,410人

3 避難所状況（10月12日10:00～13日6:00）

区 域	開設避難所数	最大避難者数（概数・人）
合 計	158	33,150
川崎区	32	6,070
幸 区	21	3,870
中原区	30	8,830
高津区	17	5,240
宮前区	20	480
多摩区	18	8,040
麻生区	20	620

*上記は、避難勧告・避難指示（緊急）発令期間中の数値です。

*教育文化会館、中原区役所、東高津いこいの家、くじいこいの家を追加で開設。



4 イベントの中止・施設の閉館等（本市関連施設）

台風の接近に伴い10月12日（土）から14日（月祝）までの三連休の間に中止した主なイベント及び閉館した施設は以下のとおりです。

（1）中止した主なイベント

- 第46回川崎みなど祭り
- ちくさんフードフェア2019
- 第11回ビーチバレー川崎市長杯
- 第34回かわさき阿波おどり
- 第37回あさお区民まつり
- 市バス 安全・安心フェスタ2019

（2）主な施設の閉館・一時閉鎖

- 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム
- 川崎市市民ミュージアム
- 川崎市立図書館
- 堤根余熱利用市民施設
- 王禅寺余熱利用市民施設
- 橋リサイクルコミュニティセンター
- 老人いこいの家
- 老人福祉センター
- こども文化センター
- 青少年の家
- 黒川青少年野外活動センター
- 子ども夢パーク
- 多摩川緑地バーべキュー広場
- 東扇島中・東・西・北公園等
- 鷺沼ふれあい広場
- 水とかがやく未来館
- 入江崎余熱利用プール
- 川崎市公文書館
- 日本民家園
- 川崎市青少年科学館
- 地名資料館
- 川崎市岡本太郎美術館
- 川崎市民プラザ
- 東海道かわさき宿交流館

○川崎市とどろきアリーナ

*第2土曜開庁（区民課・保険年金課）及び行政サービスコーナーは通常どおり開庁しましたが、気象状況の悪化等により、早期に閉鎖しました。

5 サンキューコール各種問合せ（10月12日～14日）

問い合わせ内容	3日間 合計	取次割合	案内先
			(本市関連施設のみ)
総計	933	33.8%	—
避難所	308	13.3%	区危機管理
いつゴミが回収されるか	101	10.9%	生活環境事業所
開催（序）確認	100	16.0%	北部市場、生活環境事業所、他
被害確認	61	80.3%	区危機管理
支援があるか	61	45.9%	区危機管理、道路公園センター
災害ゴミの出し方	57	91.2%	生活環境事業所
避難すべきか	51	19.6%	区危機管理
対応依頼	50	82.0%	道路公園センター、水道お客様センター
災害状況確認	32	56.3%	危機管理（室・区）、道路公園センター
り災証明等手続き	32	12.5%	区危機管理
バス運行状況確認	27	63.0%	市バス営業所
浸水清掃の方法・状況	8	50.0%	道路公園センター、区衛生課
高齢者・障害者の避難方法	6	50.0%	区危機管理
支援したい	5	0.0%	区危機管理
被害報告	4	75.0%	危機管理（室・区）、道路公園センター
防災無線が聞こえない	3	0.0%	—
その他	27	66.7%	区危機管理、生活環境事業所、道路公園センター他

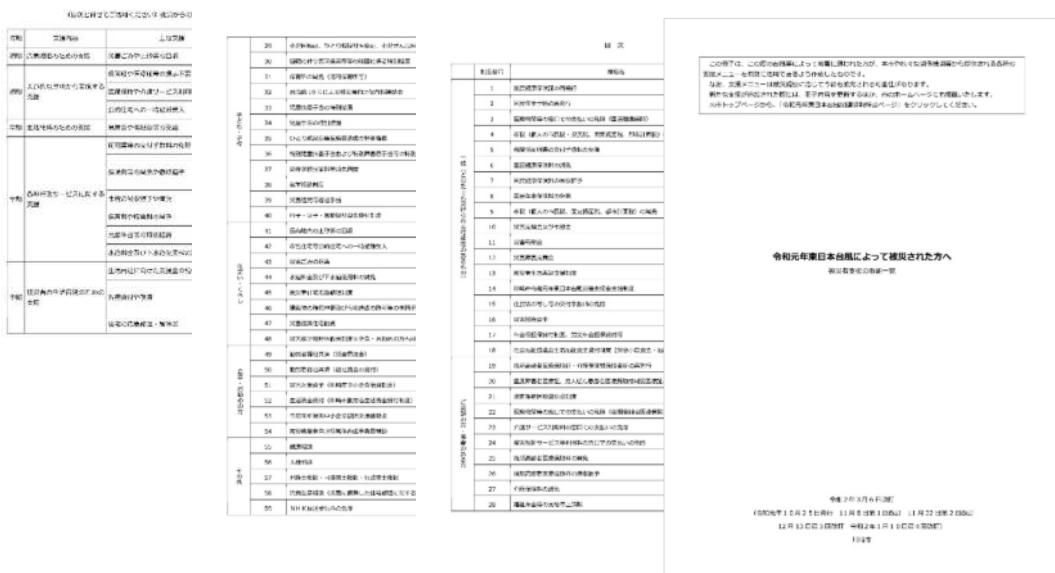
6 り災証明書交付状況（令和2年3月31日9時00分現在）

	申請済件数 総数（A）	交付済件数 総数（B）	交付率 (B) / (A)
合計	3,357	3,351	99.8%
川崎区	143	143	100.0%
幸区	33	33	100.0%
中原区	1,384	1,380	99.7%
高津区	1,329	1,328	99.9%
宮前区	30	29	96.7%
多摩区	427	427	100.0%
麻生区	11	11	100.0%

7 被災者支援

(1) 被災者への各種支援情報の提供

本市や様々な関係機関等から提供される各種支援制度を有効に活用できるよう、支援に関する内容と問合せ先をまとめた冊子を作成し、※市ホームページへの掲載や各区役所等を通じて、被害に遭われた方へ提供しました。



(2) 主な支援メニュー

ア ボランティアセンター

川崎市、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び公益財団法人かわさき市民活動センターによる三者協定に基づき設置し、ボランティアの皆様に御協力をいただきました。

【開設期間】10月15日～11月24日

【支援要請】390件

【ボランティア】従事者数延べ1,340人、活動件数316件

イ 被災住宅支援

(ア) 被災住宅応急修理制度（10月28日～）

【申込件数】628件（3月24日時点）

(イ) 市営住宅等の一時提供（10月14日～）

【入居戸数】68戸（3月24日時点）

(ウ) 動物救援本部を設置し、ペットの一時預かり受付（10月21日～）

【利用実績】4件6匹（3月24日時点）

ウ 中小企業支援

(ア) 特別経営相談窓口の設置（10月15日～）

【相談件数】157件（3月19日時点）

(イ) 災害対策資金の制度拡充（10月15日～）

【保証承諾件数】79件

【保証承諾金額】2,173,307千円（3月19日時点）

(ウ) 令和元年被災中小企業復旧支援補助金（12月16日～）

【申請件数】17件（3月19日現在）

エ 災害廃棄物

(ア) 臨時収集・運搬・処理

(イ) 仮置き場の開設・運営

・橋処理センター（10月14日～11月12日）

・等々力緑地催し物広場（10月18日～11月5日）

(ウ) 建設業協会等の民間団体及び横浜市の支援を受けながら回収

オ 災害支援金（市独自支援）の実施

支援金額 30万円×1,781世帯（3月31日時点）

*り災証明書によって、住宅・住戸への浸水被害が確認でき、被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊以下の世帯

III. 被害状況等について（概要）

1 被害概要

○ 概算被害額（約285億円）（11月5日公表）

(1) 公共関連（総額 約157億円）

・道路 約11億円 ・河川 約46億円 ・港湾 約11億円 等

(2) 民間関連（総額 約128億円）

・製造業等 約57億円 ・農業 約0.1億円 ・住宅 約71億円

○ 人的被害

死者1名（高津区溝口6丁目）60代男性

軽傷7名（中原区）90代女性 避難途中に転倒し、頭部から出血

（麻生区）90代男性 自宅庭で転倒し、頭部外傷

（中原区）80代女性 避難途中に転倒

（麻生区）70代女性 自宅マンション外階段で転倒

（多摩区）50代男性 風にあおられ転倒

（中原区）70代女性 ボートで避難中に胸の痛み

（中原区）50代男性 風にあおられ転倒し、頭部打撲

○ 物的被害

全壊33件、半壊948件、一部破損214件、床上浸水1,258件

床下浸水411件、非住家被害48件（令和2年3月31日時点）

*非住家被害の件数は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ計上（県への報告基準による）

○ ライフライン

停電 22, 400 件 (川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区)

ガス供給停止 206 件 (中原区上丸子 1 丁目一部、高津区久地 2 丁目一部)

○ 車両通行止め

13 か所

○ 土砂崩れ

高津区 1 件、多摩区 1 件、宮前区 3 件、麻生区 2 件

*土砂崩れはいずれも家屋等に被害なし

○ 公共施設等の被害 (市内の主なもの)

施設	被害内容	件数
スポーツ文化施設等 (会館、スポーツセンター等)	市民ミュージアム [浸水による電気設備等破損、収蔵庫浸水] とどろきアリーナ [メインアリーナ等一部施設等の浸水]	—
	浸水、雨漏り、倒木等	18
児童施設等 (保育園、こども文化センター、わくわくプラザ等)	浸水、雨漏り、倒木等	36
公園・緑地・街路樹等	倒木・枝折れ等	147
	夢見ヶ崎動物公園 [倒木・枝折れ等]	29
	生田緑地 [倒木・枝折れ等]	46
	小規模土砂崩れ	1
	緑ヶ丘霊園 [倒木・枝折れ等]	2
	自転車駐輪施設 [停電によるゲート停止]	3
	多摩川緑地 [ヘドロ堆積、トイレ、ベンチ、野球場被害等]	多数
その他 市管理施設	浸水、雨漏り、倒木・枝折れ等	多数

○ その他（市内の主な被害）

道路冠水・・・25件

社会福祉施設みやうち・・・1階水没（水没前に入所者を上層階に移動）

武蔵小杉駅横須賀線口駅前広場及び接続通路道路公園・・・冠水で土砂堆積



2 河川等に関連する浸水被害

○ 河川に関連する浸水被害状況（市内の主な被害）

以下の3地域において河川や水路の水位が上昇し、合計で約25haの浸水被害が発生しました。



①河港水門（川崎区港町周辺）



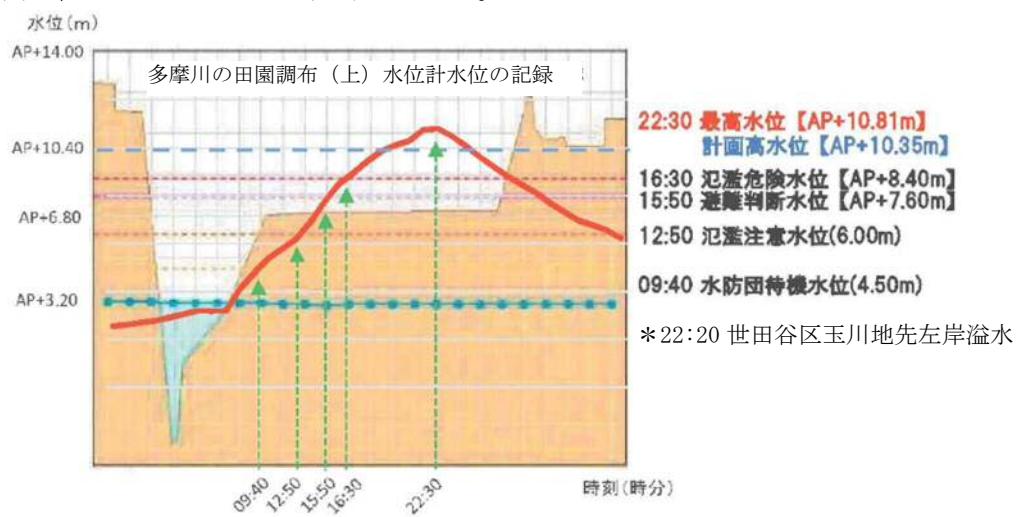
②平瀬川（多摩川との合流部）



③三沢川（JR南武線三沢川橋りょう周辺）



多摩川では、田園調布（上）水位観測所（大田区）と、石原水位観測所（調布市）において計画高水位を超過しました。田園調布（上）では、10月12日22時30分に既往最高水位の10.81mを記録しました。



○ 排水樋管周辺地域における浸水被害状況

5箇所の排水樋管周辺地域で、浸水被害が発生

排水樋管周辺における浸水面積は、合計約 110ha（令和元年 12 月 25 日時点）



浸水面積は、台風当日の本市職員による確認と、各区役所で交付しているり災証明をもとに算出

3 本市所管施設（アリーナ、ミュージアム等）の被害

○ とどろきアリーナの被害状況

施設 1 階で 2 ~ 3 cm 程度の浸水がありました。（ただし、入口に段差がある部屋（ロッカーチーム、シャワー室等）は浸水なし。）メインアリーナ床面は 1 cm 程度が浸水し、床板が反り、シート等を敷いて利用している状況。機械室等がある地下に一部浸水がありましたが、吸水マット等の設置により部屋の手前で浸水を防ぎました。

○ 市民ミュージアムの被害状況

・施設の被害

地階部分の諸室（機械室、電気室等）が水没し、館内電気設備や空調が使用不能となりました。

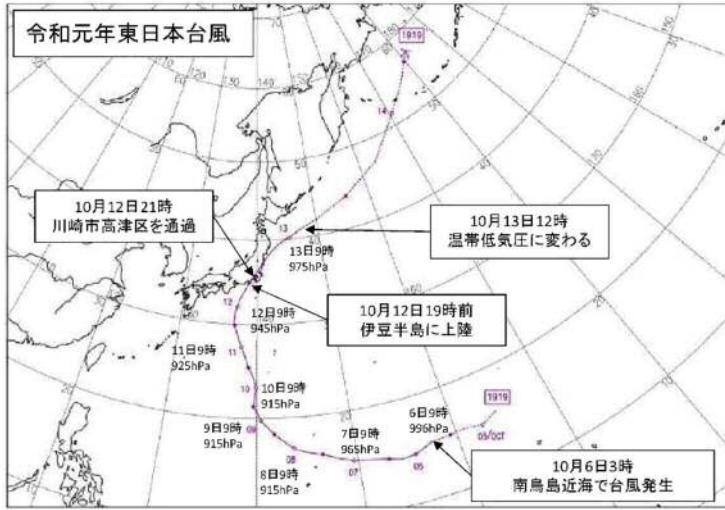
・収蔵品の被害

地階にある 9 つの収蔵庫は全て浸水し、多くの収蔵品に被害が生じました。



IV. 気象状況

1 台風進路



経路上の○印は傍らに記した日の午前9時、○印は午後9時の位置で→|は消滅を示します。
経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示します。

出典: 気象庁ホームページ(一部加筆)

10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸しました。その後、21時頃に川崎市高津区を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わりました。

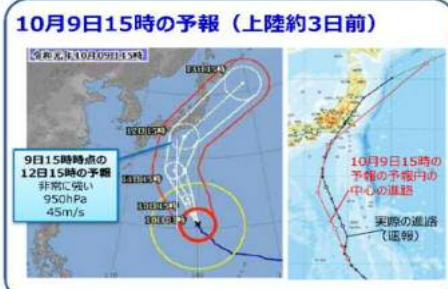
2 事前予報と実際の状況

気象庁の事前予報では、台風上陸の5日前から、非常に強い勢力で東日本に接近・上陸する進路を予報しており、進路予報、強度予報とともに、例年の予報誤差よりも概ね小さい状況であり、結果として予想と実際に大きなズレはありませんでした。

台風進路・強度予報について

速報: 令和元年11月13日現在

- 上陸の5日前から、非常に強い勢力で東日本に接近・上陸する進路を予報していた。
- 進路予報・強度予報ともに、例年（過去5年の平均）の予報誤差よりも概ね小さかつた。
- 特に、上陸直前の10月12日15時を対象とした強度予報は、945hPaの実際の値（速報）に対して、5日前から、940～950hPaを予測しており、予報誤差が小さい予報であった。



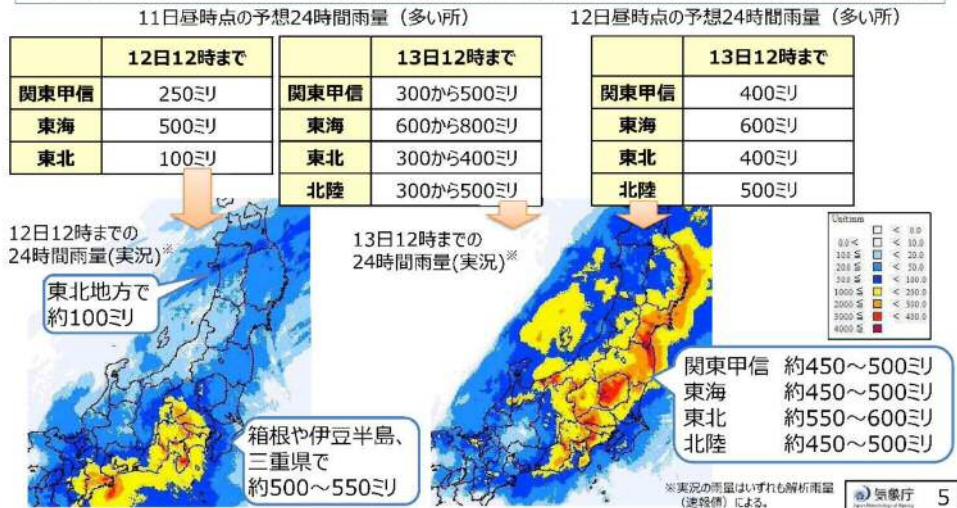
10月12日15時を対象とした予報の誤差				
進路予報誤差(km)		強度予報誤差(hPa)		
	12日15時 対象の予報	過去の 平均誤差	12日15時 対象の予報	過去の 平均誤差
1日前	67	80	±0	13
2日前	114	140	-5	19
3日前	57	219	+5	21
4日前	229	310	-5	-
5日前	373	421	+5	-

※過去の平均誤差：2014年～2018年の平均の誤差
※12日15時対象の強度予報誤差：（予報値）—（解析値）

雨量の予想と実際の状況について

速報：令和元年11月13日現在

- ・東海地方、関東甲信地方、東北地方では、24時間雨量が500ミリを超える記録的な大雨となった。台風が北上する段階から、台風周辺の暖かく湿った空気の流入による大雨となり、その後台風本体の発達した雨雲による大雨が重なり、記録的な大雨となった。
- ・広い範囲でアメダス24時間雨量の各地方における10月の1位の記録を超えるような記録的な大雨となることを事前に予測・発表していた。ただし、関東甲信地方や東北地方ではこれを上回る極端な雨量となった。



(出典：気象庁ホームページ)

3 気象警報等の状況

II. 本市の対応状況について参考のこと

4 市内の降雨量等 (10/12 観測地点 47 基)

- 最大総雨量 麻生区 338mm (10月11日23時～12日22時)
- 最大時間雨量 宮前区 40mm
- 各区最大総雨量

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
川崎道路公園センター 202mm	加瀬消防 238mm	井田消防 258mm	久地消防 286mm	鳴田人道橋 336mm	生田 329mm	黒川第一 338mm

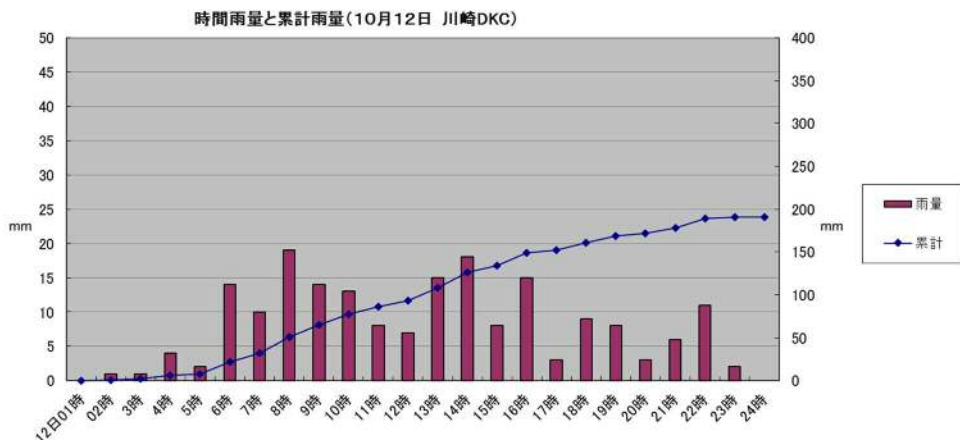
- 各区最大時間雨量

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
川崎道路公園センター 12：40～ 13：40 25mm	加瀬消防 12：40～ 13：40 33mm	中原道路公園センター 12：40～ 13：40 31mm	新作消防 12：40～13：40 37mm	鳴田人道橋 12：50～ 13：50 40mm	生田 13：00～ 14：00 38mm	黒川第一 19：50～ 20：50 39mm

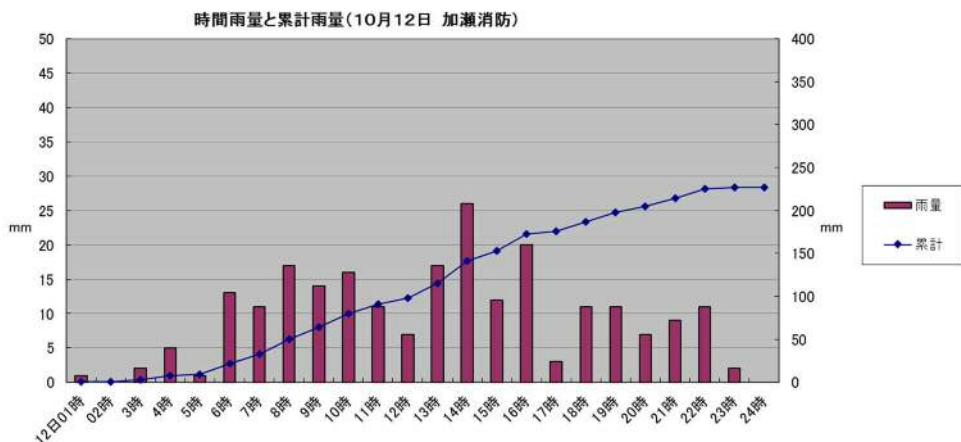
- 最大瞬間風速 45.0m/s (10月12日21時消防局庁舎(川崎区内)観測)

○ 各区の当日雨量の推移（代表地点）

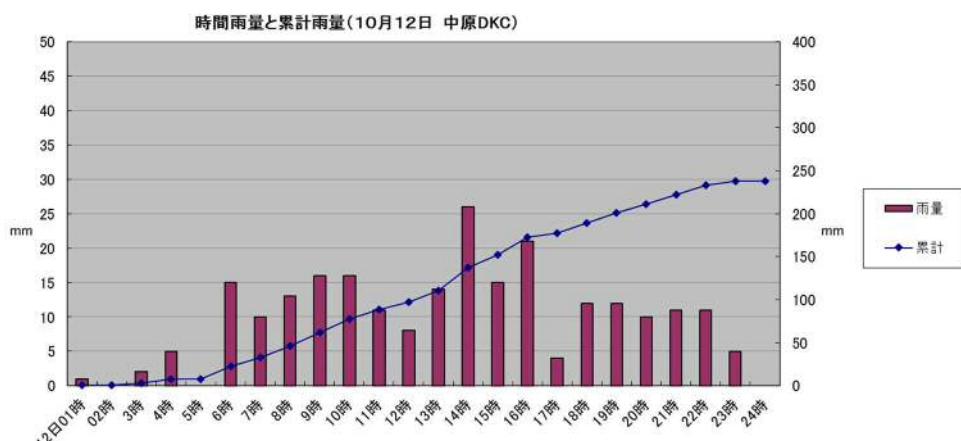
<川崎区>



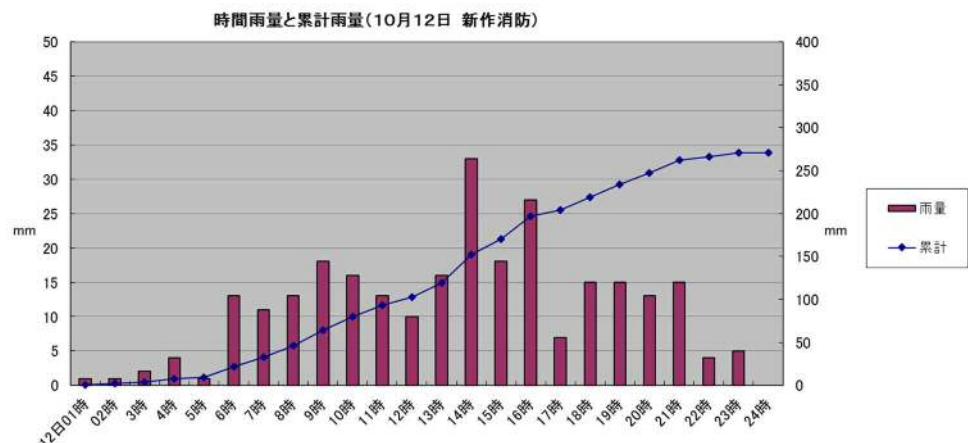
<幸区>



<中原区>



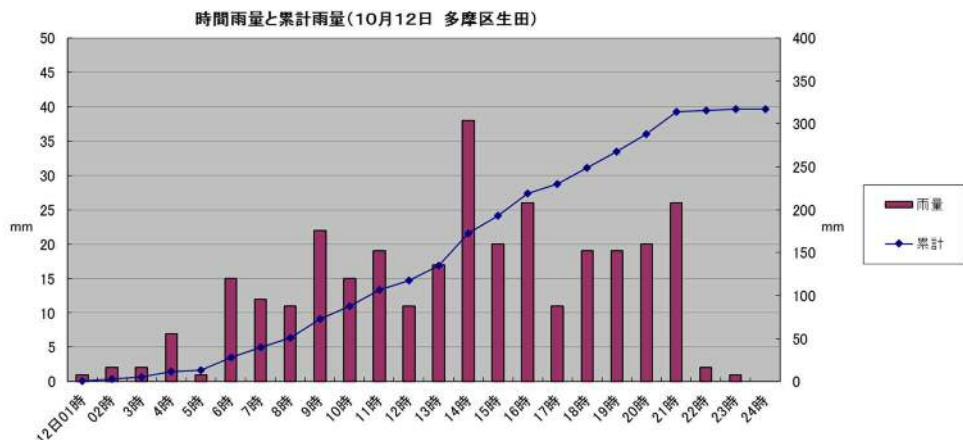
<高津区>



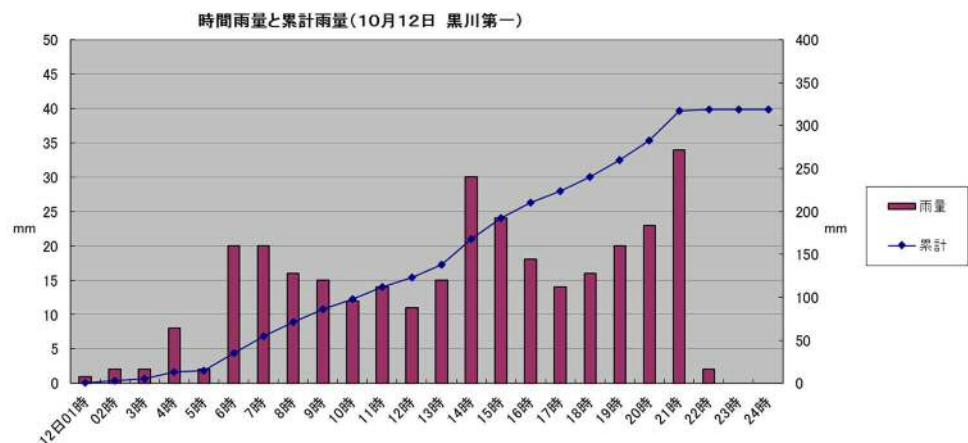
<宮前区>



<多摩区>



<麻生区>



V. 動員体制等

1 市の動員区分（基準）等

大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局（連絡員） 建設緑政局（連絡員、応急活動要員） 港湾局（連絡員、必要に応じて応急活動要員） 区役所（連絡員、道路公園班） 上下水道局（連絡員、必要に応じて応急活動要員） 消防局（特別警防体制）
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報（土砂災害）が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 健康福祉局（連絡員） こども未来局（連絡員） まちづくり局（応急活動要員） 教育委員会事務局（連絡員、区教育担当） 交通局（連絡員）
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備情報、避難勧告、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、 避難所開設運営 避難準備情報の発令 避難勧告の発令 防災気象情報、 避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 区役所（避難所管理要員（土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く）） 財政局（市税事務所職員による避難所運営支援要員（区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合）） 各局（上記の局を含む）（避難所運営支援要員（区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合））
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局（連絡員、対応要員）、市民文化局（連絡員）、環境局（連

				絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長 財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)
5号動員 (総動員)	災害対策 本部	市内全域に被害が 発生している場合	市の総力をあげ た対応	全職員(本部から局を通じて動 員された職員)

2 各局(区)の動員参集状況

局(区)	動員人数	局(区)	動員人数
総務企画局	39	中原区役所	169
財政局	10	高津区役所	117
市民文化局	34	宮前区役所	95
経済労働局	22	多摩区役所	107
環境局	390	麻生区役所	94
健康福祉局	62	上下水道局	226
こども未来局	86	交通局	66
まちづくり局	371	病院局	31
建設緑政局	98	消防局	915
港湾局	153	教育委員会	627
臨海部国際戦略本部	9	監査事務局	2
会計室	5	人事委員会	2
川崎区役所	235	議会局	3
幸区役所	122	合計	4,090

*動員数については、10月12日～13日までに災害対応に従事した職員数です。

3 消防の体制

台風、集中豪雨等の災害時において、被害の発生及び拡大を防止し、市民の生命、財産を安全に守るため、消防における警防体制を定めており、消防職員・消防団員の動員・招集により、増強部隊等を編成して対応にあたりました。

消防局では、前日の10月11日17時15分に消防局特別警防体制1号（主に情報収集を強化させる体制）を発令しました。

市の災害警戒本部が設置された段階で、消防局特別警防体制2号（1号体制に加え、消防隊等を増強させる体制）を発令し、消防警戒本部を設置しました。

消防警戒本部が設置されたことに伴い、各消防署には方面警戒本部が設置され、通常の消防体制に加え、190人の増強要員により、本部運営や24隊の部隊（消防車19台、救急車1台、水難車1台、積載車・運搬車3台）が増強されました。

また、消防団については、消防団本部（各消防署）を設置し、341人を招集して対応を行いました。

10月12日23時00分に川崎市災害対策本部が設置されたことに伴い、消防指揮本部に移行しました。

消防局では、通常時は消防指令センターで市内すべての部隊の統制を行う形を取っていますが、今回の台風では、通常の約3倍にあたる約900件の通報があったことから、各消防署において、オペレーションを行う体制で対応しました。

今回の台風のように災害が同時多発的に発生した環境下での活動は、全体像がつかみにくく、人命救助を優先させるのは勿論ですが、現場では情報が錯綜した場面もありました。

災害種別にもよりますが、規模が大きくなるほど現場判断による対処が中心となり、市全体を把握、俯瞰する役割が消防指揮本部や災害対策本部となります。

(1) 当日の災害状況（10月11日17時15分から13日11時30分まで）

災害出場 305件（火災1件、救助8件、警戒4件、偵察74件、
その他の災害218件）

(2) 浸水地域の救出状況

浸水した地域で、取り残された300人以上の住民を、ボートに乗せて消防隊員が曳行して救助ましたが、ピストン輸送で順次救助を行ったものの、ボートが不足していましたことが課題として挙げられます。

また、消防署と消防団が連携して活動を行いましたが、浸水していない安全なエリアへ救助した後の住民を、誰が避難所等へ誘導するのかということで、対応に苦慮しました。

4 自衛隊との調整について

今回の台風において、自衛隊とは接近段階から陸上自衛隊の第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部の防災担当者と災害発生時の支援要領についてシミュレーション

を実施するとともに、台風接近から被害状況等について逐次情報の共有を図っていました。

被害報道等の情報から、10月14日昼頃に、陸上自衛隊から支援の問合せがありましたが、本市として認識していた被害は、汚泥等の除去、災害ゴミの対応であったため、自衛隊の災害派遣にあたっての3要件（緊急性・非代替性・公共性）にはそぐわないことから、派遣要請には至りませんでした。

VI. 検証

1 情報の収集・分析→事前準備 ~事前情報の理解度や準備内容~

地域防災計画（風水害対策編）においては、風水害時の初動対策計画を定めており、災害警戒体制や災害警戒本部、災害対策本部の設置、動員・配備についても記載されています。

台風等の風水害は、その規模や進路等が事前に予測可能であることから、気象情報の入手や分析、事前の対策が重要となります。

台風等の接近時は、事前の気象情報の収集をもとに、風水害に関する「動員対象の考え方」や「発令の目安」を参考に体制を組み災害に対応します。

(1) 実施事項等

ア 気象情報の収集・分析

今回の台風の気象情報については、台風に発達する兆候があった数日前から動向を注視しており、台風が発生した直後から、詳細な気象情報の収集を開始しました。

その後、予想される台風の規模から、更に監視を強化し、各方面からの気象情報の収集に努めました。

また、台風の大きさから、大雨・洪水・暴風の危険性に加え、満潮時刻等から、高潮に対する警戒も強化する必要がありましたので、通常の台風と比べても、多くの危険性に対しての警戒を必要としました。

台風最接近の2日前の10月10日に実施された、横浜地方気象台と神奈川県が共同で行う「台風説明会」の結果を踏まえ、通常は避難情報発令の可能性等、様々な状況をシミュレーションし、職員の動員規模やその時期などを判断しますが、今回は、台風の大きさから「台風説明会」の開催を待たずに動員体制等の素案を検討しました。

今回の台風では、過去の台風と比べ規模が大きいという気象庁の事前予測や、この約1か月前に通過した、令和元年房総半島台風（台風第15号）の千葉県などの被害の教訓などから、早い段階で、通常の台風より強化した体制をとり、準備を進める必要性があると判断しました。

また、台風の規模感を示すものとして、「狩野川台風に匹敵するような・・・」等様々な警戒を促すキーワードが使用されていたことから、事前対応を検討する上で参考にしました。

イ 実施事項

本市に最接近する3日前の10月9日に、全庁に向けて台風に対する対応として、体制確保や情報収集、留意点等に関する内容の通知文を発出するとともに、警戒体制

をとることを決定し、各局区の対応等の情報共有を図るための、市長をトップとする警戒体制会議を開催することを決定しました。

危機管理室では、収集した気象状況等を市長へ報告し、今回の台風に対する動員体制等の検討が行われ、10月11日に4号動員体制をとることに決定しました。

さらに、避難所運営の長期化を想定し、避難所運営の応援要員として本庁職員の派遣の準備、警戒体制の確保について全庁へ通知文を発出、警戒体制会議を3回開催し、情報共有と体制の確認等、事前準備を進めました。

道路を所管する道路公園センターにおいては、事前に被災リスクの高い箇所の確認やマスの清掃等の冠水の予防措置を実施するなど、それぞれの局において対応に必要な部署の職員を動員し、事前対策を行いました。

なお、一部の局においては、指定管理施設や民間施設も含め、市民利用施設の安全管理の観点から、被災の予防措置の注意喚起や被災した場合の市への報告等を文書やメール等で実施していました。

各区役所においては、それぞれの地域の実情に応じて、避難所の開設数や警戒すべき災害種別が異なることから、動員職員数に違いがありましたが、どこの区においても通常の体制より強化した人数を動員し事前準備を行いました。

初動対策にあたっては、台風が最接近する予測時刻等の気象情報を逆算し、職員の動員時間や避難所開設、避難情報の発令の時刻などを検討しました。

今回の台風は、前日の予想で10月12日夜から13日の明け方にかけて最も近づき上陸するとの予報であり、その日の午後から風雨が強まるとの予測から、避難する方々が避難の準備や実際に避難に要する時間を考慮し、多摩川・鶴見川の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にお住いの住民の方に対し、10月12日の午前10時00分に避難勧告を発令し、避難所を開設しました。

その後、高潮警報が発令されたことに伴い、高潮に対しても12時00分に避難勧告を発令しました。

市の体制については、それまで事前対応のために市長をトップとする警戒体制をとっていましたが、10時00分に災害警戒本部を設置し、体制を強化させました。

また、10時00分に避難所を開設するために、必要な時間や、各局区が災害対策を行うための事前準備等の時間を換算したうえで総合的に判断し、職員の4号動員発令時間を8時00分と決定しました。

また、市民の安全確保、生活への影響を考慮して、10月10日に市民の方々へ不要不急の外出を控えることや、市の施設及び業務の開閉状況を一覧にして市ホームページ等に掲載するなど、市民の方々への広報を行いました。

(2) 課題等

ア 雨量予測の広範囲の収集

今回の台風の気象庁の関東甲信地方の予測雨量は、10月11日時点で、多い所で300ミリから500ミリ程度とされており、川崎市内の最大降雨量は、麻生区で338ミリとほぼ事前の予測どおりであったものの、多摩川上流の地域で654ミリを観測した場所もあるなど、流域の上流部で雨量が予想数値以上となり、結果的に多摩川の水位が既往最大に到達しました。

通常の台風時においても、雨量の状況を常に監視しており、今回も市内の状況だけではなく、多摩川上流地域の雨量実況は把握していたものの、その雨量が多摩川の水位にどれだけ影響があるかという、流域雨量の予測等が困難でした。

また、中小河川水位については予測等の情報がなく、現況確認しかできない状況が課題として分かりました。

イ タイムラインの活用

地域防災計画に掲載されている、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目した※タイムライン（多摩川）」（以下「多摩川タイムライン」という。）がありました。しかし、事前に十分周知ができていないこともあり、タイムラインに沿った具体的な対応につながらなかった部分もありました。

ウ 動員体制の理解

職員の動員については、地域防災計画の中に、動員対象の考え方、各局区における応急活動対応例などがあるものの、本市としては初の4号動員となったこともあり、動員体制の趣旨・目的について府内での共通理解が図られなかつたため、各局区によって対応に差が生じました。

また、10月12日に発令した、本府の避難所応援職員への指示について、個人のメールアドレス登録が未登録の職員もいたため、一斉に連絡することができなかつたことから、指示の伝達に時間を要しました。

エ 計画運休等の影響

計画運休等により、各区において、動員体制を確保することに苦慮し、避難所へ要員として派遣する予定であった職員が、一部参集することができない状況も発生し、出勤できた職員が開庁業務と動員の両方を行う場面もありました。

オ 動員体制の状況把握

それぞれの局区において、風水害時に行うべき災害対応業務が違い、専門性のある部分もあることから、各局の判断や計画に委ねる部分も多くありますが、災害対策本部等で、その状況が十分把握できていませんでした。

カ 指定管理施設の対応

市民利用施設等の指定管理施設などへの事前の注意喚起等については、これが局区の所管課での判断による内容であったことから、局区によって対応に差が生じました。

今回の台風では、様々な事前の準備を行ってきましたが、台風が接近する3日前から準備を進めたのでは十分な対応は期待できず、日頃からの取組が何よりも重要であることを再認識しました。

キ リスクの高い施設等への事前対応

事前に道水路等を含む危険個所のパトロールは、道路公園センターなどで実施しておりましたが、災害の発生を想定し、ハザードマップ等を用いた被災リスクの高い施設の確認は一部に留まっており、被災後の対応フロー等の事前確認までは十分に行えていませんでした。

(3) 解決に向けた取組

ア 多摩川上流部の気象状況等の影響についてチェック

流域上流部の気象状況等についての情報収集体制強化と、管轄する気象台、京浜河川事務所等と連携してシミュレーションを行い、事前予測を行うとともに、多摩川上流域の気象状況の監視をこれまで以上に強化します。

なお、今回、国土交通省関東地方整備局の※リエゾン（連絡調整員）派遣や、関係機関やライフライン事業者とのホットラインの構築など、日頃からの顔の見える関係が災害対応に非常に有効でした。

また、必要な部門の職員や関係機関のリエゾンを早い段階で積極的に要請する等、関係機関等とのより一層の連携強化を図ります。

イ タイムラインの理解促進

円滑な風水害対応のために必要な基本的なツールである、タイムラインについて各局区への周知徹底を図り、タイムラインの見直しや各局区の役割の再確認及び動員体制への理解促進を図ります。

また、各局区に対して、危機管理室作成の「多摩川タイムライン」を示して、各局区がタイムラインに基づく職員等の行動計画を作成します。

ウ 各動員区分の徹底

職員が災害対応をするにあたっての動員等の「考え方」、「想定する災害対応等」「各局区の役割」をより明確にするとともに、それぞれの局区においては、災害のシミュレーション等を行い、対応イメージをより具体的にし、自局の役割や計画等を再

確認します。

また、台風等の風水害時に職員動員の発令をする際の※動員区分に応じた内容が分かるよう、本部事務局から各局区に具体的に指示し、動員体制を把握します。

エ 計画運休等を考慮した職員への連絡体制と開閉庁判断基準の確立

各局区の課単位で作成している「平日夜間、休日等の執務時間以外の非常連絡網」において、職場ごとの連絡体制を確実なものとし、所属長は、各職員の災害時の公共交通機関が途絶された際の参集シミュレーションに基づき、計画運休が実施された場合の動員発令の際の連絡体制を確立します。

また、計画運休に伴う区役所等の窓口業務の縮小や市主催のイベント等の実施等については、速やかに、市ホームページ等で市民に周知するとともに、開閉庁の判断（考え方）について、事前に市民の方々への周知を図ります。

オ 各局区の動員体制の把握

局区ごとに、専門性のある部分も多く、各局区の判断や計画に委ねる部分も多くありますが、災害対策本部等で、発災時における各局各課の対応事項、業務量、対応フロー等の再確認を行い、共有する情報を整理します。

カ 公共施設等のリスクの把握

市民利用施設については、指定管理施設を含め、適切な施設管理を目指し、風水害時における所管施設への事前注意喚起や確認事項等の内容、方法等の整理を行うとともに、ハザードマップ等による被災リスクの高い施設、想定される被災内容等の事前の確認、整理を行います。

また、各種災害ハザードマップにおいて、土砂災害危険区域や浸水想定区域にある施設は、想定される被災内容を十分理解した上で、施設ごとの計画やマニュアルを作成します。

キ 水位予測の把握と研究

河川の水位等の情報把握等への対応は、河川管理者である国・県等との河川の水位予測等の研究や情報共有、水防災について取り組んでいきます。

国土交通省京浜河川事務所や川崎治水センターなどと、定期的な検討会議を通じて、情報共有を図るとともに、出水期前には、関係機関を交えて必要な連絡体制等を再確認します。

また、多摩川や鶴見川の他の流域自治体と連携して情報共有も行っていきます。

治水対策については、多摩川、鶴見川等の河川管理者である国や県、他の流域自治体とも連携して取り組むとともに、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」等も活用して必要に応じて国等に要望活動を行ってまいります。

ク 被災した際の計画の整備

市民利用施設においては、所管施設が被災した場合の早期復旧を目指すための対応フロー等の整理を行います。

各所管局において、所管する施設を平常時から、適正に管理することが、風水害時や非常時の対応に備えることになることを十分に理解して、各種ハザードごとの危機事象を整理して計画、マニュアルを整備します。

ケ 各局区との情報共有の迅速化

職員への緊急連絡体制の効率的な仕組み作りや、事前の気象情報・気象実況等の情報について、リアルタイムでの情報共有ができるようなシステム化を目指します。

コ 災害予測システム等の研究協力

現在、川崎市が協力を正在行っている各種研究や実証実験等について、今後も実用に向けた協力をしていくことにより、最新の技術を取り入れた災害対応ができるよう努めます。

2 情報発信から避難へ～情報把握と情報発信、避難行動～

<情報受伝達における備え>

地域防災計画（資料編）にも記載のとおり、市内及び周辺自治体には、防災に関する機器類のうち、情報入手手段として震度計（12か所）、雨量計（51か所）、水位計（27か所）、風量計（1か所）、潮位計（1か所）、高所カメラ（5か所）、河川カメラ（19か所）を設置しており、本市の防災対応に活用しているところです。

また、情報伝達手段としては、※同報系防災行政無線設備（※屋外拡声子局303基、※戸別受信機（1,341台））、多重系無線（257台）、デジタル移動系無線設備（915台）を自営網で、衛星系通信設備（12台）、MCA無線（45台）、公用携帯電話（48台）を公衆網で構築しています。

自営網での構築には、基地局の設置などで多くの経費を要するものですが、災害発生時に公衆通信網が途絶した場合でも、最低限の情報連携が図れるよう、昭和60年頃から整備し、同報系無線に係る屋外拡声子局は、市内での無音地域の解消に向け、現在も増設しています。

また、市民への情報伝達手段としては、音声情報による同報系無線、※防災テレフォンサービス、かわさきFMの他、文字情報として、市ホームページ、※登録制メール（メールニュースかわさき「防災気象情報」）、※緊急速報メール（エリアメール）、※Twitter、※防災アプリ（かわさき防災アプリ）、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ（YOUテレビ、ITS COM、J:COM）への文字放送、要支援者施設への一斉FAXがあり、更に※Jアラートへの配信により、NHK等のテレビ局や、民間大手ポータルサイト、民間防災アプリ等に一斉に配信されるようになっています。

さらに平時から、各種のハザードマップや避難所の位置などを※ガイドマップかわさき（防災マップ）により周知を図っているところです。

（1）実施事項等

ア 市民対応

市民の方々に様々な情報を市ホームページ等で発信しました。市ホームページでは、アクセス集中により閲覧ができない自治体があった中で、本市では※CDNや※軽量化により、円滑な情報発信を行うことができました。

また、直前の令和元年房総半島台風（台風第15号）に関する報道等から市民の関心も高く、多くの問合せがあることが想定されました。そこで、今回は台風上陸当日、「サンキューコールかわさき」では、事前のシフト調整を行い、通常時より多くの要員を配置し、当日は600件強の電話対応を行いましたが、危機管理室及び区危機管理担当にも避難勧告が出る前から相当量の直接入電があり、この対応に、余儀なく職員を充てたところです。

イ 避難勧告の発令

市本部事務局では、電話対応や気象も含めた状況把握に努める一方、台風による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に対して避難勧告を発令するため、Lアラートへの登録作業等も行っていました。さらに、避難所開設場所も併せて発信する必要があり、これらのLアラートへの登録には7区ごとに入力する必要があることや市ホームページ、Twitterでの発信、前述した電話対応や同報系防災行政無線での放送などの対応も同時発生し、様々な情報を発信するための作業に差が生じたことから、市民の混乱を防ぐとともに、Lアラート等による情報伝達と悪天候の中での屋外放送による情報伝達の優位性を考慮し、同報系防災行政無線での放送を見合わせました。

ウ 情報の受伝達システム

台風の状況把握としては、本部事務局では気象台からの情報を基に、本市に設置してある水位計や雨量計、高所カメラ等での市内状況把握に努めました。

避難所の開設状況の把握については、避難所での対応にあたった区職員や学校職員等による機転を利かせた対応により、個人所有のスマートフォンなどから区本部に状況を連絡し、区本部から市本部には、電話やメールで情報共有を図りました。

土砂崩れや溢水などの情報については、各区の道路公園センターなどの職員によるパトロール等により状況を把握し、区本部や市本部への報告には、公用携帯電話や個人所有のスマートフォンなどを活用しました。

(2) 課題等

ア 市民対応

危機管理室や区役所、避難所等への市民からの電話問い合わせについて、本庁、区及び学校教職員がその応対に時間を費やし、他の災害対応業務が行えないばかりか、避難所運営や市民の方々自身にも、迅速な避難行動に影響が出ることから、電話の問い合わせの削減に向けた対策も検討する必要があります。

また、市民の方々に対し、避難所の混雑状況など、効果的に伝達できなかつたことから、一部の避難者は2か所の避難所を巡ることとなり、迅速な避難に支障をきたしました。

イ 避難勧告の発令等

戸別受信機による情報受信が可能な中で、的確な時間に同報系防災行政無線を用いた情報の周知ができなかつたことは大きな課題です。また、全国的にも大きな問題となっているスマートフォンなど情報端末を持っていない、いわゆる情報弱者の方々への対応として、本市では住民組織代表の方に共助として周知をお願いしているところです。しかし、気象条件の悪い中での活動には、大きな危険も伴うことから、こうしたリスクの排除とこれに代わる効果的な代替手段の構築も課題です。

さらに、避難に際してはペット同行を可としたところですが、区役所等に対し、円滑な情報連携ができていなかつたため、区役所や避難所での対応に混乱を招く結果となりました。

ウ 情報の受伝達システム等

日本語がわからない外国人等に向けた多言語対応について、迅速な避難行動のための更なる理解度向上へ改善が必要であると認識しています。

また、高所カメラ映像での河川水位確認は、台風通過となった夜間時には暗くて詳細な確認が困難でした。さらに職員のパトロールなどによる情報入手活動では、台風などの気象条件等によって危険性も伴いました。このような状況の中で安全で確実な状況把握方法の確立も課題のひとつです。

さらに、避難所から区への報告手段やその内容等の統一化が図れておらず、体系的な把握にバラつきが生じたことも大きな課題として認識しているところです。

(3) 解決に向けた取組

ア 市民対応

あらゆる手法による市民への情報発信は最重要であることから、災害対策本部事務局による対応など、動員体制を含めた災害対応人員と配置の見直しを行い、災害対策本部事務局員が本来の災害対応に専念できるようにします。

電話問合せについては、防災啓発冊子※「備える。かわさき」など日頃からの啓発と市からの前日までの情報発信の充実を図りつつ、災害対応に特化したコールセンターの早期立ち上げも検討し、事務局運営と電話対応業務の明確化を図ります。

また、今回の台風対応の実態を踏まえ、サンキューコールとの連携を含め、全庁的な電話対応の体制整備を進めます。

市民の方々の避難等に当たっては、気象情報や避難勧告等の発令の入手方法の確認が重要で、防災アプリやメールニュースかわさき（気象情報）等の啓発を図ります。

川崎市では、避難勧告等の発令時には、Lアラートによるテレビ等各メディア、携帯電話への緊急速報メール（エリアメール）や防災アプリへの情報配信、市ホームページへの掲載や、かわさきFMによる放送、防災情報システムによる登録制メール、Twitter の配信といった手法を用いています。

今後は、既存の各種ハザードマップなど防災啓発冊子の再周知を図るとともに、次とのおり災害ハザード種別に基づく適切な避難行動の啓発を行います。

【啓発例】

- ・ 土砂災害警戒区域にお住いの方 土砂災害警戒区域ハザードマップ 住民説明会
- ・ 多摩川、鶴見川洪水浸水地域にお住まいの方 ※洪水ハザードマップ 住民説明会
- ・ 高潮浸水地域にお住まいの方 高潮浸水想定図等 住民説明会
- ・ 内水氾濫の区域にお住まいの方 内水ハザードマップ（令和2年度中に作成予定）
- ・ 「号外！備える。かわさき」 QRコード（市ホームページ）から、避難行動の※マイタイムラインの作成ができます。

イ 避難勧告の発令等

今回の台風において、避難勧告の際、的確な時間に同報系防災行政無線で周知できるよう、本部事務局の体制を見直します。

さらに、住民組織代表の方（町内会・自治会長など）に貸与している戸別受信機は、その方が地域住民の皆様に周知していただくために設置しているものですが、雨風の中などの周知行動は高リスクとなることやスマートフォンなどモバイル端末の普及等もあることから、住民組織代表を対象とした戸別受信機の貸与については見直しも含めて検討を行います。

なお、安価な戸別受信機を導入し、全世帯に配布している自治体もありますが、これは機器自体が低廉となるポケベルの周波数帯（280MHz）を利用しているもので、回線も自営網ではありません。さらに、本市が同様の対応をとることとした場合、周波数帯の変更として既存基地局の再整備が必要となり、これには多額の経費を要します。

今後、近親者等からの避難助言などの連絡も受けにくい情報入手困難者への情報提供のあり方を検討し、テレビでのデータ放送の視聴など自助の必要性とその取組を啓発するとともに、最新の技術動向や他都市の動向も参考にしながら、リスクが少なく、かつ適切なタイミングで迅速な避難行動に繋がる方策を検討します。

実際の情報把握のうち、主に人的被害情報については消防局との情報連携により、引き続き円滑な情報入手に努めます。一方、物的被害情報については、即時性や局地性を有する貴重な情報源である※SNS投稿も活用して情報入手に努めます。具体的には、令和3年度に再構築予定の新総合防災情報システムでも、市民等からの御協力をいただきながら、写真などを登録していただくことで、状況の見える化を図るとともに、それを地図上に表示することで全体状況を俯瞰し、迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、取り組みます。

また、新総合防災情報システムでは、情報入力補助や一つの操作で同時に多数の媒体への配信を可能とするなど、システムの効率化も図り、情報配信・共有・連携機能、全体状況把握等の機能の強化に努めます。

なお、避難所を含めた現場の状況把握は、その後の指揮命令における判断や迅速な避難行動に向けて大変重要ですが、人材的・時間的制約と危険性も伴うために、その活動には限界があります。そこで、情報入手活動には、予め危険性を伴わない一定の条件を設けた上で、職員や市民等からの状況写真の提供などの協力を仰ぎ、迅速かつ詳細な状況把握に努めます。

また、こうした人的活動の制限を補完するため、河川等の状況把握監視カメラを増設するなど、必要に応じた人的リスクを伴わないハード機器の増強を図ります。

しかし、避難所の混雑状況については、各避難所において避難している場所が体育館や各教室など複数の場所となり、写真や人数を市民の方々に発信しても混雑状況の把握は難しいことが想像されます。ゆえに、避難所で従事する職員による報告に基づき、新総合防災情報システムの更新に併せて混雑情報の発信（赤は混雑、黄色は普通、青は空いているなど地図上に表示する避難所を色で区別できるようにするなど）に努めるとともに、垂直避難など、災害に応じた効果的な避難行動の啓発にも取り組みます。

多言語対応については、市ホームページの「防災情報ポータルサイト」上では、機械による自動翻訳機能のため、名詞など必ずしも正しく翻訳できているものではありません。しかし、災害対応には即時性も重要であることから、防災情報ポータルでは、誤訳のない完全に正しい内容の発信にこだわるのではなく、おおよその内容でも迅速な情報発信にこだわり、引き続き即時性のある機械での自動翻訳を維持しつつ、AIの活用など最新の技術動向や他都市の動向も参考としながら、誤訳の縮減に努めます。

3 避難所における対応～避難所や区職員等の対応実態～

避難所には指定避難所や緊急避難場所などがあります。本市では、災害対策基本法に基づき、被災した住民等が一定期間滞在する場として、地域防災拠点のほか市立小学校や特別支援学校、高等学校等を指定避難所として指定しています。

一方、今回のような風水害等では、災害による切迫した危険から一時的に避難する場所を緊急避難場所として、一時的に市立学校等を指定して運営します。

今回はこの緊急避難場所を避難所として検証します。

(1) 実施事項等

ア 各区の避難所開設状況等

	勧告等発令状況	川崎 区	幸 区	中原 区	高津 区	宮前 区	多摩 区	麻生 区	合計
高潮浸水想定区域		○	○	○	×	×	×	×	
浸水想定区域		○	○	○	○	△※	○	△※	
土砂災害警戒区域		×	○	○	○	○	○	○	
緊急避難場所開設数 (東日本台風時)	避難勧告 《高潮/浸水（多摩川・鶴見川）/土砂災害》	32 (33)	21 (22)	30 (29)	17 (21)	20 (25)	18 (21)	20 (25)	158 (176)
緊急避難場所開設数 (房総半島台風時)	避難準備高齢者等避難 開始 （幸区のみ避難勧告） 《土砂災害》	0	2	1	13	20	13	20	69

※宮前区・麻生区については多摩川および鶴見川による浸水想定なし

() 内の数字は指定避難所の数

高津以北の4区では、令和元年房総半島台風（台風第15号）でも土砂災害警戒のための避難所開設を行っており、職員動員にもある程度の経験値があります。

一方で、幸・中原区は土砂災害警戒では1～2避難所の開設のみで、川崎区は避難所開設の経験がませんでした。

北部4区の中でも宮前・麻生区は、地域特性上、急傾斜地が多く、土砂災害警戒により、ほぼ全避難所を開設しており、今回の台風対応では特段の取組は行わず、これまでどおりの避難所開設数で台風対応を行いました。

一方で、高津・多摩区は、急傾斜地と多摩川沿いの平坦地を抱える区であり、土砂災害警戒による避難所開設には多くの経験値がありました。今回の浸水災害対策としては、川沿いの避難所を多く開設するとともに、地域の方に対して、広報車の巡回や消防団の戸別訪問等による避難誘導も行いました。

南部の3区では、未経験な部分の対応という事もあり、手厚く段取りをするなど、結果としては十分に備えられましたが、一時的に多数の避難者が集中したこと、ペットの受け入れ及び備蓄物資の提供等で、避難所運営に携わった職員が困惑するなかで、運営に差が生じました。

多くの区における避難所運営に係る動員は、担当する避難所を区役所内各課に割り当てる方式です。開設に当たっては、あらかじめ特定の職員に動員の指名が集中する傾向があり、今回は、計画運休や土曜開庁等が重なり、各区において開庁業務に必要な人員に加え、避難所へ要員として派遣予定であった職員が、一部参集することができない状況も発生したこともあり、避難所を開設・運営する職員の確保が困難でした。

た。

イ 各区の避難所運営状況等

一部の避難所では、対応する職員数が少ない状況や風雨に濡れた避難者が一時的に集中して避難する状況であったため、運営する職員の管理が行き届かなくなり、撤収時には吸い殻やビール缶が見受けられるなど、避難所を運営する職員の負担が大きくなりました。

避難所の開設を明示する案内板等の位置により、初めて避難された方などが避難所を開設しているかどうか分からずの状況が発生し、帰宅してしまう避難者もいました。

※ペット同行避難に関して、12日午前10時の避難勧告時の発令文にその条件として、「ケージへの収容」について記載し周知しましたが、ケージを準備していない避難者が散見されました。一部の区では、ケージを準備した避難所もあった一方で、ペット同行避難に関する情報が行き届かなかったことにより、施設側の判断で衛生面を理由に施設内への同伴を認めなかつた避難所もありました。また、校舎内にペットを入れることを断られたため、避難を断念した避難者もいました。明確な基本方針がなく、避難勧告時に登録制メール等にその条件として、「ケージへの収容」を説明として周知しただけであったため、各区の判断で対応した避難所がほとんどとなり、取扱いに混乱が見られました。

備蓄物資の供与については、地域防災計画上では、避難が長期に渡る場合にのみ区長により判断し、供与することとなっていますが、各区において対応が異なり、備蓄物資の供与の有無や内容について差が生じました。

要配慮者への対応としては、避難者が多い中で、エレベーターの無い学校で車椅子の避難者を上階に避難させるために、おんぶして上げた避難所や、介護が必要な避難者への対応方法がわからぬために、苦慮した職員もいました。

また、災害時要援護者避難支援制度に基づき自主防災組織、民生委員・児童委員、避難者有志による安否確認や避難支援が実施された地域がある一方で、登録者から「誰も来てくれない。」といった電話も区役所や危機管理室に寄せられました。

区本部と避難所の連絡等の情報共有については、避難場所の電話、私用携帯のLINE等を活用するなど対応が分かれました。

避難所の閉鎖については、各避難所の避難者数等を踏まえ、避難所の原状回復やゴミ処理を含め、各区で学校等と協議を実施するなど各区において個別に判断しました。

上記のような運営状況の中、自主防災組織の方々や避難者に対して避難所運営支援を依頼し、対応した避難所もありました。

(2) 課題等

ア 避難所開設・運営時の課題事項

各区の地域特性（浸水想定区域、土砂災害想定区域等）をはじめ、これまでの台風対応の経験や知識の違いなどのほか、計画運休、土曜開庁なども重なり、事前準備や避難所開設・運営等の対応に差異が生じました。

避難場所を開設する際の校舎利用について、受付、避難者動線、避難場所など事前に施設側と調整していたものの、一部の避難所では想定以上の避難者であふれ、収容や人数の把握が困難となりました。そのため、新たな避難所の開設や市バスにより別の避難所へ輸送するなどして臨機応変に対応しました。しかし、他の災害対応と並行して実施することになった新たな避難所の開設には、人員配置や施設管理者との連絡調整などに労力を費やしました。

ペットの同行避難ではケージへの収容が原則なため、避難者に対してメールや問合せで対応したものの、徹底されておらず、ペット対応に苦慮した避難所もありました。

備蓄物資については、洪水・土砂災害用避難所運営マニュアルでは毛布以外の備蓄物資は、原則提供しないこととなっていますが、最終的には避難所の状況から、各区の判断で提供した避難所もありました。避難者の中にも、当然配布してもらえるとの認識もあり、非常用持出袋の持参などの啓発が課題となりました。

風水害時の避難行動は、ハザードやリスクに応じて異なり、必ずしも避難所への避難が求められるものではありませんので、災害時要援護者避難支援においては、平常時から支援者と登録者の双方で、適切な避難行動を確認しておくことが必要です。

そのほか、避難所の場所が分からず、避難所で喫煙や飲酒がなされたほか、トイレの使用方法などについても避難者等から苦情や要望がありました。

イ 自主防災組織に対するアンケート

今回、開設した避難所に職員を配置した中で、今までにない多くの避難者が避難し、一部の避難所において混乱が生じるなど円滑な運営ができませんでした。

今後、自主防災組織に理解を求め、共助のもと円滑な避難所運営を行っていく上で、実情を把握するため、自主防災組織連絡協議会等の御協力をいただき、自主防災組織 744 団体（※66%のご回答）に対してアンケートを実施しました。

自主防災組織では「多くの方が避難所の様子を知りたい。」と実際に避難所へ赴き、支援を申し出た方は39%で、「市職員及び施設管理者とともに避難所運営に協力したい」という方が51%、「避難者に協力を求めるべき」が40%と共助が必要であるとの御意見が伺えました。

特に今回の大規模な台風に対しては、避難所開設及び運営に参加していきたいとの御意見は68%となっています。

その一方で、自由意見として①避難所運営が訓練のように上手くいってなかつた、

②職員の教育に疑問を感じる場面があった、③水害に対して市の見通しが甘かったなど避難所の組織運営や職員自身の知識不足に対する御指摘もいただいています。

自主防災組織の方々から、避難所運営に共助する条件（事前準備）として、行政と避難所運営会議などでルールを決める48%、最低限のルールを決める49%の回答を得ました。ルール化の必要性を求める意見であり、運営に対してもルールの整備は最低限必要だと思われます。さらに、避難所運営に係る職員の教育を求める意見や、情報共有、訓練が大切であるとの御意見もいただいています。

アンケートを通じ、自主防災組織の方々から避難所運営に関して、職員の経験や知識の至らなさの御指摘があるものの、「共助は大切である」との御理解があると感じています。

ウ 各区役所職員に対するアンケート

今回の台風では、区役所職員が各避難所に派遣されて、学校教職員とともに避難所の開設・運営を行いましたが、様々な課題が生じました。実際の避難所運営がどのように行われたかを把握するため、158箇所の避難所で運営などに従事した各区役所職員を対象として、アンケートを実施しました。

避難所開設・運営に従事した職員の数として、避難所開設時全体を通して足りていたとの意見が23%ありました。その一方で避難者等が避難所運営に参加が23%あり、支援を申し出たが断られたという避難所もありました。

また、避難所開設・運営の業務について、職員は事前説明会ではほぼ理解はしていたものの、実際行ってみると対応に苦慮した職員がいたほか、業務内容を理解しないまま従事した職員も11%いました。

このことから職員に対する研修、訓練などの職員に対する教育方法を今回の経験を基に検討し、職員自らの災害時に対する意識改革をしていくことが必要です。

避難場所として使用する教室、受付場所についても垂直避難を理解し、施設管理者と協議の上で決定しています。ただし、避難場所として利用する教室内の割り振りが18%、教室内のスペースの割り振りが17%と合わせて4割しか行われておらず、避難者が自動的に行つた避難所もありました。

ペット同行避難については、原則はケージへの収容でしたが、収容なしでの受入れが17%、ケージへの収容の有無にもかかわらず断っているケースが7%あり、各避難所での対応が分かれてしまいました。そのため、避難所では本来の避難所運営業務のほかに、苦情や問合せに追われる場面もあり、避難所を閉鎖した後も区役所等で対応しました。

また、ペットを収容した教室等の原状復帰についても、「簡単な清掃、清掃を行わなかった」が合わせて35%を占め、アレルギー等の衛生面での課題もあり、ペットの収容場所についても事前に決めておくなどの検討が必要です。

震災時では避難所運営会議でルールを決めていたものの、風水害時の場合のルールがなかったことから、今回の経験から、健康福祉局との協議の上、同行避難は「ケ

ージへの収容」が原則であることの啓発を図っていく必要があります。

備蓄物資の供与は、風水害では原則、行わないこととなっていますが、区本部の指示が57%、市民からの強い要望が1%、避難所独自の判断が29%となっています。また、半分以上の避難所では複数の備蓄が配布されていました。

避難に際しては、基本は非常用持出袋を持参することとしており、市民の方々に対しての啓発を強化していく必要があります。台風上陸など事前の避難が十分予測できる場合には水や食料、防寒対策品などの非常持出品を準備してもらえるよう、「ぼうさい出前講座」の活用、「号外！備える。かわさき」による啓発等を継続して市民の方々に働きかけていきます。

高齢者、障害者、妊産婦、要援護者等の要配慮者の対応については、半数の避難所では専用スペースを設けていましたが、残り半数は他の避難者と同じ場所での避難となりました。

要援護者等に対する理解が薄いことも考えられ、関係各局と連携しながら、啓発、研修などを行っていく必要があります。

車での避難については原則認めていませんが、徒歩など、車以外の手段が半数であるものの、「高齢者、障害者等要配慮者に限り避難を受け入れた」が3%、「スペースの許す範囲で」が16%と車での避難を受け入れた避難所もありました。そのため、駐車場所の確保と原状回復、交通整理員の配置、渋滞等問題が生じました。

ゴミの処分については、区職員が持ち帰ったが37%、後日回収が50%と学校が処分した場合もありました。7割以上の避難所で問題は発生していないものの、施設の原状回復としての課題が残り、改善が必要です。

あわせて、避難所のトイレ使用についても9割近くが施設のものを利用しました。なお、一部備品の破損や清掃への人員、トイレットペーパーの不足などの課題が生じています。

ゴミの処分、トイレ等施設利用するまでの詳細についても、施設管理者と協議が必要であり、基本的なルールを決めておく必要があります。

(3) 解決に向けた取組

今回の台風では、避難者が一時的に集中し、円滑な受け入れや避難者の把握が困難となったほか、避難者数が多くなったため、新たに避難所を設置し、職員を配置した区もありました。

風水害に伴う避難所運営の基本は短期運営であり、生命の確保を最優先することです。各区長が所管区の責任を果たすべく、マネジメントを徹底し、職員が高い意識を持ちながら、自主防災組織等の市民の方々と協力しながら、避難所を運営する必要があると考えています。

自主防災組織の方々に対するアンケートでは、今回の職員等による避難所開設等を踏まえ、今後の避難所運営はどうあるべきかを問いました。その結果、自主防災組織

にも協力を求めて運営すべきが51%、避難者に協力を求めて運営すべきが40%と、合わせて9割近くの方々が、共助が大切であるとの御意見をいただきました。

特に、今回の令和元年東日本台風のような大規模な風水害に対しては、避難所開設・運営に参加していきたいという御意見は7割と高い水準となっています。

ただし、共助として運営する条件として、ルールをしっかりと決めておくとの意見が半数あったことから、避難所運営等の課題の共有を図るとともに、運営の支援について協議をはじめたいと考えています。

そのための骨子となる「風水害時の緊急避難場所運営マニュアルの標準例（以下「標準例」という。）」を提案し、地域特性など各区の実情を鑑み、各区で自主防災組織等の市民の方々に理解を求め、円滑な運営を考えていく必要があります。合わせて市民の方々に対しても、「避難所開設・運営には共助が大切である」との御理解と御協力をいただくための啓発に取り組んでまいります。

避難所を主に運営していく職員の経験や知識を向上させるのは当然ですが、「市民の生命を守る」という市職員としての意識の醸成が最も大事です。そのためには、職員に対する研修、訓練などの職員に対する教育方法を今回の経験をもとにしながら、既存の研修や講習を改善し、長期的に人材育成を図っていきます。

また、今回の避難所運営で特に課題となったのが、ペットの同行避難です。明確な基本方針がなく、避難勧告時に川崎市メール等にその条件として、「ケージへの収容」を説明として周知しただけであったため、各区の判断で対応した避難所もあり、取扱いに混乱が見られました。

ペットの同行避難に関しては、震災時では避難所運営会議でルールを決めていたものの、風水害時の場合にはありませでした。施設管理者との事前協議には受付場所や受け入れ先を決めておく等の検討が必要でした。ペット同行避難は「ケージへの収容」が条件であることを「標準例」に記載するとともに、市民の方々への啓発にも力を注いでいきます。

備蓄物資の提供に対しても基本は、避難者の非常用持出袋の持参ですが、各区役所職員に対するアンケートでは、半数以上の避難所が各区の判断で複数の備蓄を配布している現状がありました。

備蓄物資の提供に関しては、台風上陸など事前の避難が十分予測できる場合には水や食料、防寒対策品などの非常用持出袋持参が基本であり、市民の方々への啓発を強化しなければなりません。引き続き、「ぼうさい出前講座」の活用、「号外！備える。かわさき」による啓発などによって、理解と協力を求めていきます。

また、避難所でのゴミについても、原則は避難者の持ち帰りですが、区や学校で処分したケースがあり、施設の速やかな原状回復が困難となりました。

避難所の多くは学校であり、閉鎖後、早期に学校が再開できるためには、速やかな撤収作業が求められます。市民の方々の協力により、撤収作業がスムーズになった事

例もありました。

これら避難に当たっての注意事項について、「標準例」に定め、各区が施設管理者などと協議し、避難所ごとにルールを決めるなど検討していきます。

要配慮者への対応に関しては、「避難勧告」の前に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令して、優先的に避難させるのが原則です。今回は準備情報を発令することなく、避難勧告により要配慮者も含め避難させたことで避難者が集中してしまい、円滑な受入れが困難となったとも考えられます。各区が地域の避難所の実情に応じた対応が取れるよう、シミュレーションなど訓練に取り組んでまいります。

地域における「共助」を前提とした「災害時要援護者避難支援制度」については、多くの地域で支援が実施されなかったことを真摯に受け止め、災害のケースに応じた適切な避難行動を支援者と登録者の双方で共有できる支援の仕組みを検討します。

また、避難所への車による移動は、要配慮者に限り、車移動を認める方向での検討を進める必要があります。

区本部との避難所連絡等情報共有に関しては、避難場所での電話、私用携帯のラインの活用等、様々な通信手段を活用しましたが、関係各局と検討し準備していきます。

避難所の閉鎖に関しては、避難勧告の解除が原則です。今回の台風では雨が止んだ後に、洪水警報発令中の被災リスクが高い中、避難所を後にする方がいました。留め置く根拠はありませんが、いまだ被災リスクが高いことを周知させるなどの情報提供は必要です。職員が避難されている方々に対して、大きな声で自信を持って分かりやすい情報提供をするなど、説明責任を果たすためのリーダーシップを養成すべく、「避難所運営研修」を継続していきます。

4 被害情報から被災支援や応援要請 ~把握から情報共有、事態対処~

4-1 全般

地域防災計画では、災害の予警報や被害状況等の情報は、応急対策活動の実施にあたり必要不可欠であり、防災関係機関と情報を迅速かつ的確に、収集・伝達・報告し共有化することにより、被害の発生及び拡大を防止するとともに、住民に対し適切な情報の伝達を行うことを定めています。

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、気象情報、被害情報及び避難情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報を把握し、市長に報告するものとしています。

また、今回の台風では、浸水の被害が川崎区、中原区、高津区、多摩区などで発生し、

多くの災害廃棄物が発生しました。そのため、その対応方法について記載します。

(1) 実施事項等

道路公園センター・消防・上下水道・まちづくり局等の現場パトロールを基にした情報、各部からの現場対応している情報の他に、本部事務局の高所カメラの映像や気象情報など出来得る限りの情報収集に努め、警戒本部会議等において情報共有を図りました。

各区本部、部本部においては、現場職員が収集した情報等に基づき、必要に応じ対応をするとともに、その状況について、本部事務局に連絡するとともに警戒本部会議等においての報告に備えていました。

なお、道路公園センターでは、過去の浸水履歴等も踏まえながら、定められた巡回ルートに基づき、建設緑政局からの増加人員も含めて現場パトロールを実施し、被害状況を把握するとともに、その情報を区本部と建設緑政局の所管課に随時・定時に報告するようにしていました。

第1回警戒本部会議（10月12日10時）では、判明している被害状況の報告はなく、気象状況と予報、職員の参集状況、対応状況及び警戒体制等について、確認及び指示がありました。

第2回警戒本部会議（10月12日15時）では、判明している被害状況の報告は、避難行動に伴う怪我人の報告がありましたが、浸水に伴う被害情報についての報告はなく、その他、個別の報告として、避難所状況と市バス緊急輸送等の報告がありました。

その時点の雨量と降雨予想では、浸水は免れないという報告もあり、今後、浸水被害が発生する可能性が高いという状況が共通の認識となりました。藤倉副本部長からは、今後の見立てとして、高津区諏訪や丸子の排水区等の浸水の可能性が高い旨の説明があり、本部長からは、最悪のことを想定し対応していかなければならないという指示と、避難所のコントロールと河川、支流、内水氾濫を含めた避難を最優先に実施するという指示がありました。

18時21分に本部事務局に「諏訪（高津区）腰まで冠水、上丸子山王町（中原区）床下浸水、宮内（中原区）宮内北交差点付近30センチの道路冠水」という被害情報の第1報があり、それ以降、逐次、浸水被害の報告がありました。

- 19時00分：戸手4丁目付近浸水
- 19時25分：北見方・諏訪（高津区） 浸水深1.6m
上丸子山王町2丁目付近（中原区）水深腰高 消防がボートで救出

第3回警戒本部会議（10月12日20時）では、藤倉副本部長から三沢川における多摩川の合流地点での床下浸水や平瀬川かすみ堤での浸水情報が、高津区本部長か

ら平瀬橋周辺が川からの波で浸水している情報が報告されるとともに、各区本部長から避難所の状況についての報告があり、本部長から避難所対応への指示がありました。

この会議以降、翌朝までは、被害情報や対応については、各区・各部から断片的に警戒本部事務局等に報告がありました。

- ・ 20 時 50 分：高津区溝口 6 丁目で腰まで水に浸っているとの 110 番通報情報
- ・ 21 時 31 分：平瀬川（高津区久地 2 丁目付近）
溢水（約 3m、多少、胸の当たりまで等の情報が複数あり。）
- ・ 21 時 40 分：宮内 1 丁目（中原区）床上浸水・停電
- ・ 23 時 00 分：六郷ポンプ場付近（川崎区本町付近）の国道 409 号線
(アンダーパス) が道路冠水

13 日

- ・ 1 時 52 分：国道 409 号線（アンダーパス）
水の除去完了もヘドロ多く通行止めを維持（5：55 開通）
- ・ 2 時 50 分：溝ノ口 6 丁目キャステール 1
1 階部分が浸水、死亡者（60 代男性）1 名発見

第 1 回災害対策本部会議（10 月 13 日 9 時）では、夜が明けたこともあり、各部から被害報告が、まとまって報告されはじめ、被害の全容が判明しつつあり、対策が本格的にできるようになりました。

第 2 回災害対策本部会議（10 月 13 日 13 時）では、各部から被害状況、市営住宅、泥堆積対応、災害ゴミ、り災証明等についての報告がありました。

第 3 回災害対策本部会議（10 月 15 日 9 時 25 分）では、各部からは、道路、水道、災害廃棄物、公共施設被害、り災証明等についての報告がありました。

（2）課題等

風水害被害の把握は、出水時点と確認時点に差異が生じるのが通例であることから、現場対応の情報収集が肝要となります。今回の台風は夜間に通過したため、情報入手には現場パトロールや市民からの通報等を受けたものの、情報の取捨選択や全体像の把握に苦慮しました。

また、警戒本部等でも、出来得る限りの情報収集に努めましたが、現場からの浸水等の情報が来ないと何も判らない状況のまま、被害報告等が先行し全市的な判断や対策構築に時間差等が生まれました。

さらに、一部の情報から全体像を想像するようなオペレーションはできておらず、

入ってくる情報ごとに対応を決定する形となり、対策というよりは事態対処の集計に終始していたことで、報道発表も含めた被害状況の発信に偏りが生じてしまいました。

道路・河川の状況把握については、溢水等に係る事前の準備作業やパトロール内容や発災時の対応フロー等の整理が十分でなかつたり、道路公園センターへの指揮命令、情報提供の依頼等が錯綜し現場が混乱したり、報告内容、報告先等が複数に分かれているため迅速な対応が困難となりました。

また、溢水等の現場に行った道路公園センターの職員が、事態対処の目途が付くまで現場から離れられない状況もあり、現場に数時間拘束されるなどにより保有する部隊数との兼ね合いの課題が生じました。そのため、なかなか被害状況の把握に繋がりませんでした。

道路公園センターでは、職員の安全確保の観点から、台風の勢力が衰えない中での情報収集活動を見合わせるように指示していたにもかかわらず、一方で警戒本部からは現場確認の指示もあって、混乱もきたしてしまいました。

(3) 解決に向けた取組

警戒本部への情報提供や報告に加え、情報伝達の習慣性など組織全体の底上げの必要性と情報伝達ツールの開発（新規システムの導入）に取り組みます。

道路公園センターからの報告については、報告先の一本化や報告様式等の統一化、多摩川や中小河川も含めた危険個所の整理、溢水等の発生時の対応業務フローの作成やパトロールに係る職員の安全が見込めない場合には、高所カメラのルール化も必要と考えています。同様に各局区では、対応業務等の再点検や再確認、フローのルール化に取り組みます。

また、各部からもタイムラインに応じた報告を適時に事務局へ連絡するとともに、事務局がその報告をまとめて各部に情報提供して共有を図る仕組み作りを行います。

更に、降雨状況下の活動では、河川の増水などの危険と人命救助や事態対処の兼ね合いについて、現場判断に委ねる部分が多く、そのためにも活動限界に対する考え方や基準等を定めます。

被災状況等の情報収集・共有については、将来的には、タブレット等のモバイル端末を活用した情報通信環境の整備、高所カメラ等やSNS等を活用した被災情報等の迅速かつ確実な収集方法の検討、広範囲な被害が発生した場合における組織横断的な体制の確保に取り組みます。

4-2 業務継続計画（B C P）

大規模災害時の被災自治体においては、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった役割が求められると同時に、必要最低限の行政機能を維持し、市民の生活を守る必要があります。

このため、これらの業務を「非常時優先業務」として選定し、限られた人員や資機材等を投入することで、早期の応急復旧と行政機能の継続とを両立することが、業務継続計画（B C P）を策定する主な目的となります。

また、この業務継続計画（B C P）は、災害対策本部以外の関係部局においても、行政が果たすべき必要最低限の責務や地域防災計画の実効性を高めるものとして、各々定められています。

(1) 実施事項等

業務継続計画（B C P）については、震災時かつ大規模災害時を想定したものであったため、風水害時にも適用できるよう、検討を進めていました。しかし、今回の台風の災害については、発動の検討はしませんでした。理由は、被害が局所的であったこと、対応する部署ごとで業務量の多寡を把握していましたが、一定程度の庁内の支援体制を整えており、組織的に過度の業務が生じていたわけではなく、最低限の業務実施体制は確保できていたためです。

(2) 課題等

被害が局所的であったことや、業務継続計画（B C P）が風水害を対象としていたことから、今回の台風では発動には至りませんでしたが、災害対応業務の総量は増大したので、部署によっては相応の負担が生じました。

また、4号動員の発令は、災害発生を前提としたものであるため、区役所等窓口業務の対応を整理した上で業務継続計画（B C P）の発動も検討の余地があったと認識しています。

(3) 解決に向けた取組

現在取組を進めている業務継続計画（B C P）（震災対策編を自然災害編）の改定によって、風水害時にも発動の検討が、速やかに行われるよう、各局区等と調整を図ります。

また、災害時に各局区が自主的に業務を縮小し、かつ負担が大きい部署への支援が実施できるよう、研修や訓練等を行う中で、※防災リテラシーの向上に努めるとともに協定や受援内容について検討します。

4-3 受援体制の整備

地域防災計画では、災害による大規模な被害が発生、又は被害の拡大により、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときに備え、広域応援体制を確立し、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施すると定めています。

平成29年7月に川崎市受援マニュアルにおいて、本市が応援を受け入れるにあたっての受入窓口の整理や宿泊施設等の受入体制の整備、物資の受入れ・輸送、応援を受ける業務内容の明確化など、熊本地震の対応からの教訓から導き出された課題解決に向け、「受援マニュアル」を策定し、より実効性の高い受援体制の整備を実施しました。

(1) 実施事項等

受援については、一定程度の被災が生じた際に発動し、災害の発生を想定し、警戒体制事務局において、11日に災害時協定や連絡体制などについての確認等は実施しました。しかし、各局区への具体的な指示はしませんでした。

災害発生前から本市との災害時協定に基づき、国土交通省関東地方整備局から11日にリエゾンの派遣を受け入れるとともに、リエゾンを通して、ポンプ車等の応援要請を行い、応援活動に従事してもらいました。

一方、他都市の被害に比べ、本市の被害が小さかったため、総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援の要請や九都県市や指定都市市長会等のスキームによる応援の要請等、積極的に応援を受ける活動は行いませんでした。

しかしながら、被害の全体像が判明するに従い、復旧に向けた動きが活発化していく中で、本市だけでは迅速かつ十分な活動が難しくなっていたことから、地域の町内会・自治会をはじめ災害時の協定に基づく種々の応援を受け、復旧活動に繋がりました。

(2) 課題等

受援体制について、事前の準備段階から各局区の発災後の業務内容（災害廃棄物の収集、土砂の撤去、福祉等）を踏まえた受援ニーズを予期・把握していなかったため、早期から最大限に応援を活用できなかった可能性があります。

(3) 解決に向けた取組

受援体制について、事前の準備段階から各局区の発災後の業務内容を踏まえた受援ニーズを把握し、ニーズに応じた応援要請、受援のスキームについて整理しておく

必要があります。毎年、年度初めに担当者と連絡手段の確認を実施とともに、訓練を通して顔の見える関係の構築に努めていくことも重要です。

そのため、現在の「受援マニュアル」の見直しを行います。

九都県市等の取組の中で、改めて被災自治体への支援の在り方についての検討に取り組みます。

4-4 災害廃棄物（片付けごみ）への対応

水害時におけるごみは、水分を多く含み腐敗しやすく、生活環境の保全上、緊急に解決しなければならない重大な問題なので、迅速かつ適切な処理が求められます。そこで、風水害により発生した災害廃棄物への対応は、「地域防災計画（風水害編）」に内包される「災害廃棄物処理計画」のほか、必要に応じ「地域防災計画（震災対策編）」や「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を準用するものとしています。

(1) 実施事項等

台風接近に伴うごみ収集（普通ごみ・資源物）の中止については、強風等による市民の方々や収集作業員の安全性の確保、ごみの散乱防止をはじめ、鉄道の計画運休実施などを考慮して、11日午後に12日のごみ収集の中止を決定し、報道発表のほか、ごみ分別アプリや広報車等を活用した広報により周知を図りました。

13日に各生活環境事業所の収集車両による浸水地域のパトロールや、散乱ごみへの対策を行いながら、片付けごみの発生状況の把握に努めました。その結果、被災地域が多摩川沿いの地域に集中していたことから、通常のごみ収集を継続しながら、週休日にあたる職員の出勤体制を整え、14日以降の浸水地域における片付けごみの臨時収集を並行して行うこととしました。

片付けごみの収集については、市による臨時収集のほか、川崎建設業協会や川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会、市収集運搬委託業者、横浜市等からの応援を受けて実施するとともに、14日から生活環境事業所への片付けごみの持ち込みにも対応をはじめました。

浸水地域からの片付けごみの直接収集に注力することで処理の迅速化を図る中、特に中原区と高津区で被害が大きかったことから、当初、仮保管場所を建替え工事中である橋処理センターの敷地内に設置して運営しました。その後、等々力緑地催し物広場にも仮保管場所を開設するとともに、運営管理については当初、市職員により直営で対応しました。その後、橋処理センターの仮保管場所は建替え工事請負業者により運営し、等々力緑地催し物広場の仮保管場所は協力団体である神奈川県産業資源循環協会の協力を得て運営しました。

(2) 課題等

12日のごみ収集については、台風上陸の前々日である10日までは行う予定でしたが、台風の勢力や接近状況などを鑑みて、中止の判断をしました。しかし、これまで全市的な中止の事前判断基準が無かったことから、直前の判断となり、市民への広報が遅れることとなりました。また、直前に収集中止の連絡等を受けた町内会・自治会としても対応に苦慮している状況がありました。

また、発災当初、被災現場での状況が時々刻々と変化し、情報が錯綜・不足するなど、区との情報共有にも課題がありました。

さらに、被災していない家庭からの通常のごみ排出もあり、通常収集と片付けごみの臨時収集の業務を並行して計画的かつ迅速に進める必要がありました。このような状況の中で、市民からの問合せや片付けごみの持込みなどに対応しなくてはならず、人員・機材を含め、通常の体制では到底対応しきれない負荷が現場にかかったことから、今後、災害時の職員の出勤体制や応援体制、オペレーションについても検討が必要です。

浸水被害という特性から、家具や畳、電化製品などが原形を留める形で排出され、狭隘な場所では、そのまま宅地前や道路に排出され、車両通行にも支障をきたすケースもありました。今後、災害の種類、規模、場所等に即した仮保管場所の確保や、家具や畳、電化製品等の回収に適した平面荷台車両をはじめとする資機材の確保に向けて事前の計画や準備にも万全を期す必要があります。

(3) 解決に向けた取組

ごみ収集中止の判断基準の考え方の整理をはじめ、台風接近前に事前に広報することにより、市民へあらかじめ、収集中止の可能性や片付けごみ等の排出方法についてお知らせしておくことで、極力発災後の対応に支障をきたさないようにする方法を検討します。

また、被災現場の情報収集については、各局区と市災害対策（警戒）本部の迅速な情報共有体制の構築のほか、片付けごみの発生状況に関する情報収集の方法等の整理、区との連携、地域の状況を把握する方法の整理等を行います。

災害時における現場での膨大な作業量を考慮した、出勤体制や応援体制をはじめ、災害時の通常業務の継続等の考え方の整理や、※業務継続計画（B C P）の見直し、収集計画や分別等の情報発信の方法の整理、仮保管場所候補地の調整、災害廃棄物の処理フローや体制等の整理、協力団体や他都市、ボランティア等からの支援の考え方の整理を行います。

今後、片付けごみの収集運搬や処理に必要な資機材の計画的な整備を進めるほか、協力団体への事前確認や協力要請についても、協力団体と定期的に情報共有を行うなど取組を進めていきます。

5 被災者に対する支援～被災者支援に係る一連の対応～

川崎市地域防災計画（風水害編）には、被災された方々への支援について、予防計画としてボランティア、災害初動計画として応急住宅対策・広域応援体制・災害救助法、復旧計画として民生安定のための緊急措置等（相談窓口・義援金・り災証明等）が記載されています。

計画上では発災後に取り組むものが多くを占めていますが、他の対策と同様、発災後に混乱なく、被災された方々の支援に取り組むためには、平常時から様々な事前調整を行つておくことが必要です。

5-1 り災証明に関する取組

(1) 実施事項等

ア 申請交付件数等の実施状況等

- ・ 10月13日(日):第1回災害対策本部会議：り災証明・建物被害認定調査の検討開始
第2回災害対策本部会議：被災者支援メニューの検討開始
 - ・ 10月15日(火):り災証明書交付願の受付開始
 - ・ 10月17日(木):建物被害認定調査の開始
 - ・ 10月28日(月):り災証明書の交付開始
-
- ・ 申請交付状況（令和2年3月31日9時00分現在）

	申請済件数	交付済件数	交付率
川崎区	143	143	100.0%
幸区	33	33	100.0%
中原区	1,383	1,378	99.7%
高津区	1,329	1,328	99.9%
宮前区	30	29	96.7%
多摩区	427	427	100.0%
麻生区	11	11	100.0%
合計	3,356	3,349	99.8%

イ 被害認定調査、り災証明書の交付の実施状況等

り災証明の交付については、平成29年度に新たな区災害対策本部体制を整備する際、財政局と各区役所とで役割分担を調整し、平成30年度にり災証明に関するマニュアルを作成しました。

また、本市総合防災情報システムによるり災台帳登録、り災証明書の交付機能を用意していましたが、り災証明書の一括出力ができないなど、システム上の課題があったため、新たに被災者支援システムの導入を検討していました。

さらに、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）における広島県坂町への被災地支援の中で、建物被害認定調査の経験を積むとともに、システムに頼らない簡易なり災証明書の交付機能（エクセル表）を本市独自に構築していました。

今回の台風では発災後、原則として上記マニュアルに基づき建物被害認定調査を実施し、特に浸水被害が集中した地区においては被災者からの申請を待たず建物被害認定調査を先行して実施する※「プッシュ型ローラー方式」による調査を財政局が行いました。

り災証明書の交付については各区役所の区災害対策本部り災証明書交付チーム等により実施しました。申請から1週間で約2,000件を超える申請がある状況の中で、被災した区の実情に合わせ、証明書の交付体制等について調整し、発災から2週間後の10月28日からり災証明書の交付を開始しました。

なお、建物被害認定調査の結果に対する被災者からの再調査の依頼を受け、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」の規程に基づき、神奈川県土地家屋調査士会の協力を得て、11月12日から再調査を実施しました。

(2) 課題等

り災台帳の作成は被災者支援の根幹的かつ重要な取組ですが、今回の台風対応において次の課題が認識されました。

まず、台帳の作成に必要な被災地域の確定には、被災された方からのり災証明の交付申請に加えて、全体把握のために点在する被害情報を基に、現地調査をした上で作図する方法が基本です。そのためには消防局や上下水道局、道路公園センターなど、河川等の現場対応をしている各部署からの情報の集約が必要です。しかし、被災状況を一元管理する仕組みが構築されておらず、今回は情報の共有化が十分に図られていなかったため、被災地域の確定に時間を要し、一部の浸水地域への対応が遅れることとなりました。

また、今回はり災証明の迅速な交付を優先して対応しましたが、同時に全体像を把握し、その後の被災者支援を視野に入れて対応する必要がありました。一方で、被災地域内の中小企業の現状把握のため、経済労働局が税務部門の調査に同行するなど、効率的な取組もありました。

り災証明書の交付管理体制については、区役所が担当するり災証明書の交付と財政局が担当する建物被害認定調査について、本市独自のエクセル表を活用しました。しかし、各区で運用に差異があり、書き換えて活用してしまうケース等があったことから、危機管理室と区の間での作業及び報告体制に混乱が生じ、報道発表等の資料の後日修正が発生するなど、当初、混乱が生じました。また、災害の規模に応じて組織・部門横断的に対応できる全市的な体制づくりが十分でなく、局地的な被災、限られた人員、件数の多

さなどの諸条件が重なったこともあり、土地家屋調査士会からの申し出により御協力いただきました。

建物被害認定調査、証明書交付業務、再調査等の役割分担につきましても、それぞれの担当局区（財政局、区役所、健康福祉局等）の認識に差異があり、まず調整から始めなければならなかったことから、事前に検討を進めておくことが必要です。

(3) 解決に向けた取組

情報集約における全体像の把握と共有については、現在、進めている新総合防災情報システムの検討と併せてインフラ整備を進めます。

区役所と財政局で対応の振り返りを実施し、建物被害認定調査や災証明書の交付等の役割分担等の再整理等を行うとともに、円滑なり災証明書の交付に向けて、連携強化を図り、研修会等を通して職員の知識、スキルの向上を図ります。

り災証明書の交付内容と被災者が求める証明事項とのかい離が生じないように、また、交付日数が長期化しないように、り災証明交付にかかる要綱等の整備、既存のマニュアルを修正します。具体的には、交付要件などの明確化、交付手続や災証明書（申請書を含む）の標準化を図るとともに、り災証明書の証明事項や建物被害認定調査の共通化に向けて、内閣府や九都県市での協議等が図られるよう働きかけていきます。

建物被害認定調査、り災証明書交付、被災者支援メニューの情報提供の予定等の速やかな被災者への情報提供を図ります。

今回の課題を検証し、新たな被災者支援システムの導入に向けた検討を進めます。

総合防災情報システムの更新と新たな被災者支援システムの導入を行い、証明内容と支援との自動連係等による業務の効率化、迅速化を図るとともに、被災者支援システム導入後に実施する研修や、各区り災証明書交付チームを主体とするワーキンググループ等でマニュアルのブラッシュアップを図ります。

り災証明書の交付と各種被災者支援策とがシームレスに連携するための取組（り災証明書と被災者支援メニュー、民間保険会社の保険適用との関係の整理、り災証明書や建物被害認定調査に関する全国的な統一に向けた関係省庁への働きかけ等）の推進を図ります。

5-2 支援メニューに関する取組

(1) 実施事項等

10月15日（火）：被災者支援の適切な実施に向けた関係局との調整会議 開催

10月25日（金）：被災者支援メニュー「台風19号（現在、令和元年東日本台風）

によって被災された方へ 被災者支援の取組一覧」を公開、隨時、

更新。（現在も更新中）

平成31年度から災害救助法の所管が健康福祉局から危機管理室となりましたが、被災者支援メニューに関する課題共有については十分に進んでいません。これまで、災害時に被災者に配布していた健康福祉局所管「災害・風水害等で罹災された方への御案内」についても、災害救助法等の適用をイメージした内容ではなく、支援メニューの利用に必要な具体的な書類等の記載はありませんでした。

このため、今回、「被災された方々へ、被災者支援メニュー」を抜本的に再編し、わかりやすく周知する必要性が生じましたので、関係局区を集めた緊急会議を10月15日（火）に開催しました。そして、現状把握を行った上で、各局へ照会を行い、支援メニューの取りまとめ及び冊子を発行し、災證明書の交付時に配布するとともに、市ホームページへの掲載と支援メニュー担当窓口等に配架しました。

支援メニューが、国や関係省庁、局内、民間など、様々な実施主体から、時期をまたがり、順次、提供されることを想定していたため、定期的な改定を前提にした発行体制をとりました。当初は2週間に1回、令和2年に入り、月1回の内容の更新を行っています。また、支援が進んだ時期には、支援を十分に受けられない被災者の支援が必要になることが想定されました。そこで、弁護士・司法書士・行政書士等の方々に、自力で支援メニューを活用できない被災者への窓口での相談支援等のサポートをしていただきました。

また、当初、各区にワンストップサービスを行う窓口の設置を検討しましたが、発災間もない時期には、支援に関する相談はほとんどなく、窓口の設置は現実的ではありませんでした。実際、支援メニューに対する問合せは少なく、各局区が必要に応じて臨時窓口を開設するなど、柔軟な取組を行いました。

（2）課題等

災害弔慰金の支給など、従前の災害において即時に実施していた被災者支援活動が、建物被害認定調査や災證明書交付、支援メニュー発行のタイミングと連動せずに行われました。その結果として、被災者の混乱を招いたケースや被災者支援のメニューの把握・整理前に災證明書を交付したものもあり、早期に交付した被災者に交付時点で必要な情報提供ができなかったケースがありました。

支援の検討に必要な法人・個人等の被災者の属性に係る情報が十分でなかった部分があり、被災者（企業等を含む）に複数回にわたり被害状況の確認を求める必要が生じました。

（3）解決に向けた取組

今回作成した支援メニューの冊子が、様々な規模の災害でも活用できるよう、支援メ

メニューがどのような条件下で適用されるのかを継続して、調査・整理します。その上で、定期的に更新を行い、発災後、早急に市民へ提供できるような対応を行います。

また、被災者への支援メニューの提供において、建物被害認定調査や災証明書交付、支援メニューの冊子の発行等と連動して対応することで、被災者への負担軽減と円滑な手続きが実施できるように、関係局区にて支援の手続き・申請書類等の再検討を進めます。

り災証明書の交付に伴い、各種の支援や減免の措置等が、被災者の手続や災証明書の交付を必要とせず、自動的に被災者へ提供されるシステムを検討します。具体的には、今後、導入を検討している新たな被災者支援システムと現状の各種支援メニュー関連システムとの連携の検討を行います。

また、災害救助法の救助は、現物給付が原則となっており、救助の実施に相当程度の期間を要したことから、被災者から迅速な実施を求める要望が寄せられました。災害の状況によっては、金銭給付により迅速な救助が可能となるため、現物給付の原則の見直しについて、国へ要望してまいります。

5-3 令和元年東日本台風災害支援金（本市独自の支援策）

（1）実施事項

今回、浸水被害が甚大だった区では、発災直後から区の職員による戸別訪問や出張健康相談を実施するなど、被災者支援を実施しました。また、災害救助法による住宅の応急修理や被災者生活再建支援法による支援金支給、見舞金、災害弔慰金支給、貸付等の様々な支援策を利用していただき、被災された方々の一日も早い生活の再建につながるよう取り組んできました。

さらに、令和元年東日本台風は、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受けるなど、大きな被害をもたらしたものの、市内区域で被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅・住戸への浸水被害の割合が多いことから、市独自の支援制度を実施しました。

この支援は、居住する住宅・住戸に半壊以下の実被害があった世帯主（※）に対し、1世帯一律30万円（約3千件）を支援するもので、予算は約9億円、市民等の皆様からいただいた寄附金約3千万円は当該事業に活用いたします。

※浸水した住宅（共同住宅の場合は浸水した住戸）に居住する世帯の世帯主で、次の①及び②の両方の要件を満たす方。

- ①床下浸水又は床上浸水の被害を受けた住宅（店舗併用住宅を含む）で、「半壊」「一部損壊（準半壊）」「一部損壊（10%未満）」の状態がり災証明で確認できること。
- ②被災者生活再建支援制度の対象となっていないこと。

(2) 課題等

国は、災害救助法による住宅の応急修理や被災者生活再建支援制度など様々な被災者向けの支援策を実施しております。しかし、内閣府の建物被害認定調査の基準の見直しや災害救助法の柔軟な運用など、内水氾濫を踏まえた国の制度の見直しが必要です。

また、り災証明書の交付は、住民基本台帳上の世帯単位となっていなかったため、支援対象要件の判定に多くの時間を要するなどの課題を残しました。

(3) 解決に向けた取組

災害対応を実施する中、内閣府の建物被害認定の基準や災害救助法の柔軟な運用など国に対して見直しを求めてきましたが、これについては、今後も引き続き、被災者生活再建支援制度等の支援制度の要件の拡充等を国に働きかけます。

なお、今後、導入予定の新たな被災者支援システムにて検討している、り災台帳と住民基本台帳が連動したシステムがあれば、より迅速な対応が可能になると考えられます。

5-4 ボランティア対応

(1) 実施事項等

川崎市、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、及び公益財団法人かわさき市民活動センターによる三者協定に基づき、※災害ボランティアセンターを令和元年 10 月 15 日（火）から 11 月 24 日（日）まで開設し、ボランティア（市内在住・在勤・在学者に限定）による被災者のニーズへの対応等を行いました。

被災者からは、泥の掻き出し（屋内、庭、私道の側溝等）、片付け（家財道具等）、清掃（屋内、玄関廻り、庭等）等のニーズが 390 件あり、ボランティア活動に 1, 340 人（延べ）の方々が従事しました。

災害ボランティアセンターの運営に際しては、様々な団体・企業・個人の方より多くのご支援をいただきました。

なお、被災地では、地域の方を含め、ボランティアの方々がいち早く現地において、迅速かつ柔軟に対応していただき、災害対応初動時の大きな力となりました。

（経緯）

10月11日（金）：市社会福祉協議会にて災害ボランティアセンター設置について協議

10月14日（月）：市社会福祉協議会の SNS にて災害ボランティアセンター開設準備中と情報発信

10月15日（火）：市・区市社会福祉協議会にて災害ボランティアセンター対策会議を開催。川崎市と市社会福祉協議会にて災害ボランティアセンターの

開設について調整後、設置

- 10月16日(水)：被災者のニーズ（支援依頼）の受付開始
- 10月17日(木)：ボランティア受付を開始
- 11月24日(日)：災害ボランティアセンター閉鎖

(2) 課題等

災害ボランティアセンターに関しては、現在、川崎市、市社会福祉協議会、かわさき市民活動センター等において課題等の整理を行っており、現時点においては、主に次の課題等があったものと考えています。

ア 設置場所等

今回の台風は、被災地域が全市的ではなく、一部の地域であったことから、川崎市総合福祉センター（中原区）による運営が効率的かつ効果的と考え、市内1か所の設置としました。しかし、設置場所及び箇所については、被災規模等に応じて適正に対応することが求められるため、今後、必要な人員の確保等の運営体制の整備と併せて整理する必要があると考えています。

イ 運営体制

災害ボランティアセンターを適正に運営するためには、人員やボランティア作業に必要な資機材の確保、業務を行うための執務室の環境整備等、運営体制の確保が重要となります。

今回の台風では、市社会福祉協議会、かわさき市民活動センター、川崎市の三者とともに、本来業務がある中での対応となり、運営体制の確立に苦慮しました。今後は、費用負担の在り方も含め、運営体制に係る課題を整理し、三者の役割分担等について、改めて明確にしていく必要があります。

また、三者以外の現場での活動実績や運営支援実績がある関係団体との平時からの協力体制の構築についても、検討が必要と考えています。

ウ 被災者の支援ニーズ等の把握・共有、情報発信

被災地域の状況や被災者の支援ニーズの把握、共有については、区本部と災害対策本部との連携といった行政内部だけでなく、川崎市と市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターとの情報共有、連携にも課題があったと考えており、迅速かつ円滑な情報の把握、共有の体制の構築が必要と考えています。

また、情報発信については、川崎市及び市社会福祉協議会のホームページ、Twitter等で行いましたが、開所当初は、発信のタイミングなどにズレが生じたことから連携を密にする必要があります。

エ ボランティアの受入れ等

今回の台風は、被災地域が全市的ではなく、一部の地域であったことや全国的に大きな被害が発生していたこと等を考慮し、原則として、市内在住・在勤・在学の方を対象としてボランティアの募集を行いました。しかし、ボランティアの扱い手を確保し、被災者の支援ニーズへ適切に対応するためには、災害規模等に応じて、ボランティアの対象者の考え方や登録方法について、整理する必要があると考えています。

(3) 解決に向けた取組

今後の三者による検討を踏まえ、適切な災害ボランティアセンターの運営、被災者の支援に向けて、次のとおり取り組んでいきます。

ア 設置場所等

協定上では、災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ等を行う「区センター」と区センターの総合調整を行う「支援センター」で構成することとしています。しかし、災害規模等に応じて、効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターのあり方は変わると考えられるので、これを三者で協議した上で、協定やマニュアル等の見直しを行います。

また、設置及び閉鎖の判断基準についても、併せて検討、整理していきます。

イ 運営体制

災害規模等に応じた効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターのあり方と併せて、三者の役割分担等の整理を行い、協定、マニュアル等の必要な見直しを行います。

また、三者以外の、現場での活動実績や運営支援実績がある関係団体との協力体制の構築に向けて、発災時の協力に係るルール化や協定等の締結について、検討、調整していきます。

ウ 被災者の支援ニーズ等の把握・共有、情報発信

迅速かつ円滑な情報の把握、共有に向けて、被災者の支援ニーズ等、共有すべき情報について整理するとともに、その把握方法、共有方法、実施主体等の整理を行い、協定、マニュアル等の必要な見直しを行います。

また、併せて、床下の土砂の撤去や消毒など、専門性の高いニーズへの対応は全国的な課題です。災害ボランティアセンターとしての支援の範囲について理由も含めて明確にするとともに、市ホームページ等による情報発信の方法や時期、実施主体等についても整理を行います。

エ ボランティアの受入れ等

今回の台風における実績や他の被災自治体の状況等を踏まえ、市内在住者等に限

定するなどの災害規模等に応じたボランティア受け入れ対象者の基準を整理し、マニュアル等を見直します。

また、ボランティア保険の加入の周知徹底や、事前登録制度等の平時からのボランティアの確保に向けた方策について、検討を進めていきます。

6 議会及び報道対応 ~被害報告等の対応~

風水害時においては、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう、市民等への事前の広報が重要です。地域防災計画では、様々な手段を活用して、気象情報や災害情報等を迅速かつ的確に周知することとしています。

(1) 実施事項等

今回の台風でも、気象情報や災害情報等の広報として、議会への情報提供を行うとともに報道発表を行いました。

情報発信にあたっては、その方法等について記者クラブ幹事社と調整を行い、10月10日（木）に報道発表の予定を次のとおりとしました。

- ・川崎市災害警戒本部等を設置した段階
- ・避難準備・高齢者等避難開始発令等した段階
- ・避難準備・高齢者等避難開始発令後、概ね2時間毎に被害状況等を定時発表
- ・定時発表以外に、複数人を巻き込む災害が発生した場合は随時発表
- ・避難準備・高齢者等避難開始等を解除後は、被害状況等に大きな変化があった場合に適宜報道発表

また、定時発表のため、原則として2時間ごとに、区本部において各避難所の避難者数を区内共有フォルダ内のエクセルシートに入力することにより災害対策（警戒）本部事務局へ報告することとしました。

第1報、第2報は、それぞれ台風が来る前の令和元年10月10日、11日に、台風接近が予想される三連休中（12日から14日まで）の区役所の土曜開庁の実施や市の施設の閉館等の情報発信を行い、12日午前10時の第3報から12月25日午後3時の第32報（最終報）まで、議会への情報提供及び定時発表を行い、その後は状況等に大きな動きがあった場合は、適宜情報提供を行うこととしました。

（定時発表の主な内容：最終報時点より）

警報等発表状況、本市の対応状況、被害状況、避難所における避難者の状況（各区の開設避難所数・避難者数）、り災証明に関する集計、被災者への各種支援情報の提供

また、内水氾濫等による浸水被害の状況や、川崎市市民ミュージアム収蔵作品の被害状況については、所管部署から報道機関への説明等を実施しました。

(2) 課題等

議会への情報提供及び定時発表に当たっては、迅速かつ正確な情報発信に努めましたが、避難者の受付等の避難所運営の負担が大きかったため、避難所、区本部における定時発表のための2時間ごとの避難者数の把握が大変困難な状況でした。

また、災害対策（警戒）本部事務局においても、班体制（広報班）を取らなかったこともあり、事務局職員2名を中心となり、その他の業務と併せて報道発表資料の作成、議会への情報提供、報道対応等に対応しましたが、FAXやシステムによる作業の煩雑さ等もあり、負担が大きくなりました。また、その他の災害対応業務を残りの人員で担う必要が生じたため、大きな影響が発生し、結果として、定時発表の遅延や報道機関への情報提供の漏れが生じるなど、迅速かつ正確な情報発信に支障が生じることとなりました。

また、記者会見ではなく報道発表資料の投込みによる情報発信としたため、投込み後に災害対策（警戒）本部事務局や所管部署に電話による多数の問合せが生じ、その対応に多くの時間と労力を要することとなりました。

また、市議会からは、避難所の状況等のより詳細な地域情報の提供を求める意見が、報道機関からは、浸水被害の情報提供が発災翌日の13日（日）午後5時30分の第17報となったことなどから、早期の被害状況の情報提供や、災害対策（警戒）本部会議の公開、定期的な記者会見の開催の要望がありました。

(3) 解決に向けた取組

これらの課題等を踏まえ、迅速かつ正確な情報発信に向けて、シンプルかつ効率的・効果的な災害時における情報発信の基本的な考え方の整理を行います。

具体的には、議会局、報道機関、広報・報道担当部署等と意見交換等を行い、資料による定時発表における、被災情報等の情報の項目・内容、資料の様式、定時発表のタイミング等について、避難所運営などの区本部等の負担や発災前・発災後の時間軸、災害の規模等も踏まえて整理します。

また、災害対策（警戒）本部会議の公開・非公開の考え方や判断基準、記者会見を行う場合の目的や情報の項目・内容、実施のタイミング等についても併せて整理します。

さらに、今回の台風における実際の対応状況及び上記の基本的な考え方を踏まえ、改めて、業務の内容や量、必要な人員等の広報・報道対応の体制について精査します。その上で、ノウハウを有する関係部署の職員を災害対策（警戒）本部事務局の人員として位置付けるなど、組織横断的な体制を検討し、構築を図ります。

7 各本部運営～市（区）本部等での情報共有や連携、方針～

地域防災計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じた活動体制をとり、応急活動を実施すると定められています。

- ・災害警戒体制：各局区による対処が可能で、通常体制を強化し対処
- ・災害警戒本部：複数の局区の対応が必要だが災害対策本部設置に至らない場合
- ・災害対策本部：全序的な対応が必要な場合

なお、区災害対策本部等は、防災の推進を図るため必要があるときに、災害対策本部の本部長である市長が臨時に設置する機関です。

（1）実施事項等

ア 体制

今回の台風では、台風の規模等から最悪のケースを考え、やるべきことはすべてやるという姿勢で、10月10日の9時に市長をトップとする警戒体制をとりました。そして、3回の会議を開催して、各局区相互の情報共有や台風接近への準備等を市長から指示するなど、できる限りの備えをした上で、災害状況等を鑑み、災害警戒本部から災害対策本部に移行しました。

イ 運営

本部会議を運営する事務局は、危機管理室の職員と、あらかじめ定めておいた各局職員が担います。また、区本部会議を運営する事務局は、あらかじめ区本部長である区長が任命した職員が担います。

今回の市本部会議運営では、危機管理室職員をはじめ、各局連絡員、建設総政局河川課職員、国土交通省からプッシュ型で派遣されたリエゾンで運営しました。

また、区本部会議運営において、中原区本部では、必要に応じて、一日2回区本部会議を開催し、幹部職員の意識共有を図るなど、各区本部においても情報の共有等を行いました。なお、158か所の避難所を開設したことによ伴う区本部運営支援では、「区本部長は他の部（局）又は区本部の職員の派遣を要請できる」という災害対策本部規程に基づき対応しました。

ウ 情報共有

横浜気象台等の気象情報、国からの河川情報や小河内ダムの放流水情報、河川の水位情報等の情報収集及び常時監視体制を取りました。そして、国土交通省のリエゾンから多摩川の水位予測の助言も含めて、危機管理室と関係局区の間で情報共有を行いました。また、市本部会議と区本部会議との情報共有は、テレビ会議等で行いました。

エ 連携（外部）

今回の台風では、国土交通省からプッシュ型で派遣されたリエゾンを通じて河川管理者と連携体制を取り、ポンプ車の派遣等、災害対応を連携して実施しました。また、高潮による本市臨海部の被害が想定されたことから、海上自衛隊とは、様々なケ

ースを想定したシミュレーションを実施し、発災時に備えていました。

幸区本部では、警察・消防との情報共有の事前確認を行いました。

【警戒体制】

第1回 10日9時、第2回 10日16時45分、第3回 11日14時

事務局（危機管理室）では、気象情報等に基づき動員体制を検討し、被害発生に伴う長期化を想定し避難所への応援職員（本庁職員）の準備をはじめ、10月9日、10日、11日に各局区へ警戒体制確保、事前準備の通知を発出しました。また、災害の発生を想定し、危機管理室で10月11日に災害時協定や連絡体制についての確認等を実施しました。各区では気象情報や過去の動員体制等から避難所も含めた動員体制を検討し、開設する避難所等を決定しました。

【本部長指示】

第1回 10日9時

- ・大丈夫だろうという考えは絶対に持ってはいけない。
- ・今の時点で最悪のケースを考えて準備するように。
- ・時間を決めて、時点を明確にして、しっかり情報を発信するように。
- ・施設の開閉序やイベントの情報集約については、何時に発表するので何時までに、分かっている時点での、未定のところは何時までに、いつに判断するということも含めて危機管理室に情報をあげるように。
- ・広報に当たっては、「気を付けて」だけではなく、市民の皆さんに準備できるよう、行政はこういうことをやります、市民及び事業所の皆さんにはこういうことをお願いしたいということを、しっかりと伝えてもらいたい。
- ・市ホームページを見ている人ばかりとは限らないので、何時にこういう情報を出しますので報道してくださいという形で情報提供できるよう記者クラブと相談するように。
- ・現場に出てる人たちの情報を重ね合わせて、組織間で情報を共有し、自分のところで対応できない場合、どこに繋いで最終的にどうなったのかまで確認する体制を取ってもらいたい。その際、情報を重ね合わせただけでは駄目で最終的にどうなったのかまで、皆で共有できる体制の構築をお願いしたい。
- ・台風第15号でわかった施設の脆弱な箇所など、やれる準備は今日明日に、通常の不要不急な各局区の業務は絞って、準備に時間をかける形に移行してもらいたい。
- ・民間保育や建設現場など、行政が確認を直接確認とれないところにどう協力を求めていくか、どこが課題になるのかということを事前に抽出してもらいたい。
- ・動員の拡大について、職員の参集、安全確保について十分に留意するように。
- ・連休なので、局室区の中でしっかり体制をお願いしたい。連休が明けた後の対応についても、どうするのか考えていく必要がある。
- ・見逃しは許されない。やれるべきものは全てやる。結果的に被害がなくて、市民か

らオーバーだったと言わされたとしても、やらないといけない。

第2回 10日 16時45分

- ・(協議の結果) よほどの状況変更がない限りは、区役所は計画運休のあるなしに開わらず開けるよう指示。

第3回 11日 14時

- ・(ゴミの収集について) 計画運休中であるということは理解できるが、運休明けた後はやれるところまでは徐々にやってもらいたい。水曜まで待ってくださいは非現実的。対応策について再度検討するように。
- ・今回は事案が発生する前に4号動員を発令するが、4号動員自体初で、かつ3連休で計画運休もある。帰れない人が事前に分かるので、その準備を。帰れる人は帰したほうがいいのか、という調整も各局お願いします。
- ・(川崎区道路公園センターの土のう不足の報告に対して) 時間の余裕がない。今日中にやらないと間に合わない。各区の道路公園センターから融通して川崎区道路公園センターへ搬送するように。関東地方整備局とは危機管理室で調整するように。まずは各区道路公園センターから川崎区道路公園センターへ運搬するように。

【警戒本部体制】

第1回 12日 10時、第2回 12日 15時、第3回 12日 20時

市警戒本部会議では、気象情報、避難所、避難情報、動員体制と各局の参集状況、計画運休、河川水位等状況、市バス緊急輸送、被害状況、近隣市町村状況等、対応状況等を共有しました。

区警戒本部会議では、12日 16時30分、高津区本部長が、高津区の一部（平瀬川下流部）に「避難指示（緊急）」を発令し、一部の区では、発災直後の業務量等を考慮し、保健衛生・福祉班は設置せず、避難所へ配置する等の柔軟な対応を実施するなど区本部長によるマネジメントが実施されました。

○第1回 12日 10時

- ・避難所、避難情報、気象情報、動員体制、計画運休等について。
- ・各局から参集状況、対応状況等を報告。

【本部長指示】

- ・(港湾区域の防潮堤について) 満潮時までに確実に閉め、最後の確認まで徹底すること。
- ・(市バスが当初の予定を変更して計画運休としたことに対して) 15時より計画運休、このあと11時より外部アンテナでも速やかに周知するよう指示。
- ・引き続き、警戒と、それぞれの行うべきことを進め、必要な重要情報を危機管理室へ上げていくように。

○第2回 12日 15時

- ・気象状況、被害状況、避難所の説明。
- ・各局から河川水位等の状況、被害状況、避難所状況、市バス緊急輸送等を報告。

【本部長指示】

- ・水量が増えてくると、上流部の降雨量も考慮し、最悪のことも想定し対応していかなければならない。藤倉副本部長の見立てを。

【藤倉副本部長説明】

- ・鶴見川より多摩川の水位上昇率が高い。
- ・多摩川に關係するところとして、三沢川 [神奈川県管理]ほか、自然流下で多摩川と接している場所は、多摩川の水位が上昇した段階で流れなくなる可能性がある。これにより、その上流部が一気に水位が上昇する可能性があるので、十分に監視してもらいたい。
- ・登戸ポンプ場については、二ヶ領用水の取水口（上河原取水堰）から登戸新町に向けて農業用水の取水をしているが、今の時期は多くの取水はしていないと思う。しかしながら、農業用水の堰が落ちていると内水氾濫を起こしてしまうことがある。
- ・水利権もあり、県や地元管理といった点もあるが、ゲート（水門）を閉めてもらった方が、下流に水が流れず内水氾濫にはならないではと想像できる。
- ・平瀬川の系統については、建設緑政局が上流側で改修工事を行っているので、工事現場も含めよく監視してもらいたい。
- ・高津区諒訪については、浸水する可能性が高いので、対応してもらいたい。
- ・丸子の排水区もよく浸水するところである。ポンプ排水区域となっている箇所では、ポンプ場の強制排水（フル稼働）の準備、対応をお願いしたい。

【本部長指示】

- ・それぞれの危険箇所と、多摩川に流れ込んでいる支流（河川）が一気にあふれる可能性があるので、周辺の避難を早急に完了させなければならない。
- ・日没 16:30、かつ満潮時刻も 16:30 を考えると、時間的にタイトな状況で既に対応中かもしれないが、改めて道路公園センターとも連携し、住民の避難を促してもらいたい。
- ・（幸区本部長から、多摩川が氾濫することを想定した、明日からの避難所への避難所運営要員の応援について、具体的な対応をお願いしたい。）了解。各区本部長、避難所運営要員への的確な指示をお願いします。
- ・避難所のコントロールと河川、支流、内水氾濫を含めた避難を最優先課題でやっていただくこととします。

○第3回 12日 20時

- ・気象状況、近隣市町村状況。
- ・各局から浸水被害、避難所状況等。

【藤倉副本部長報告】

- ・三沢川については、多摩川の合流地点で床下浸水しているところあり。
- ・今後、多摩川の水位が上昇する可能性があるので、国土交通省の京浜河川事務所より多摩川の水門を閉門する連絡あり。
- ・ただ、閉門による内水氾濫が起こる可能性がある。
- ・沿川付近の避難指示を出さなければならないことから、閉門作業を止めてもらっている。
- ・閉門作業完了後のポンプ車による排水対応を京浜河川事務所長に依頼し対応中。
- ・ただし、多摩川の水位上昇の状況次第で、閉門の可能性もあり。
- ・したがって、警察、消防と広報にあたっていただきたい。
- ・建設総政局、危機管理室、多摩区役所と連携を図りながら情報共有し、対応してもらいたい。
- ・(多摩区本部長)了解。住民周知中。菅中学校、菅小学校、中野島小学校、中野島中学校の周辺の方々に周知しています。

【本部長指示】

- ・避難所運営要員は予定どおり明日区役所に派遣します。配置等は区の対応として調整してください。

【藤倉副本部長報告】

- ・平瀬川かすみ堤のところが浸水し始めたとの情報あり。新しい情報は。
- ・(高津区本部長) 平瀬橋周辺が、川からの波で浸水している状況。
- ・引き続き、監視をお願いします。

【災害対策本部体制】

第1回 13日 9時、第2回 13日 13時、第3回 15日 9時 25分

12日 23時、平瀬川の浸水情報や高所カメラによる多摩川の映像等から災害対策本部に移行するとともに、災害救助法を適用しました。

13日、朝の時点の天候、多摩川の水位の低下傾向、気象関係機関の情報に基づき、災害が発生する可能性がなくなったと判断し、6時に避難勧告、避難指示の解除について決定(動員体制は維持)しました。

災害対策本部会議は、第1回を13日9時に開催し、第4回から定例局長会議後に移行しました。

○第1回 13日 9時

- ・台風概況報告(人的被害、鉄道バス運行状況)。
- ・各局から被害状況、避難所状況等。
- ・今後の対応について。

【本部長指示】

- ・浸水で甚大な被害が出ていると思われる。被害の全貌が分かっていない部分があるのでしっかりとした情報収集に努めてもらいたい。

○第2回 13日 13時

- ・台風概況説明。
- ・各局から被害状況、市営住宅、泥堆積対応、災害廃棄物、り災証明等。

【本部長指示】

- ・(社会福祉施設みやうちの断水について) 応急給水を依頼するなら早急に。場合によっては他の施設を検討しなくてはならないのでスピード感を持って対処するように。
- ・(汚泥等の処理について) 道路公園センター、環境等で協力してやってほしい。住民の方も頑張って泥を処理しているので、その受け皿ができているか確認するように。
- ・下野毛や久地等の工業団地の情報取集とケアをしっかり対応するように。
- ・(高津区本部長から) 災害廃棄物の片付けについて高齢者は手が足りないので、特設作業隊に御協力いただき橋処理センターへ持っていく対応も可能か。片づけ後の消毒について希望されている方が多いので、健康福祉局とも協議をお願いしたい。
- ・(環境部長) 橋処理センターの現場で調整できるか確認しておく。
- ・(健康福祉部長) 法律上は管理者が行うことになっているが、今回は協定の支援も受けつつ、対応の検討を進めている。
- ・協定事業者に早めに話しておくように。
- ・床上床下の件数の確認方法は。
- ・(事務局から) 市民からの問合せにより把握している状況だが、関係局区で確認のスキームを検討中。16日からり災証明の窓口を設置したい。
- ・人員の確保等を進めるように。
- ・(財政部長から) 被災の全体像をある程度把握した上で、16日から建物被害認定調査に入ることを考えている。申請を受けてではなく、ローラーとして先行調査も検討している。

○第3回 15日 9時25分

- ・総括表説明
- ・各局から道路、水道、災害廃棄物、公共施設被害、り災証明等の報告

【本部長指示】

- ・被害があるところと、ないところの差が激しい。被害のあるところは相当な被害を受けているという認識を持って、人的な支援を含めて全般的に支援にあたるよう。

(2) 課題等

会議運営に当たって、あらかじめ全庁で把握しておくべき災害ハザードやリスクを具体的に共有することなく、災害対策に入ったことから、災害対策本部事務局によるプッシュ型の情報提供やタイムライン等に応じた報告依頼等が実施できませんでした。また、テレビ会議システムが老朽化しており、本部会議事務局のコーディネート機能も不十分であったこと等の課題がありました。

【市本部会議の課題】

- ・災害対策本部設置後における各部調整員の本部事務局への常駐しなかったことにより迅速な情報共有が図られませんでした。
- ・発災時に想定される各部の対応事項や対応フロー等の事前確認ができていませんでした。
- ・市街地の冠水情報や内水氾濫の発生状況のタイムリーな把握ができなかつたことに加えて、情報待ちの姿勢となっていました。
- ・会議運営に係る記録に対する認識が不足おり、指示の明確化やその後の結果等の把握に影響がありました。
- ・4号動員発令に対する理解に差があり、説明等に時間を要しました。
- ・土曜開庁に伴う避難所運営等、区本部運営への負荷の考慮が不足していました。

【区本部運営の課題】

- ・報告事項が多岐にわたり、資料作成や会議運営に時間を要しました。
- ・被害調査要員等の確保等の本庁職員の活用ができませんでした。
- ・避難所準備や電話対応など区危機管理担当に業務が集中したことにより区本部会議運営に影響がありました。
- ・避難指示が発令されている地域への職員派遣に当たっての活動限界等の判断基準がませんでした。
- ・〔高津区〕避難所等の現場ではスマホで連絡する姿が不謹慎とみられ、写真による記録を控えてしまいました。
- ・〔多摩区〕消防・警察等からの情報収集が中心で、区本部単位での地域情報の収集は困難であることから市本部会議からのプッシュ型情報提供が必要でした。

(3) 解決に向けた取組

本市では、昨年4月に改正災害救助法に基づく救助実施市の指定に併せて、救助実施主体として、実効性を確保するという観点から各種計画や要綱等の見直しを進めてきました。しかし、今回の災害対応を通して、改めて本市の災害対策の意思決定機関として

の災害対策本部運営について、計画やマニュアルの見直し、ＩＣＴを活用した改善等、事前準備の強化が喫緊の課題であることが明らかとなりました。

速やかに各種計画をオペレーションレベルまで落とし込み、その上で、最新の台風予測シミュレーションを使用した図上訓練を実施し、今夏の台風シーズンに備えるとともに、防災専門機関の人材育成プログラムを活用し、危機管理担当職員の人材育成も進めます。

【事務局の事前準備（基礎情報の把握）】

- ・災害ハザード、ハザード対処に応じたリスクの把握
- ・地域防災計画の「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン」周知
- ・市施設の閉鎖等の判断基準の整理

【本部会議運用マニュアル等の見直し】

- ・会議の目的、決定・確認事項、共有する情報の整理
- ・災害ハザードやリスクに応じた確認事項、報告事項の標準化
- ・業務継続計画（地震対策編）の見直し
- ・各局区内での迅速な情報共有を図るための本部員（局区長）補佐の設置
- ・区本部設置に当たっての関係機関への連絡等、基本的な実施事項の整理
- ・記録班のマニュアル等への位置づけ、腕章等の準備

【ＩＣＴの活用】

- ・本部会議における資料等、情報共有の確立（テレビ会議システムの抜本的見直し）
- ・ペーパレス化、電子会議の実施のための情報通信システム等の環境の整備
- ・各局区における情報共有体制の構築
- ・水位・雨量情報や高所/河川カメラの情報の一元管理（総合防災情報システム更新）
- ・音声認識ソフトを使用した本部会議の会議録作成

【人材育成】

- ・災害対応に対する職員一人ひとりの意識の向上、災害時を意識した平常業務のあり方を常に考える組織風土の醸成

8 検証に関する取組～情報収集と認識の共通化、専門的知見等～

検証を進めるに当たっては、次の台風対応に向けて、スピード感を持って進める必要があることから、学識経験者等の専門家等の第三者を入れず、各実際に現場で災害対応にあたった職員の活動等、市本部事務局、区本部事務局など防災活動を中心に実施することとしました。

検証に先立ち、市民の生命や生活を守るための対応が十分に機能したかを把握するとともに課題を明確にし、その経験や教訓を本市の地域防災計画等に反映することによって、今後の防災、減災等の対策に資する、という検証の視点について学識者を委員とする川崎市防災対策検討委員会に諮っています。

台風等の風水害は、その規模や進路等が事前に予測可能であることから、気象情報の入手や分析、事前の対策が重要となります。

そのため、検証のポイント1として、事前情報から何を備えたのかという点を検証しました。

次に、検証ポイント2として、今回の台風のように被害が発生した場合は、被害状況の把握が重要となりますので、各局区がどのような手段で情報を集めたのかなど、被害状況の把握について検証しました。

また、被害状況により、復旧等の事態対処や災害廃棄物の処理、ボランティアセンターの運営、り災証明書の交付から各種の被災者支援メニューなど、その後の対応が異なることから、検証ポイント3として、担当した部署により取り組んだ事項を検証しました。

次に、災害対策（警戒）本部を設置したことから、検証ポイント4として、円滑かつ組織的な対応に向けた的確な情報伝達や判断等について検証しました。

最後に、検証ポイント5として、全市で33,000人を超える避難者を対応した避難所運営を取り上げ、ペット同行や備蓄物資の提供などの課題について検証しました。

今後の風水害時対応に向けてさらなる備えを進めるため、各局区における初動対応の課題等について、危機管理室が中心となって、調査・ヒアリング等を行うとともに、防災対策検討委員会委員からの御意見もいただきながら、検証作業を進めました。

検証は、令和元年11月8日から危機管理室を中心に開始しました。12月13日には庁内説明会を行うとともに各局への検証作業の依頼を、また、12月23日に各区へも検証作業の依頼を行い、まずは、各局区において、課題等の検証や抽出を実施しました。

また、各局区の災害時の所管事項や令和元年東日本台風の実際の被災状況、具体的に対応した事項等を考慮し、対象局区と重要検証事項を整理し、「事前の準備」を大きなテーマの一つとして、令和2年1月16日から1月23日までの間に、危機管理室が対象局区に直接伺い、ヒアリングを行いました。

また、危機管理室によるヒアリング内容等を踏まえ、1月28日・29日に、課題設定の妥当性や課題解決の内容を中心に、全市的、組織横断的な観点から、担当副市長による関係局区へのヒアリングを実施しています。

さらには、トップマネジメントの視点から災害対策本部運営等について市長・副市長によるヒアリングも令和2年2月3日から2月5日の間、実施しました。

なお、避難所運営に従事した区役所職員等への避難所開設・運営についてのアンケート調査を行いました。また、風水害時には基本的に市職員による避難所運営とすることとしていましたが、自主防災組織の方々が避難所運営へ参加することで、多くの避難者で混乱

した避難所の運営が安定したという事実もあったことから、自主防災組織への避難所運営についてアンケートも実施いたしました。

こうした検証作業を進め、検証項目、検証事項、課題、課題解決の方向性などを整理し、令和2年2月17日に「中間報告」としてとりまとめ、市議会に報告しました。

中間報告後においては、課題解決の方向性を踏まえた今後の取組等を、①情報の収集・分析、②情報発信から避難へ、③避難所における対応、④被害把握からの被災支援や応援要請、⑤被災者に対する支援、⑥議会及び報道対応、⑦災害対策本部運営という項目ごとに、各局区への確認を行い、出水期までに本市単独で実施できるもの、外部機関などの関係者が多く、実施に当たっては、調整が必要なものとに分けて整理して、令和元年東日本台風の災害対応の検証報告をとりまとめました。

また、検証報告の内容については、川崎市防災対策検討委員会に御確認いただくとともに、専門的な観点から御意見等をいただき、これらを踏まえ「災害対応検証結果報告書」としてとりまとめました。

なお、排水樋管周辺における浸水被害、河川関係浸水被害、とどろきアリーナ及び市民ミュージアムの浸水被害については、所管局区において個別に、専門家の知見に基づき、それぞれの検証を評価いただいている。

9 今回の被災から見えた課題～訓練、人材育成、啓発等～

(1) 情報の収集・分析→事前準備～事前情報の理解度や準備内容～

ア 行政区を超えた多摩川流域の視点

今回の台風の気象庁等の予報は、事前の予測通りであったものの、多摩川上流の檜原雨量観測所で総雨量654ミリを観測するなど、多摩川流域の雨量が予想数值以上となり、結果的に多摩川の水位が既往最大に到達しました。

危機管理室では、市内の多摩川流域の雨量実況は把握していましたが、多摩川の水位への影響という視点からでの事前の広域的な予測が不十分でした。また、多摩川に注ぐ支川の水位予測等の情報もなく、多摩川の現況確認しかできない状況でした。

イ タイムラインの活用

台風等の災害対応については、これまでの教訓から台風の接近等に応じたタイムラインが作成されており、本市では地域防災計画資料編に「多摩川タイムライン」として記載がありました。しかし、災害対策本部運営では、これが十分活用されず、府内での事前周知も十分にできていませんでした。

ウ 公共施設での各種ハザードマップ等の活用

台風接近に備えた事前準備等について、対策本部事務局から各局区に通知を発出したが、各局区による対応には差が出ました。また、各種ハザードマップ

等が庁内で十分に活用されておらず、ハザードに応じた対策を講じていませんでした。

(2) 情報発信から避難へ ~情報把握と情報発信、避難行動~

ア 市民からの問合せ

台風通過当日、区役所や危機管理室では市民から避難に関する多くの電話問合せに対応しました。そのことで事務局のマンパワーが割かれてしまい、事務局機能が低下したことから、電話問い合わせの削減に向けた対策も検討する必要があります。

イ 同報系防災行政無線による周知

市民の方々への避難勧告等の情報伝達は、多種多様な手段を用いて行います
が、今回は悪天候の中での屋外放送による情報伝達の難しさ等を考慮し、同報系
防災行政無線での放送を見合わせました。しかしながら、戸別受信機での受信が
可能な世帯もありますので、これは検討が必要です。

ウ 地域の組織を通じた情報伝達

本市では共助の取組として、中部下水道事務所からの多摩川の水位情報を、住
民組織代表の方にお伝えし、避難の呼びかけなどをお願いしています。なお、自
主防災組織の御自宅に設置している戸別受信機の在り方や、テレビのデータ放送
など効果的な伝達手段の構築も課題となっています。

(3) 避難所における対応

ア 避難所開設経験の差

風水害に備えて開設する避難所の判断は、地域のハザードやリスクに応じて区
長が判断し決定します。今回は、避難所開設・運営の経験値がある高津区以北の
4区と、土砂災害警戒として1～2避難所の開設のみの幸・中原区、避難所開設
の経験がない川崎区など、連日の台風報道で不安を感じた市民からの問合せが増
えていく中で、避難所開設の経験値によって開設数や動員人数などに差が見られ
ました。

- ・宮前区・麻生区は、これまでの避難所運営の経験を活かした職員動員
- ・高津区・多摩区は、急傾斜地と多摩川沿いの平坦地を抱える区であり、土砂
災害警戒による避難所に多摩川の浸水想定区域を加えて避難所を開設し職員
を動員
- ・川崎区・幸区・中原区では、ほぼ全ての避難所を開設、区職員の多くを動員

イ 長期化を見据えた避難所運営体制

各区とも、避難所の長期化を想定していたが、これまでどおり、本局からの応援職員を予定する区と区職員で交代職員を予定した区があり、本庁からの応援職員派遣への対応が分かれました。

ウ 避難者が溢れた避難所への対応

多摩川沿いの避難所では、多くの住民が避難したことから、区長の判断により、新たな避難所を開設し、市バスを使用し別の避難所へ輸送するなど、臨機応変に対応した区がある一方、避難者の受入れを断る張り紙を掲出した避難所もありました。

エ 施設管理者との事前協議

各区では、前日までに校舎の利用について、受付、避難者動線、避難場所など施設管理者と調整していましたが、避難場所のスペース割り等の具体的な調整は4割程度しか事前協議が行われておらず、避難者が自主的にレイアウトした避難所もありました。

オ ペットの受入れ

ペット同行避難については、ケージへの収容を原則として、避難者に対してメールや問合せで対応したもの、区役所等に対し事前の情報連携が徹底されていなかったため、区役所への問い合わせや避難所での対応に、混乱を招く結果となりました。衛生面や避難所閉鎖後の清掃等、ペット同行避難者に対する啓発やルール作りの必要性が明らかとなりました。

カ 避難所受付

一部の避難所では避難者があふれ、受付が困難になり、また、避難所を後にする避難者もおり、避難者数の正確な把握はできませんでした。

キ 備蓄物資の提供

洪水・土砂災害用避難所運営マニュアルでは、毛布以外の備蓄物資に関しては、原則提供しないこととなっています。しかしながら、避難者からの要請等から、区の判断で水等を提供した避難所もありました。また、備蓄物資を提供した避難所においても、全ての人に提供できなかつたところもありました。さらに、避難者の中には、当然配布してもらえるとの認識もあり、非常用持出袋の持参などの啓発も必要です。

ク 行政職員主体の避難所運営

区役所職員向けの避難所開設・運営の業務の事前説明会を開催していたものの、現場では対応に苦慮した職員がいたほか、業務内容を理解しないまま従事した職員も1割程度いました。改めて、マニュアル等の見直しをはじめ、職員への研修や事前説明会での説明に工夫が必要です。

ケ 高齢者、障害者、妊婦、災害時要援護者等要配慮者への避難所での対応

半数の避難所では専用スペースを設けていましたが、残り半数の避難所では専用スペースを設けていませんでした。また、避難所への移動手段についても、要配慮者に限りますが、車による避難が可能となるよう車両スペースを確保するな

ど、施設管理者と協議が必要です。さらに、エレベーターが設置されている避難所が分からず、避難所をいくつか移動された避難者もいましたことから、避難所開設情報の充実や昇降器具の配備などを進めていく必要があります。

コ 避難所のゴミ（清掃等）

今回、対策本部会議事務局からも事前に具体的な指示をしていなかったこともあり、避難所ではゴミの持ち帰りが徹底されず、また、残されたゴミの処分についても、施設管理者である学校で対応した事例、区役所で対応した事例など、それぞれの判断で実施されました。7割以上の避難所でゴミの処分等に関する問題は生じませんでしたが、多くの避難所は子ども達が通う学校ですので、きれいに使い、速やかに原状復帰することが課題です。

サ 避難所開設表示

今回の多くの避難所では、浸水対策として体育館ではなく、教室を避難スペースとして開設しました。一部、避難者の中には、学校に行ってみたが体育館が暗かったので帰ってしまった事例や、避難所開設表示を貼り出していたものの風雨で飛ばされてしまった事例がありました。

シ 災害時要援護者避難支援

風水害時の避難行動は、ハザードやリスクに応じて異なり、必ずしも避難所への避難が求められるものではありません。平常時から支援者と登録者の双方で確認しておくことが必要です。

（4）被害情報から被災支援や応援要請～把握から情報共有、事態対処

ア 把握情報の差異

台風への対応では、側溝の清掃や土のうの積上げなどリードタイムにおける準備と、台風通過後の迅速な状況把握が重要です。今回の台風は夜間に通過したため、情報入手には現場パトロールや市民からの通報等によるしかなく、情報の取捨選択や全体像の把握に苦慮しました。

本部会議事務局でも、情報収集に努めたところですが、現場からの情報がない中で、テレビ報道や、マスコミからの取材電話が先行するなど、現場と本部会議との間で情報に差異が生じ、全市的な判断や応急対策構築等に時間差が生まれました。

イ 情報収集の目的の明確化（災害イメージーションの欠如）

対策を検討するための情報収集というよりは、事態対処の集計に終始していたことで、入ってくる情報ごとに対応を決定する形となり、一部の情報から全体像を想像するようなオペレーションはできませんでした。

ウ 河川の溢水を想定した事前準備

国土交通省の洪水対策計画書で示されている「氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所とその水位」に基づいたパトロールを実施しましたが、確認のポイント、職員

の命を守る活動限界、溢水時の対応フロー等が整理されておらず、道路公園センター長の判断と指示で実施されました。

エ 異なる報告様式

道路公園センターが道路や河川の管理者である国や県に報告する様式が異なっているため、現場では、災害対応に従事する傍らで、現場からの情報を報告様式に合わせて打ち直す事務作業が発生していました。

オ 効率的な復旧のための被害の全体把握

現場に行った道路公園センターの職員が、土砂の撤去等、対処の目途が付くまで現場対応に従事することで、保有する部隊数との兼ね合いが生じました。そのため、中々、被害状況の把握に繋がりませんでした。また、一部地域では、被害の実態調査に入ったところ、「地図ではなく、スコップを持ってこい。」と被災者から叱責された事例もありました。

カ 職員の活動限界の設定

道路公園センターでは、職員の安全確保の観点から、台風の勢力が衰えない中の情報収集活動を見合わせるように指示していました。しかし、災害警戒本部からはパトロール等の指示が出され、破堤の兆候など活動限界が示されない中のパトロール等となつたため、道路公園センターの職員の間で動搖が広がりました。

キ ごみ（普通ごみ・資源物）

ごみ収集（普通ごみ・資源物）中止の判断基準がなく、直前での判断となり、市民への広報が遅れることとなりました。また、直前に収集中止の連絡等を受けた町内会・自治会としても対応に苦慮している状況がありました。

ク 災害廃棄物（収集体制）

発災当初、被災現場での状況が時々刻々と変化し、情報が錯綜・不足するなど、区との情報共有にも課題がありました。

また、被災していない多くの家庭からの通常のごみ排出もあり、通常収集と片付けごみの臨時収集の業務を並行して計画的かつ迅速に進める必要がある中、市民からの問い合わせや片付けごみの持ち込みへ対応するなど、人員機材を含めた通常の体制では対応しきれない負荷が現場にかかったことから、今後、災害時の職員の出勤体制や応援体制、オペレーションについても検討が必要です。

ケ 災害廃棄物

浸水被害という特性から、家具や畳、電化製品などが原形を留める形で排出され、狭隘な場所では、宅地前や道路に排出され、車両通行にも支障をきたすケースもありました。今後、災害の種類、規模、場所等に即した仮保管場所の確保や、家具や畳、電化製品等の回収に適した平面荷台車両をはじめとする資機材の確保に向けて事前の計画や準備にも万全を期す必要があります。

コ 業務継続計画

被災地域が限定的であったことなどから、今回の台風では業務継続計画（B C P）を発動いたしませんでした。しかし、災害対応業務の総量としては、相応の負担が生じました。今回は、災害発生に備えて4号動員を発令していましたので、業務継続計画（B C P）の発動も検討する必要がありました。

サ 受援体制

準備段階から発災後の各局区の業務内容（災害廃棄物の収集、堆積した土砂の撤去、防疫などの福祉等）を踏まえた受援ニーズを予期・把握していませんでした。また、被災の全体像の把握に時間を要したため、受援体制を構築しませんでした。

(5) 被災者に対する支援 ~被災者支援に係る一連の対応~

ア り災証明

り災台帳の作成は、被災者支援の根幹的かつ重要な取組ですが、関係部署で重要性を認識できなかつたことで様々な課題が発生しました。

(ア) 「プッシュ型ローラー方式」による建物被害認定調査の実施

今回、り災証明書の迅速な交付を主目的に「プッシュ型ローラー方式」による建物被害認定調査を実施しましたが、その際、上下水道局の浸水地図に基づき実施したため、浸水地図にない地域の対応が遅れました。本来は全体像の把握を最優先にし、その後の被災者支援を視野に動く必要がありました。

(イ) り災証明申請の出張窓口の設置

高津、多摩区では、早期に被災地域で出張窓口を設置し、受付等を開始しました。

(ウ) り災証明書の交付管理

今回は平成30年7月豪雨で広島県坂町を支援した際に作成した本市独自のエクセル表を活用しました。被災者支援に活用できるようエクセルは設計されていましたが、交付手続きの効率化を考え、設定を変更し運用した区もあり、り災台帳への入力作業ミスや二重計上などの原因となりました。

(エ) 被災者支援としてのり災証明（組織間連携）

り災証明は、内閣府のガイドラインに沿って建物被害認定調査が実施され、その結果を根拠に証明書が交付されます。り災証明は各種支援制度の支給根拠となるため、被災者支援をアウトプットに各部署が連携することが重要であることがわかりました。

イ 支援メニュー

(ア) 「台風19号によって被災された方へ 被災者支援の取組一覧」の発行

これまで健康福祉局所管の「災害・風水害等で罹災された方への御案内」を被災者に配布していました。しかし、支援メニューの利用に必要な具

体的な書類等の記載がなかったことから、「台風19号によって被災された方へ 被災者支援の取組一覧」を、危機管理室を中心に作成し市ホームページに掲載するとともに、各区にワンストップ窓口を設置し、相談に来られた被災者にお渡しできるよう備え付けました。

しかしながら、災害弔慰金の支給など、建物被害認定調査、り災証明書交付、支援メニュー発行のタイミングと連動せずに行われたことで、被災者の混乱を招いたケースや「プッシュ型ローラー方式」による建物被害認定調査により、早期にり災証明書を交付した被災者に渡せなかつたケースがありました。

(イ) 災害救助法の現物支給の原則

現物支給の原則により、支援が決定した段階で既に陳腐化した支援メニュー（寝具や炊飯器等）がありました。

ウ 本市の独自支援

国は、災害救助法による住宅の応急修理制度や被災者生活再建支援制度など様々な被災者向けの支援策を実施しています。しかし、これらの制度では、建物の損壊が少ない内水氾濫に伴う浸水被害を受けた被災者への支援策が十分ではありませんでした。内閣府の建物被害の認定基準の見直しや災害救助法の支援メニューへの追加など、今回の内水氾濫を踏まえた国の見直しが必要です。

エ ボランティア対応

災害ボランティアセンターは、市、市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターの三者協定に基づき設置されました。

(ア) 設置場所について

今回は被災地域が限定的であったことから、川崎市総合福祉センターでの運営が効率的かつ効果的と考え、市内1か所の設置としました。しかし、設置場所及び箇所については、被災規模等に応じて適正に対応する必要があり、必要な人員の確保等の運営体制の整備と併せて整理する必要があります。

(イ) 運営体制について

今回は、市社会福祉協議会、かわさき市民活動センター、市の三者とともに、本来業務と並行して対応したため、運営体制の確保に苦慮しました。今後は、費用負担のあり方も含め、運営体制に係る課題を整理し、三者の役割分担等について、改めて明確にしていく必要があります

また、三者以外の、現場での活動実績や運営支援実績がある関係団体との平時からの協力体制の構築についても検討が必要です。

(ウ) 被災者の支援ニーズ等の把握・共有、情報発信について

被災地域の状況や被災者の支援ニーズの把握、共有については、行政内部だけでなく、市と市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターとの情報共

有、連携にも課題があったと考えており、迅速かつ円滑な情報の把握、共有体制の構築が必要です。

また、情報発信については、市及び市社会福祉協議会のホームページ、Twitter 等で行いましたが、開所当初は、発信のタイミングなどにズレが生じたことから連携を密にする必要があります。

(エ) ボランティアの受入れ等について

被災地域が限定的であったことや全国的に大きな被害が発生していたこと等を考慮し、原則として、市内在住・在勤・在学の方を対象としてボランティアの募集を行いました。しかし、ボランティアの担い手を確保し、被災者の支援ニーズへ適切に対応するためには、今後は、災害規模等に応じて、ボランティアの対象者の考え方や登録方法について、整理する必要があります。

(6) 議会及び報道対応

ア 避難者数の把握

行政職員が主体となって行っていた避難所運営が混乱する中、2時間ごとの避難者数の把握が大変困難な状況でした。

イ 体制の確保

事務局職員2名が電話応対等その他の業務と併せて報道発表資料の作成、議会への情報提供、報道対応等に対応しました。結果として、一部、定時発表の遅延や報道機関への情報提供の漏れが生じるなど、迅速かつ正確な情報発信に支障が生じることとなりました。

ウ 投込みによる情報発信

記者会見ではなく報道発表資料の投込みによる情報発信としたため、投込み後に電話による問合せが多数あり、その対応に時間と労力を要することとなりました。

エ 市議会及び報道機関からの要望等

市議会からは、避難所の状況等のより詳細な地域情報の提供を求める意見が、報道機関からは、浸水被害の情報提供が発災翌日の13日（日）午後5時30分の第17報となったことなどから、早期の被害状況の情報提供や、災害対策（警戒）本部会議の公開、定期的な記者会見の開催の要望がありました。

(7) 各本部運営

会議運営に当たって、あらかじめ全庁で把握しておくべき災害ハザードやリスクを具体的に共有することなく、災害対策に入ってしまいました。結果として、災害対策本部事務局によるプッシュ型の情報提供やタイムライン等に応じた報告依頼等が実施

できなかったこと、またテレビ会議システムが老朽化しており、本部会議事務局のコーディネート機能も不十分であったこと等の課題が発生しました。

○市本部会議の課題

- ・災害対策本部設置後における各部調整員の本部事務局への常駐しなかったことにより迅速な情報共有が図られませんでした。
- ・発災時に想定される各部の対応事項や対応フロー等の事前確認ができていませんでした。
- ・市街地の冠水情報や内水氾濫の発生状況のタイムリーな把握ができなかつことに加えて、情報待ちの姿勢となってしまいました。
- ・会議運営に係る記録に対する認識が不足おり、指示の明確化やその後の結果等の把握に影響がありました。
- ・4号動員発令に対する理解に差があり、説明等に時間を要しました。
- ・土曜開庁に伴う避難所運営等、区本部運営への負荷の考慮が不足していました。

○区本部運営の課題

- ・報告事項が多岐にわたり、資料作成や会議運営に時間を要しました。
- ・被害調査要員等の確保等の本庁職員の活用ができませんでした。
- ・避難所準備や電話対応など区危機管理担当に業務が集中したことにより区本部会議運営に影響がありました。
- ・避難指示が発令されている地域への職員派遣に当たっての活動限界等の判断基準がありませんでした。
- ・[高津区] 避難所等の現場ではスマホで連絡する姿が不謹慎とみられ、写真による記録を控えてしまいました。
- ・[多摩区] 消防・警察等からの情報収集が中心で、区本部単位での地域情報の収集は困難であることから市本部会議からのプッシュ型情報提供が必要でした。

10 改善点や見直しの方向性

(1) 情報収集インフラの整備

今回の台風では、「最悪のケースを考え、やれるべきことは、すべてやる。」という姿勢で準備し対応しました。現場では、避難所運営、救急救護、道路啓開、保健、衛生、ごみの収集など、多くの職員が災害活動に従事しました。

本部事務局では、気象情報や水位情報を収集していましたが、現場の情報がリアルタイムで本部会議に集まってきたませんでしたので、119番通報の情報から被害状況を推測し、災害救助法の適用を判断しました。

現場からの情報としては、一度に多くの情報が入手でき、それをもとに類推し、次の

一手の判断に活かすことができる画像が必要です。また、情報は災害時に組織が活動するためには欠かせないのですが、タイムラインやフェーズに応じて求められる精度や種類が異なりますので、災害時に必要な情報の事前の整理も不可欠です。

こうした課題に対応するため、現在、進めている新総合防災情報システムの検討と併せて専門的知見とICT技術を活用した情報収集・庁内共有インフラを整備していきます。また、必要な情報が足りない場合にプッシュ型で情報を取りに行く体制も整備します。

その上で、防災関係機関から派遣されるリエゾンの情報と重ね合わせ、迅速かつ的確な災害対応を実施します。

(2) 浸水被害を想定した避難所のあり方の検討

台風や大雨に伴う避難勧告等により、浸水想定区域（洪水・高潮）や土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、自らの命を守るために、状況に応じて、垂直避難や親類・友人宅等への避難、緊急避難場所に避難するなどの行動が必要になります。緊急避難場所の運営は、地震の際の長期的な避難所運営とは異なり、短期的かつ生命の確保を最優先したものとなります。

今回の台風では、避難者を受け入れていただいた民間施設もありました。こうした実態を踏まえ、民間施設との協力体制の構築に取り組んでいきます。しかしながら、91万人もの想定避難者を受け入れる施設の確保にも限界があり、住まいの状況や地域に応じた適切な避難行動を周知することが優先であると考えています。

その上で、避難所運営に関して、今回課題となつた要援護者用移送資器材や避難所開設案内幕等の配備を進めるとともに、非常持出袋の準備など自助の備えについても周知していきます。

また、ペットの同行避難については、避難所によって対応が異なっていたことから、施設管理者等と意識合わせをした上で、ペット同行避難時の注意点について周知していきます。

災害時要援護者避難支援制度については、多くの地域で実施されなかつたことを踏まえ、関係局区及び関係機関と連携し、支援者と登録者の双方で適切な避難行動を共有できる支援の仕組みを検討します。

さらに、今回の台風での経験を踏まえ、「風水害時の緊急避難場所運営マニュアル《標準例》」を見直します。

(3) 地域防災計画に基づくマニュアルや事務フローの見直し・検討

地域防災計画では、溢水対策として「溢水のおそれがある場合には、土のう等により対策を講じる。」としていますが、破堤の兆候等の見極めや活動限界をどこに置くのか、具体的な基準等がありません。一つ間違えば大惨事になりますので、専門家の知見をいただきながら、考え方を整理します。

このほかにも、地域防災計画について、タイムラインや業務プロセスを明確にし、標準化した上でシステム化して訓練を実施するなど、実効性を高める取組を進めるほか、業務継続計画（B C P）をより柔軟に発動できるよう、適応範囲を従前の震災から自然災害全般へと拡大します。

(4) 本部運営の見直し

ア サンキューコールとの連携

台風通過当日、市本部事務局及び区本部事務局などには、避難に関する多くの問い合わせがありました。避難行動に関する問い合わせは、ハザードマップと住居の構造等を確認しながら対応したため、本部会議での市長・副市長からの指示に対する経過報告や進捗等のフィードバックや確認など本部会議運営を十分にマネジメントできませんでした。

問い合わせ内容を整理し、災害対応に専念する必要のある部署への問い合わせを極力減らし、事務局のリソースを確保し事態対処的マネジメントから脱却するため、固定情報等をホームページ等で速やかに発信できるよう準備するとともに、サンキューコールと連携を図ります。

イ 動員体制の周知と把握

今回は、台風の規模等から最悪のケースを想定し、また三連休中の台風通過であることや鉄道の計画運休を考慮して4号動員体制をとりました。しかしながら、共通理解が図られず、各局区により異なる対応となりました。

また、参考した職員が、どこに配置されたのか、各局区のマネジメントに委ね、本部会議で動員体制の全体像を把握していませんでした。被災状況によっては、情報が足りない場合にプッシュ型で情報を取りに行くオペレーションも必要となりますので、スーパー台風を想定した図上訓練等、職員の意識向上を図ります。

ウ 本部事務局員の配置

今回の台風では、警戒本部体制及び対策本部体制時も、事務局において班体制を敷かず、事務局運営を実施しました。

ライフライン事業者とは、台風接近前に連絡体制を確保して、被害情報や復旧情報を収集していましたが、本部事務局への配置を含めて検討を進めます。

エ 情報のすり合わせ

環境局のごみ収集の取りやめと土曜開庁の対応、各局の対応に差異があったことから、各局区の市民向け対応・メッセージは統一した対応となるよう見直します。

(5) 被災者支援の取り組み

ア 災害証明

関係部署間の共通認識の不足等により災害台帳の作成をはじめ、課題が発生したため、役割分担の再整理等や研修会等により、職員の知識・スキルの向上を図ります。

また、今回の課題を検証し、新たな被災者支援システムの導入に向けた検討を進めます。

イ 支援メニュー等

発災時に支援メニューを早急に提供できるよう、定期的にメンテナンスを実施しながら、支援を実施する関係局区にて支援の手続き・申請書類等の再検討を進めます。

また、国へ建物被害認定調査の基準の見直し、災害救助法の支援メニューの追加、被災者生活再建支援制度等の支援制度の要件拡充等を求めます。

ウ ボランティア対応

適切なボランティアセンターの運営・被災者支援に向けて、市社会福祉協議会、かわさき市民活動センター、市の三者にて検討を進めます。

(6) 教訓を活かした図上訓練による対応の検証

当報告書を踏まえ、各局区において短期的に改善を図った点を検証するために、今夏の台風シーズンまでに、本市で初めての水害想定の図上シミュレーション訓練を実施します。

(7) 人材の育成

昨年度から体系的な防災研修の枠組みを作成し、各職員の防災力の向上に取り組んできましたが、災害対応を個人の能力に頼り、特定の職員に業務が集中してしまう課題を踏まえ、外部の専門的な知見やリソースを活用し、職員が災害対策の基本的な考え方や姿勢を体系的に学ぶことができるような人材育成を進め、災害イメージーションが豊かな職員を養成していきます。

提言～川崎市防災対策検討委員会～

本提言書は、以下の日程で防災対策検討委員会に検証内容の説明等を行い、令和2年3月26日の防災対策検討委員会において検証報告書を提示し、その後、提言をいただいたものです。

- 令和元年11月28日 防災対策検討委員会（検証の方向性の確認）
- 令和2年2月4日、13日、3月23日 目黒委員長説明（経過報告）
- 令和2年3月26日 防災対策検討委員会（報告書案提示）

1 情報収集のシステム化について

本部事務局の使命は、現場と本部会議をつなぎ、現場が効率的に活動できるように支援することである。これを実現する情報収集・共有体制を専門家の知見を活用して構築していくべきである。

2 避難について

(1) 避難勧告等について

今回の台風への対応において、「最悪のシナリオ」を想定して準備等を進め、早めに避難勧告を出したことは評価できる。しかし、どのタイミングで、どのような対応をとればよいのかわからない市民が多いので、浸水想定区域や数値情報だけでなく、対応の具体的な指示が必要である。

(2) 避難所の限界について

91万人の市民に避難を呼びかけて、3万人が避難しただけで避難所が混乱した。まずは、避難を呼びかけた範囲が適切であったのかの吟味と、行政が確保できる避難施設の収容人数の地域別の限界値の確認が必要である。その上で、公助の限界を市民に知らせるとともに、遠方避難についても、普段から市民に広報する必要がある。

(3) 地域力の活用について

これまでの他都市の事例からは、防災意識の高い地域では、行政からの避難所運営の要請がなかったことが市民のモチベーションを低下させたという報告がある。今回の検証結果を踏まえ、避難所のあり方について、行政だけでなく地域と一緒に考えていく方策を検討してもよいのではないか。

3 避難者の帰宅のタイミングについて

雨が止んだ後も、上流から流れてくる水で水位がさらに上昇したり、雨水で地盤がゆるんだり、多摩川の破堤や土砂災害が発生する可能性がある。ゆえに、避難所からの帰宅に対しても、適時適切なアナウンスが必要である。

4 課題改善の見える化や様々なシミュレーションの実施について

～ひとつの事例から多くを学べ～

対応から得られた課題は、関係者がいつでも見て理解し、活動できるようにしておくべきである。また、起こった災害は常に特殊な条件下での一つの事例でしかないので、発生の曜日、襲来時刻や台風の進路、多摩川が破堤した場合など、実際とは異なる様々な条件下でのシミュレーションを行い、準備しておく必要がある。一つの事例を基に、条件の異なる様々な事例を対象とした課題の抽出と具体的な解決策を探り、これを見る化しておくことが重要である。

5 水位情報について

一級河川である多摩川の水位等の情報は国土交通省に確認できるが、県が管理している河川については、より積極的な収集を検討すべきである。自治体独自によるカメラ等を設置し、情報源を確保することも必要である。

6 本部事務局の対応について

今回、危機管理室や区危機管理担当が市民からの問い合わせに対応したが、これによって本来の本部事務局の使命である本部長（市長）への助言・相談等の機能が発揮できない状況になった。また、実際は通話中でつながらなかった市民も、通話できた市民以上に多数いたことも忘れてはならない。さらに、多摩川が破堤すれば、今回の比ではない電話が殺到する可能性が高い。市民からの問い合わせに対する対応法は、全般的に早急に考えるべき重要課題である。

7 記録の収集について

今回、市職員による被災現場での記録写真の撮影に対して、市民から不謹慎だという苦情が寄せられている。しかし現場での被災状況は時間経過とともに収集が難しくなるので、市職員による被災写真の撮影への理解促進を図る必要がある。加えて、著作権放棄を確認した上で、市民の皆様から被災写真を収集する方法も検討すべきである。

また、一般的に報告書にはうまくいかなかつた課題が多数記載される傾向があるが、これだけでは市民の立場からすると心配になる。報告書には、うまくいかなかつた課題の抽出やそれに対する改善策のみならず、うまくいった事例も適切に残すことが重要である。そうしないと後年の災害対応時に、前回の課題は解決できたが、前回うまくいったことで問題が発生する事態が起こることがある。次に対応する職員のためにも、上手くいったことも記録として残すべきである。

8 人材育成・人材リソースの活用について

検証結果を実質的に活用するには、地域防災計画等への反映をはじめ、職員の意識改善や具体的な対応力の向上などに、様々なコストと時間がかかる。ゆえに、効率的に災害対策の基本的な考え方や姿勢を学ぶことができるよう、専門的な知見や外部リソースを活用した戦略的な人材育成を進めるべきである。

また、いざという時には、今回の台風を経験した職員や被災地派遣など災害対応を経験した危機管理室OB職員を招集し対応できるような柔軟な体制も検討すべきである。

検証の本質は結果を出して終わりではなく、検証を踏まえて川崎市がどう改善されるかが重要である。その意味では、一過性で終わらない人材育成や組織風土の醸成に向けた積極的な展開を期待したい。

9 トップマネジメント研修

どれだけ優れた防災支援技術や復旧・復興戦略を持っていても、個々の人間が被害状況を具体的にイメージできる能力を養っていなければ、「いざ」という時に、これを有効に活用することは難しい。

つまり、ハザード（誘因となる自然の驚異）と対象地域の特性（素因）を理解した上で、季節や天候、曜日や発災時刻などの発災条件を踏まえ、発災からの時間経過に伴って起こる具体的な災害状況を想像できなければ、被害を最小限に留めることはできない。

事前に、様々な災害の状況を想定し、災害時の行動をシミュレーションすることで、災害イマジネーション能力を高める必要がある。特に、市長、副市長の指示を受け、具体的な方策に落とし込む幹部職員にはこの能力が必須なので、研修や訓練を通じて、能力の向上に努めていただきたい。本委員会としても積極的に協力させていただく所存である。

参考

1 用語集

	用語	説明
え	S N S	Social Networking Service (ソーシャル (社会的な)・ネットワーキング (交流)・サービス (提供) の略。自分の仲間と情報や写真をシェア (共有) したり、チャット (文字による会話) をしたり、自分の関心のある分野の記事を引用して、同じ趣味の人を探すなど、インターネットを介してこれらをオンライン上で可能してくれるサービスをいう。Twitter や Facebook (フェイスブック)、Instagram (インスタグラム) や mixi (ミクシ一) などがこれに該当し LINE (ライン) も一部の機能では SNS に分類される。
	エルアラート（災害情報共有システム）	災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が放送局・アプリ事業者等多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤です。川崎市からは、避難勧告等の避難情報や避難所開設情報を配信しています。
お	屋外拡声子局	屋外の方々に対する情報伝達手段として、設置しているものです。屋外であるため、大雨や大風など気象条件等により、聞こえる場所と聞こえない場所が変化します。毎日 17 時頃（定時放送ではありません）の定期試験放送として、音楽を放送しています。現在、市内には 303 基設置していますが、市内全域をカバーできているものではありません。このため、無音達地域解消に向け、本市では令和 7 年度までの間、増設スケジュール（年/5 台程度）を策定しています。
が	ガイドマップかわさき（防災マップ）	市内で保有する地図に関する情報を広く市民に提供することを目的とした、川崎市インターネット地図情報サイトです。その一つ「防災マップ」では、次の情報を掲載しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所情報（広域避難場所、津波避難施設、帰宅困難者滞在施設 含む）、避難所管轄区域 ・避難所開設情報（未開設/準備中/開設中） ・洪水ハザードマップ ・津波ハザードマップ ・土砂災害ハザードマップ ほか
き	業務継続計画（B C P）	災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画

	緊急速報メール (エリアメール)	<p>気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報を、特定地域内すべての端末に対し通信キャリアが同報送信するメールサービスで KDDI (au) や Softbank が行っているサービス (NTTdocmo ではエリアメールと呼称)。携帯端末の機種によっては利用できないものもあります。</p> <p>なお、電源をオフにしている場合や機内モードを選択している場合、電波状態が悪い場所・圏外では受信できず、<u>*LTE</u>以外のネットワークでは、通話中やデータ通信中の受信にも対応しません。特定エリア内の端末に対する同報送信システムという性格上、個別の再送信も実施されません。さらに、設定により受信拒否することも可能です。</p> <p>なおLアラートとの連携により、各自治体からの災害情報はLアラートに登録することで基本的には自動的に配信されます。</p> <p>*LTE…第3世代携帯電話（3G）を進化させた通信規格でロング・ターム・エボリューションの略。Wi-Fiよりも遠くにある基地局と通信する。高速なインターネットが可能だが一定量を超えると通信速度制限(帯域制限)がある。</p>
こ	洪水ハザードマップ	<p>大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測結果を基に、その範囲と程度並びに各地域の避難場所を示したものです。なお、多摩川及び鶴見川についての想定及びその表示は以下のとおりです。</p> <p>＜多摩川＞</p> <p>多摩川流域全体に2日間で総雨量 588mm の雨（1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定）を想定したものです。</p> <p>＜鶴見川＞</p> <p>鶴見川流域全体に2日間で総雨量 792mm の雨（1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定）を想定したものです。</p>
	戸別受信機	<p>屋内の方々に対する情報伝達手段として、整備しているものです。希望性とし、市の施設及び市議会議員、私立学校・県立学校や指定管理者の市の施設・民間企業や住民組織代表者の方に配備しています。</p> <p>設置場所の受信状況によっては、アンテナ設置の工事が必要となります。</p>

さ	災害ボランティアセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。 平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有する。
	市ホームページ(CDN)(軽量化)	市ホームページには、災害用として「川崎市防災情報ポータルサイト」を備えており、災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを提供しています。 とりわけ災害時には、多くの方々が市ホームページを閲覧し、アクセス集中による閲覧障害が発生しやすい状況となります。本市では平時から CDN (Content Delivery Network) を導入しており、「アクセス集中による負荷分散」と「安定した情報の発信(又は配信)」に努めています。また、市ホームページのトップページについては、画像等も活用して多くの情報が一度に見られる通常版から、限られた情報に絞りこんだテキストベースの軽量版に切り替えることで、アクセスも素早く必要最低限の情報が得られる状況を確立しています。なお、軽量版への切替は、職員による災害対応として、動員3号以上の発令時に担当職員が行うこととしてマニュアルにも整備されているところです。日本語が不得手な外国人などに向けての発信としましては、市ホームページではやさしい日本語及び7言語を、防災情報ポータルでは、機械による自動翻訳により多言語対応を具備しているところです。
そ	「備える。かわさき」	本市が発行している防災啓発冊子。災害に対する日ごろの備えなど、市民の方々に役立てていただける情報を掲載したものです。
た	対口支援 (たいこうしえん)	大規模災害発生時に、被災自治体と支援する都道府県・政令指定都市などの自治体をペアにする「対口(たいこう)支援(カウンターパート)」方式
	タイムライン	防災行動計画のこと。災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画
つ	Twitter	一般的に、全角半角を問わず140文字という文字数制限の中で配信されるもので、リアルタイムで情報の発信や収集を行えるとともに情報が拡散されやすいという性質をもったソーシャル・ネットワーキング・サービス。本市の防災、気象、災害等に関する情報提供では、発信専用として危機管理室から送信しており、現在の登録者数は22,000人超となっています。

	津波ハザードマップ	平成 24 年 3 月に神奈川県が公表した「津波浸水予測図」の中から、川崎市に最大の津波被害をもたらす「慶長型地震」の津波浸水予測を表示したものです。
と	動員区分	<p>川崎市地域防災計画（風水害対策編）のなかで、風水害における動員体制は、5段階に分類されており、数字が上がるごとに、対応する人数が増えていきます。</p> <p>「4号動員」は、全職員が総動員される「5号動員」に次ぐ規模の大きな体制で、発令するのは今回が初めてでした。</p> <p>「3号動員」は、土砂災害や洪水による避難所を開設するレベルの段階で、令和元年房総半島台風対応の際はこの体制でした。</p> <p>また、「2号動員」は土砂災害警戒動員とされ、「1号動員」は浸水対応の動員となっています。</p>
と	登録制メール	<p>川崎市からの様々なお知らせを、利用される方の御希望に応じて、それぞれの関係する部署から電子メールでお届けするサービスです。</p> <p>配信を希望する情報について利用者自身が自由に選択でき、「緊急情報」や「震度情報」、「気象警報」や「気象注意報」、「津波注意報・警報」や「雨量情報」、「水位情報」や「天気予報」等があり、その中でも震度別や気象の種類、予報時間などの選択も可能となっています。</p> <p>また、「その他」として防災行政無線（屋外拡声子局）から放送された内容をテキスト配信する機能やこれらを配信する時間帯と配信地域（緊急情報の配信先のみ）も設定できるものです。現在の登録者数は 37,000 人超となっています。</p>
	同報系防災行政無線	<p>本市では 60MHz の周波数帯により防災行政無線として活用しており、地形から 5 か所の送信局を設け、運用しています。</p> <p>なお、電波法の改正（※スプリアス[1]規格の改正）に伴い、新規格へ対応する必要があり、対応期限である令和 4 年 11 月末に向け、アナログ局のデジタル化と併せ更新を進めているところです。一般的にはデジタル化により①直線距離で遠くまで音声を飛ばすことができる、②混線に強い、③音質がクリアといった効果がある反面、アナログ無線と比較して①音声データのやり取りが、地形によって左右されやすい、②無線機のバッテリーが消費しやすい、③音声が途絶えやすいといったデメリットもあります。</p> <p>※[1] スプリアス 無線設備から発射される電波のうち、必要周波数帯の外側に発射される電波（不要な電波）のこと</p>

	土砂災害ハザードマップ	神奈川県が指定する土砂災害警戒区域を表示したものです。土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域です。土砂災害から生命又は身体を守るために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、下記の基準に該当する区域を指定しています。 ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
ふ	プッシュ型ローラー方式	住家の被害認定は、被災した住家の被害の程度を認定することをいい、この認定結果に基づき災証明書が交付されます。 り災証明書は、様々な被災者支援を受ける際に必要となり、本来、被災者からの申請に基づき1件1件現地調査を行いますが、今回の台風では、浸水被害が大きい地域に、申請を待たずに職員が赴き、ローラーをかけるように、しらみつぶしに面で調査を行う方式をとりました。
へ	ペット同行避難	災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し避難すること。避難先で人とペットと一緒に過ごせるか否かは自治体や避難所の判断に委ねられるゆえに、避難所での人とペットとの同居を意味する「同伴避難（どうはんひなん）」とは意味が異なる。
ぼ	防災アプリ（かわさき防災アプリ）	各種災害情報やお知らせ情報、気象・地震・避難情報の配信、避難施設一覧や開設避難場所への誘導など災害発生時に必要となる情報をお知らせするとともに津波や洪水、土砂災害におけるハザードマップを確認することもできます。また、市ホームページ（川崎市防災情報ポータルサイト）や防災気象情報へのリンクもあり、防災に関する本市からのお知らせ情報や訓練モードの機能があります。
	防災テレフォンサービス	同報系屋外拡声子局で放送した内容が聞き取れなかった場合等に備え、電話でも内容が確認できるものです。回線数が6回線と少ないため、同時利用者がこれを超える場合には、話中となり繋がりません。
	防災リテラシー	「防災に関する正しい知識を持ち、災害発生時に適切な行動をとる力」のこと。災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力のこと。
ま	マイタイムライン	風水害に備えて、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせてあらかじめ避難行動を考えておくものです。

		<p>「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理することによって、いざという時にあわてず安全に避難行動をとる助けになります。</p> <p>今すぐマイタイムラインを作成して、それぞれの避難に必要な情報・判断・行動を把握し、「自分の逃げ方」を考えておきましょう。</p>
り	リエゾン	<p>災害対策現地情報連絡員。迅速かつ的確な災害対応に資するため、国や県、ライフライン事業者など被災自治体と災害対応で密接な関係のある社が被災自治体に連絡員を派遣し、被災自治体のニーズや被害状況などの情報収集や助言、派遣元との円滑な情報共有を行い、災害対策に係る支援を行う。</p>

2 状況写真

<被害状況>





<ヘリコプター映像>

(多摩川 10/13 AM7:00 頃)

幸区小向仲野町付近（左）

奥の橋が国道1号 橋の手前に川崎総合科学高校
小向河川敷の競走馬練習場が水没



中原区丸子通1丁目付近（下） 中央アーチ橋が丸子橋



高津区諏訪・北見方・下野毛付近（左） 手前：第三京浜



高津区諏訪 2 丁目付近（下） 右上橋：第三京浜 右下：東高津小



高津区久地 2 丁目付近（右） 手前：国道 246 号



高津区二子1丁目付近（上）

右橋：国道246号 左橋：田園都市線 川崎側に二子新地駅



高津区北見方2丁目付近（右） 橋は第3京浜



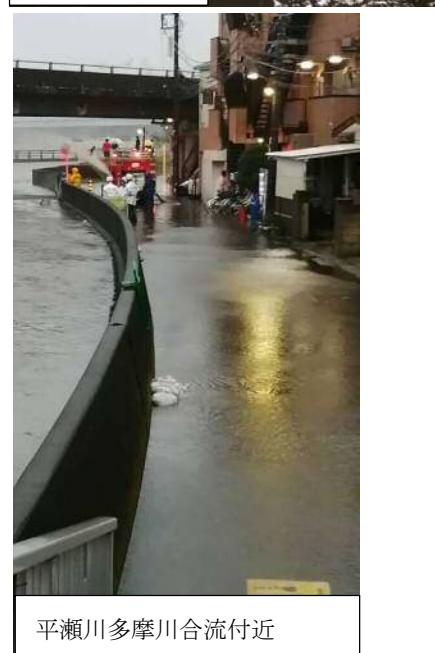
<救出活動>



中原区宮内



中原区



高津区諏訪



中原区



平瀬川多摩川合流付近

相模原市土砂災害への応援

<避難所関係>



<復旧活動>





<ボランティア>





ボランティア要請受付



ボランティアマッチング



資材置き場



ボランティア活動状況④

<被害認定調査とり災証明関係>



<災害廃棄物>



<その他>

水やインスタント麺類が売り切れの状態





スーパー・マーケット②



台風襲来前の備え（多摩川河川敷：フェンス倒し）

3 室から庁内発出通知文

令和元年10月9日

各局（室）区長様

総務企画局危機管理監

台風第19号への対応について

現在、大型で猛烈な台風第19号が関東圏を直撃する進路予想があり、先日の台風第15号では、千葉県内が大きな被害を受けていることから、今回の台風に対し本市として最大限の準備をする必要があります。

各局室区においては、風水害や高潮に対しての警戒や情報収集を怠らず、業務遂行に支障がないよう的確なマネジメントを図ると共に、職員の参集等の体制確保に御尽力いただきようお願いします。

<留意点>

- ・台風到来前に所管する施設等の点検。特に、飛散する可能性のある屋外にある物等
- ・開設する施設において、運営に必要な人員の確保及び閉鎖等の判断を想定する
- ・イベントの開催や参加について、参加者等の安全確保を最優先し、的確に判断する
- ・災害対応動員の発令にあたっての体制確保及び事態対処への資機材の点検等
- ・避難所開設にあたっての事前調整や輸送手段等の手配
- ・大潮期間であるため、満潮時間の確認や避難誘導に関する準備・想定
- ・公共交通機関等の「計画運休」時における業務継続判断の確認

施設の閉鎖や業務縮小の判断がなされた場合は、市民・企業等への確実な情報伝達が必要であり、所管業務だけでなく関連局区との情報共有も御留意ください。

また、台風通過後の施設状況の把握や職員の安否確認など、災害対策本部等への報告や関係部署との情報共有をお願いします。

(危機管理室 企画調整担当 大村)

外線 200-2478

内線 22506

事務連絡

令和元年10月10日

各局（本部）室区危機管理主管様

危機管理監

台風第19号への準備等について

本日14時に、神奈川県及び横浜地方気象台による台風第19号に関する説明会が開催されましたので、その内容を踏まえ、以下のとおり引き続き御準備くださいますようお願いいたします。

1 台風第19号の進路及び影響等について

横浜地方気象台によりますと、台風第19号は、12日夜間に関東甲信地方にかなり接近する可能性があるとのことです。

また、本州南岸に停滞する前線の活動により、11日頃から降雨が始まり、12日は台風本体の影響により、雨や風がさらに強まる見込みとされております。

風雨のピークは12日夕方から13日未明と見込まれており、降り始めからの総雨量は神奈川県東部の多い所で400ミリ、風は風速で20m/s以上とのことです。

2 想定される災害について

今回は雨量が多く、台風の進路が川崎市に近いと予測されていることから、土砂災害に加え、洪水及び高潮について警戒が必要です。

そのため、土砂災害の避難所を開設する予定とし、洪水及び高潮に対応した避難所についても開設準備を行う必要があります。

3 避難情報の発表について

避難情報については、12日10時を目途に避難情報を発令する予定です。

洪水及び高潮については事前に避難情報を発表することはしませんが、トリガーとなる気象情報（氾濫危険情報や高潮警報等）が発表された場合は速やかに避難勧告等を発令しますので、いつでも開設が可能となるよう、準備を進めていただくようお願いします。

4 動員発令の流れについて

12日10時を目途に土砂災害の避難情報を発令し、避難所（土砂災害）を開設する予定とし、その準備のため、12日8時に3号動員を発令する予定です。

なお、当日は鉄道の計画運休等も想定されることから、8時から業務を開始できるよう、余裕をもって参集していただくようお願いします。

裏面

なお、3号動員発令前に大雨警報が発表された場合には、1号又は2号動員を発令します。

5 開設を想定する避難所について

土砂災害の避難所を開設するほか、洪水及び高潮の避難所の開設準備を行っていただきますので、開設予定の避難所を危機管理室で取りまとめ、11日中に各所管に情報提供いたします。

各区においては、開設する避難所を庁内共有フォルダの避難所集計シートに記入いただくようお願いします。（11日10時までに記入してください）。

※今回は避難所の対応する災害種（土砂、洪水、高潮）を入力する必要がありますので、ご注意ください。

6 避難所運営支援要員

本庁職員による避難所運営支援要員の確保の枠組みは、避難所1か所につき1名の職員の派遣をお願いするものですが、12日（土）に避難所を開設した場合、翌13日（日）の午前8時30分以降の避難所開設を継続する可能性は低いものと見込んでおりますが、想定以上に被害が拡大し、避難所運営が長期に及んだ場合を想定し、各避難所に対しまして、1番目に対応される方、2番目に対応される方の2名を確保くださいますようお願いいたします。

なお、確保された職員の氏名及び御連絡先等について、別添「避難所運営支援要員の派遣報告書」により、11日15時までに危機管理室組織メールあて送信くださいますようお願いいたします。

7 その他

本事務連絡は現時点での気象情報に基づいて作成しておりますが、予報等が変更になった場合は、変更になることがあります。

また、11日にも最新の情報を踏まえ、改めて事務連絡を発出する予定としています。

以上、時間が少ないとろ大変恐縮ですが、御対応のほどよろしくお願いいたします。

（初動対策担当 藤江・井上担当）

内線22533

事務連絡
令和元年10月11日

各局（本部）室区危機管理主管様

危機管理監

台風第19号への対応方針等について

1 台風第19号の進路及び影響等について

横浜地方気象台によりますと、台風第19号は、12日15時～24時に神奈川県にかなり接近する可能性があるとのことです。

風雨のピークは12日15時頃から24時頃と見込まれており、降り始めからの総雨量は13日の12時までに、神奈川県東部の多い所で350ミリ、風は最大で風速35m/s以上とのことです。

2 避難勧告等の発表について

12日10時を目途に土砂災害と洪水について避難勧告を発令する予定です。

高潮については、高潮警報が発表された時点で、避難勧告を発令します。

3 動員発令の流れについて

12日10時を目途に避難所開設をする予定です、その準備のため、12日8時に4号動員を発令する予定です。（4号動員に指定されている職員のうち、各局本部区の指示を受けた職員は参考してください）

なお、当日は鉄道の計画運休等も想定されることから、8時から業務を開始できるよう、余裕をもって参考していただくようお願いします。

4 開設を想定する避難所について

開設する避難所については、別添エクセルファイルを確認してください。

（13時ごろにお送りしたものから高津区の避難所が変更になっています。）

5 避難所運営支援要員

12日は各区役所で避難所を運営し、13日以降に避難所開設が継続する場合に、本庁からの避難所運営支援要員に交代をしていただくことになります。

交代を行う場合は、事前に職員メールでお知らせしますので、本日御提出いただく名簿に登載されている職員については、御留意いただくようお願いいたします。

（なお、今回は洪水や高潮の避難所も開設しますので、そちらの名簿も提出をお願いします。昨日お送りした名簿では土砂以外の避難所に×がついていて、誤解を生じさせまし

裏面

て申し訳ありませんでした。)

6 その他

本事務連絡は現時点での気象情報に基づいて作成しておりますが、予報等が変更になる可能性があります。

その際は、職員メール等で随時お知らせいたしますので、最新の情報に御留意いただくようお願いいたします。

(初動対策担当 藤江・井上担当)

内線22533

4 避難所一覧

《全市》

区域	開設避難所数	最大避難者数（全体）
川崎区	32	6,074
幸区	21	3,867
中原区	30	8,830
高津区	17	5,242
宮前区	20	481
多摩区	18	8,041
麻生区	20	615
合計	158	33,150

※開設避難所数は最大避難者数時のもの

《川崎区》

	避難所名	避難者数 最大人数
1	大師中	269
2	殿町小	544
3	東門前小	303
4	南大師中	169
5	大師小	230
6	四谷小	211
7	川中島中	284
8	川中島小	338
9	藤崎小	119
10	桜本中	80
11	田島支援学校桜校	98
12	さくら小	252
13	臨港中	137
14	大島小	80
15	渡田小	136
16	田島中	139

	避難所名	避難者数 最大人数
17	東小田小	157
18	京町中	57
19	小田小	174
20	浅田小	137
21	渡田中	179
22	新町小	207
23	東大島小	186
24	向小	136
25	田島小	268
26	富士見中	125
27	旭町小	194
28	市立川崎高校・附属中	376
29	宮前小	77
30	川崎中	90
31	川崎小	128
32	京町小	194

《幸区》

	避難所名	避難者数 最大人數
1	南河原中	250
2	南河原小	109
3	幸町小	213
4	御幸中	375
5	総合科学	465
6	御幸小	119
7	西御幸小	246
8	市立幸高	94
9	戸手小	117
10	塚越中	194
11	古市場小	523
12	古川小	168
13	下平間小	141
14	東小倉小	115
15	日吉中	124
16	日吉小	108
17	南加瀬小	104
18	南加瀬中	73
19	小倉小	131
20	看護短大	70
21	夢見ヶ崎小	128

《中原区》

	避難所名	避難者数 最大人數
1	今井中	319
2	今井小	172
3	住吉小	261
4	西中原中	199
5	大谷戸小	545
6	大戸小	108
7	新城小	129
8	市立聾学校	198
9	宮内中	272
10	宮内小	1,028
11	中原小	149
12	住吉中	252
13	木月小	137
14	苅宿小	148
15	東住吉小	166
16	井田中	151
17	下小田中小	95
18	井田小	176
19	玉川中	0
20	市立橋高	669
21	玉川小	439
22	下沼部小	218
23	平間中	296
24	下河原小	144
25	平間小	231
26	中原中	550
27	上丸子小	988
28	西丸子小	111
29	小杉小	673
30	中原老セン	6

《高津区》

	避難所名	避難者数 最大人数
1	西高津中	587
2	高津小	786
3	久地小	690
4	下作延小	175
5	新作小	93
6	末長小	70
7	高津中	199
8	高津スポーツセンター	583
9	東高津中	79
10	東高津小	1,139
11	坂戸小	208
12	橘出張所	106
13	東橋中	151
14	久末小	110
15	梶ヶ谷小	67
16	南原小	114
17	上作延小	85

《宮前区》

	避難所名	避難者数 最大人数
1	富士見台小	30
2	宮崎台小	32
3	有馬中	19
4	有馬小	11
5	鷺沼小	20
6	土橋小	14
7	宮崎中	37
8	宮崎小	40
9	野川中	20
10	野川小	67
11	南野川小	13
12	菅生中	23
13	菅生小	14
14	稗原小	20
15	犬藏中	8
16	白幡台小	10
17	向丘中	24
18	平小	5
19	平中	43
20	向丘小	31

《多摩区》

	避難所名	避難者 数最大 人数
1	稻田小	700
2	長尾小	240
3	宿河原小	772
4	桙形中	337
5	登戸小	892
6	中野島小	1620
7	東菅小	470
8	生田中	122
9	生田小	119
10	東生田小	177
11	南生田中	79
12	菅小	220
13	南菅中	369
14	西菅小	360
15	生田緑地ビジターセン ター	122
16	中野島中	273
17	菅中	186
18	多摩市民館	983

《麻生区》

	避難所名	避難者数 最大人数
1	西生田小	82
2	百合丘小	77
3	長沢中	9
4	柿生中	50
5	東柿生小	26
6	岡上小	81
7	白鳥中	36
8	柿生小	15
9	片平小	22
10	栗木台小	21
11	金程中	31
12	千代ヶ丘小	25
13	麻生中	8
14	麻生小	22
15	南百合丘小	28
16	白山中跡地施設 (旧白山中)	0
17	真福寺小	46
18	王禅寺中央中	6
19	虹ヶ丘小	11
20	はるひ野小・はるひ野中	19

5 主な公共施設の被害一覧（復旧状況含む） 3月末現在

	(1) 施設名	(2) 被害を受けた状況	(3) 現在までの復旧状況	(4) 今後の見通し（完全復旧まで）	(5) 予算化措置	(6)備考
児童施設等						
	保育園 こども文化センター わくわくプラザ 等	浸水、雨漏り、倒木等・・・40件				
1	西宮内保育園	床上浸水（床上20cm）	室内消毒、備品等調達により対応完了済。 休園はしていないが、調理室の被害により10月15日・16日は給食提供ができず、弁当持参により対応。17日から給食開始。	なし (令和3年度民営化にむけて令和2年3月23日より仮設園舎へ移転済み)	現行予算	
2	川崎市ヒルズすえなが	①屋上ヒートポンプチラーカバーの剥離 ②敷地裏側フェンスの歪み	①復旧済。（代替カバーの貼付による対応） ②復旧済。（コンクリート基礎部分からフェンスが歪んでいるため、既存フェンスを撤去し新設）	なし	現行予算	
3	子母口こども文化センター	外壁の一部剥離	令和元年12月、補修対応完了済。	なし	現行予算	
4	宮前平こども文化センター	屋根棟の一部破損	令和元年11月、補修対応完了済。	なし	現行予算	
5	上丸子小学校わくわく プラザ	床上浸水	指定管理者が室内消毒、備品等調達により対応完了済。休館はしていない。	なし	現行予算	
6	こども家庭センター	1階正面玄関、男子トイレ、待合、倉庫の床からの浸水。 2階Bフロア建物接続部天井からの雨漏り、リネン室壁からの浸水。 3階体育館天井からの雨漏り、幼児トイレ床からの浸水。 4階B階段壁からの浸水あり。	水は引いており、通常の風雨では問題は出でていない。	令和3年3月対応完了予定。 シール部分の劣化が見込まれるため、外壁防水改修、体育館屋上防水、エクスパンションジョイント改修工事を行う。（設計4か月、工期6か月の見込み）	補正（3月補正）	補正した予算を次年度に繰越し、令和2年度に事業実施

	(1) 施設名	(2) 被害を受けた状況	(3) 現までの復旧状況	(4) 今後の見通し(完全復旧まで)	(5) 予算化措置	(6) 備考
公園・緑地・街路樹等（多摩川緑地、野球場等）						
	多摩川緑地	土砂堆積、トイレ、ベンチ、野球場被害・・・多数				
	多摩川緑地以外	倒木、枝折れ等・・・162件 夢見ヶ崎動物公園倒木・枝折れ等・・・19件 生田緑地 倒木・枝折れ・・・46件 小規模土砂崩れ・・・1件 緑ヶ丘公園 倒木・枝折れ等・・・16件 自転車駐輪施設 停電によるゲート停止・・・2件				
1	野球場 サッカーフィールド 陸上競技場 (多摩川緑地)	土砂堆積、表土・基盤流出、バックネット等施設破損等	復旧工事を実施中	復旧完了した施設から順次開始。	令和元年度補正予算及び 次年度予算計上	
2	パークボール場 (多摩川緑地)	土砂堆積、施設破損等	令和2年4月1日運営再開		令和元年度補正予算及び 次年度予算計上	
3	バーベキュー広場 (多摩川緑地)	土砂堆積、施設破損等	土砂撤去、施設補修等を実施中	令和2年4月15日運営再開予定	令和元年度補正予算及び 次年度予算計上	
4	マラソンコース (多摩川緑地)	土砂堆積、表土流出	復旧工事を実施中		令和元年度補正予算及び 次年度予算計上	

	(1) 施設名	(2) 被害を受けた状況	(3) 現在までの復旧状況	(4) 今後の見通し（完全復旧まで）	(5) 予算化措置	(6)備考
学校・教育施設等						
	学校・教育施設等	雨漏り、ガラス破損、倒木・枝折れ等 フェンスの傾き、防球ネットの破れ等・・・318件				
1	総合教育センター	雨漏り	濡れた箇所を乾燥させて、通常通りに使用している。復旧済み。	なし	予算化なし	
2	教育会館	電気室水没による停電が発生	排水が完了し、仮設電源により復旧。1月から一部施設の利用を再開。	令和2年度に復旧に向けた設計業務を委託予定。設計後、工事を実施する予定。	次年度に設計するための予算を計上	
3	上丸子小学校	グラウンド冠水	校庭土砂除去及び砂入替え等復旧工事対応完了済み。	なし	現行予算	
4	下沼部小学校	グラウンド冠水	校庭土砂除去及び砂入替え等復旧工事対応完了済み。	なし	現行予算	
市立病院等						
	市立病院等	市立3病院で雨漏り、枝折れ等・・・数か所				
		施設の運営に大きな支障をもたらす損傷等なし	なし			

	(1) 施設名	(2) 被害を受けた状況	(3) 現在までの復旧状況	(4) 今後の見通し（完全復旧まで）	(5) 予算化措置	(6)備考
上下水道施設等						
	上下水道施設等	浸水、雨漏り、倒木、建物損傷等・・・5件				
1	稻田取水所	第2除塵機盤が1/2ほど水没しフィーダー故障（漏電）し、10月13日に盤クリーニングし仮復旧。当該盤の更新が必要	仮復旧	令和2年度中に1・3について機能を集約して盤一つで更新予定	次年度予算計上	
2	稻田取水所	第2除塵機水位差検知器のリミットスイッチが完全水没し故障し、現在、水位差検知を外して第2除塵機仮復旧。リミットスイッチの交換が必要。	仮復旧	令和3年度中に所管課で部品を購入・交換予定	令和3年度予算計上予定	
3	稻田取水所	油膜検知中継箱・油回収装置盤及び油膜検知計が完全水没しフィーダー故障（漏電）し、10月15日にクリーニングし仮復旧。当該機器の更新が必要	仮復旧	令和2年度中に1・3について機能を集約して盤一つで更新予定	次年度予算計上	
4	稻田取水所	沈砂池水位計が完全水没。10月15日にクリーニングし仮復旧。 オーバーホールが必要	仮復旧	令和3年度オーバーホール予定	令和3年度予算計上予定	
5	稻田取水所	沈砂池用 I T V 装置ウォッシャーユニット下部水没。 10月15日に運転不能を確認。 当該ユニットの交換が必要	仮復旧	令和3年度ユニット交換予定	令和3年度予算計上予定	
6	稻田取水所	豪雨により雨漏りしB分電盤フィーダー故障（漏電） ポンプ室工具置場の照明系統が絶縁不良のため切り離し仮復旧。	仮復旧	令和3年度修理予定	令和3年度予算計上予定	
7	山王排水樋管	防護金網の破損、排水樋管への土砂堆積、管きょ内土砂堆積	復旧済み	なし	現行予算	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法による国庫負担金を申請中
8	宮内排水樋管	防護金網の破損、排水樋管への土砂堆積、管きょ内土砂堆積	土砂処分完了 防護金網撤去完了（防護柵で安全対策）	令和2年5月対応完了予定	現行予算	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法による国庫負担金を申請中
9	諏訪排水樋管	防護金網の破損、排水樋管への土砂堆積、管きょ内土砂堆積	土砂処分完了	令和2年5月対応完了予定	通常予算内で措置	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法による国庫負担金を申請中
10	丸子ポンプ場	多摩川外水位の影響による一部設備の被害	復旧済み	なし	現行予算	
11	諏訪仮排水所	現場盤が水没	復旧済み	なし	現行予算	

	(1) 施設名	(2) 被害を受けた状況	(3) 現在までの復旧状況	(4) 今後の見通し（完全復旧まで）	(5) 予算化措置	(6) 備考
港湾施設等						
	港湾施設等	フェンス倒壊、桟橋隆起、インターロッキング破損、ウッドデッキ剥離、化粧板破損、トイレ破損等				
1	浮島2期廃棄物処分場	浮島2期A護岸の上部工が、延長約100mにわたり転倒及び裏込め材流出	1月25日、26日に災害査定実施	工事は令和3年8月完了予定。	・令和2年度、3年度の債務負担予算計上	
2	東扇島地区-14m岸壁 (コンテナ岸壁)	桟橋下部のコンクリート床板と、上部のインターロッキング舗装(14箇所)が破損	<ul style="list-style-type: none"> ・破損部位以外の施設を活用した荷役を実施中。 ・国有施設のため、国で復旧方法等を検討。 ・1月23日に災害査定実施 	工事は改良含め、令和元年度補正予算で実施予定で、令和2年度中に完了予定。	令和元年度補正予算計上 (国直轄)	
3	東扇島西公園	ボードデッキ、階段、石積の一部破損や境界フェンスの損壊	公園を全面閉鎖していたが(10月13日付け報道発表)、応急対応が終了した園内的一部分について、11月1日付けて再開(10月31日付け報道発表)。	工事完了(令和2年7月完了予定)後、全施設開園予定。	令和元年度補正予算計上	
4	浮島町 浮島防波護岸 (市道浮島2号線脇)	上部工2スパンが転倒、1スパンに亀裂発生。	転倒した護岸は護岸背後の歩道にもたれかかっており、危険なため単管バリケードを設置し立入禁止としている。	工事は令和2年8月完了予定。	令和元年度予算次年度繰り越し	

6 支援メニュー

この冊子は、この度の台風等によって被害に遭われた方が、本市や様々な関係機関等から提供される各種の支援メニューを有効に活用できるよう作成したものです。
なお、支援メニューは被災規模に応じて今後も拡充される可能性があります。
新たな支援が追加された際には、冊子内容を更新するほか、市のホームページにも掲載いたします。
※市トップページから、「令和元年東日本台風関連情報特設ページ」をクリックしてください。

令和元年東日本台風によって被災された方へ

被災者支援の取組一覧

令和2年3月6日改訂

(令和元年10月25日発行 11月8日第1回改訂 11月22日第2回改訂
12月13日第3回改訂 令和2年1月10日第4回改訂)

川崎市

目 次

	制度番号	制度名	支援の種類	ページ
一般 （あなたでも受けられる可能性のあるもの）	1	国民健康保険証の再発行	応急対応	1
	2	国民年金手帳の再発行	応急対応	1
	3	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）	給付・減免	2
	4	市税（個人の市民税・県民税、固定資産税、都市計画税）の徴収猶予	給付・減免	2
	5	税関係証明書の交付手数料の免除	給付・減免	3
	6	国民健康保険料の減免	給付・減免	4
	7	国民健康保険料の徴収猶予	給付・減免	4
	8	国民年金保険料の免除	給付・減免	5
	9	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	給付・減免	5
	10	災害見舞金及び弔慰金	給付・減免	6
	11	災害弔慰金	給付・減免	6
	12	災害障害見舞金	給付・減免	7
	13	被災者生活再建支援制度	給付・減免	8
	14	川崎市令和元年東日本台風災害支援金支給制度	給付・減免	9
	15	住民票の写し等の交付手数料の免除	給付・減免	10
	16	災害援護資金	融資・貸付	11
	17	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付等	融資・貸付	12
	18	社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度【緊急小口資金・福祉費】	融資・貸付	13
ご高齢の方・障害のある方	19	後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証の再発行	応急対応	14
	20	重度障害者医療証、成人せん息患者医療費助成制度医療証、公害医療手帳、石綿	応急対応	14
	21	指定難病医療費助成制度	応急対応	15
	22	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）	給付・減免	15
	23	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除	給付・減免	16
	24	障害福祉サービス等利用料の窓口での支払いの免除	給付・減免	17
	25	後期高齢者医療保険料の減免	給付・減免	18
	26	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	給付・減免	18
	27	介護保険料の減免	給付・減免	19
	28	福祉年金等の支給停止解除	給付・減免	19

子ども・学校	29	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要	応急対応	20
	30	避難に伴う認可保育所等の転園に係る特別措置	応急対応	20
	31	保育料の減免（認可保育所等）	給付・減免	21
	32	台風第19号による被災者向け保育料補助金	給付・減免	21
	33	児童扶養手当の特別措置	給付・減免	22
	34	児童手当の特別措置	給付・減免	22
	35	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	給付・減免	23
	36	特別児童扶養手当および特別障害者手当等の特別措置	給付・減免	23
	37	高等学校授業料等減免措置	給付・減免	24
	38	就学援助制度	給付・減免	24
	39	災害遭児等福祉手当	給付・減免	25
	40	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	融資・貸付	26
住まい・暮らし	41	民有地内の土砂等の回収	応急対応	27
	42	市営住宅等公的住宅への一時避難受入	応急対応	28
	43	災害ごみの収集	応急対応	28
	44	水道料金及び下水道使用料の減免	給付・減免	29
	45	被災者住宅応急修理制度	給付・減免	30
	46	建築物の確認申請及び宅地造成の許可等の申請手数料の免除	給付・減免	31
	47	災害復興住宅融資	融資・貸付	32
	48	災害家屋等解体撤去制度※企業・お勤めの方も対象になります。	応急対応	33
企業・お勤めの方	49	勤労者福祉共済（災害見舞金）	給付・減免	34
	50	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	融資・貸付	35
	51	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	融資・貸付	36
	52	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	融資・貸付	37
	53	令和元年被災中小企業復旧支援補助金	補助・助成	38
	54	被災農業者向け経営体育成事業費補助	補助・助成	38
その他	55	健康相談	相談	39
	56	人権相談	相談	39
	57	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談	相談	39
	58	消費生活相談（災害に便乗した住宅修理に関する悪質商法など）	相談	40
	59	NHK放送受信料の免除	その他	40

《目次と併せてご活用ください》発災からの時間経過に伴う主な支援一覧

時期	支援内容	主な支援	該当する制度番号					
初期	応急復旧のための支援	災害ごみや土砂等の回収	41	43				
初期	人道的な見地から実施する支援	保険証や医療証等の提示不要または再発行	1	2	19	20	21	29
		医療保険や介護サービス利用料等の免除	3	22	23	24		
		公的住宅への一時避難受入	42					
早期	生活維持のための支援	見舞金や弔慰金等の支給	10	11	12	39	49	
早期	各種行政サービスに関する支援	証明書等の交付手数料の免除	5	15				
		保険料等の減免や徴収猶予	6	7	8	25	26	27
		28						
		市税の徴収猶予や減免	4	9				
		保育料や授業料の減免	31	37				
		児童手当等の特別措置	33	34	35	36		
中期	被災者の生活再建のための支援	水道料金及び下水道使用料の減免	44					
		生活再建に向けた支援金の給付	13					
		各種貸付や融資	16	17	18	40	47	50
		51	52					
		住宅の応急修理・解体等	45	48				

一般的な支援

1 制度名	国民健康保険証の再発行											
カテゴリ	一般	支援の種類	応急対応									
支援内容	<p>○被保険者証がなくなってしまった場合、再発行します。</p> <p>○破れたり、汚れてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。</p> <p>※紛失・盗難の場合、被保険者証が不正使用されないかご心配な場合は、その被保険者証が無効であることを告示することができますので、併せてお申出ください。</p> <p>※再交付後、以前の被保険者証が見つかったときは、古い方の被保険者証をお返しください。</p> <p>※ご本人様が顔写真付の本人確認書類をお持ちいただいた場合は、窓口交付が可能です。顔写真付の本人確認書類をお持ちでない場合は、本人確認のため、後日郵送にて被保険者証をお送りいたしますので、ご了承ください。</p> <p>※紛失されたご本人様と同一世帯のご家族以外の方が届出を行う場合は、委任状と、窓口にお越しいただいた方の本人確認書類が必要となります。</p>											
対象	川崎市国民健康保険に加入している方											
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）、マイナンバーがわかるもの、印鑑											
所管	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2636）											
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">川崎区（044-201-3151）</td> <td style="padding: 2px;">幸区（044-556-6620）</td> <td style="padding: 2px;">宮前区（044-856-3156）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">大師支所（044-271-0159）</td> <td style="padding: 2px;">中原区（044-744-3201）</td> <td style="padding: 2px;">多摩区（044-935-3164）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">田島支所（044-322-1987）</td> <td style="padding: 2px;">高津区（044-861-3174）</td> <td style="padding: 2px;">麻生区（044-965-5189）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）
川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）										

2 制度名	国民年金手帳の再発行											
カテゴリ	一般	支援の種類	応急対応									
支援内容	<p>○国民年金手帳がなくなってしまった場合、再発行します。</p> <p>○破れたり、汚れたりして再交付を受けたいときは、その手帳をお持ちください。</p> <p>※手帳は後日、郵送になります。至急必要な場合は、直接、年金事務所で手続きしてください。</p>											
対象	国民年金第1号被保険者の方											
必要書類	身分証明ができるもの（免許証、旅券等）、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）											
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2640）											
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">川崎区（044-201-3155）</td> <td style="padding: 2px;">幸区（044-556-6621）</td> <td style="padding: 2px;">宮前区（044-856-3154）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">大師支所（044-271-0159）</td> <td style="padding: 2px;">中原区（044-744-3206）</td> <td style="padding: 2px;">多摩区（044-935-3165）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">田島支所（044-322-1987）</td> <td style="padding: 2px;">高津区（044-861-3176）</td> <td style="padding: 2px;">麻生区（044-965-5153）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）
川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）										

3 制度名	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）											
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免									
支援内容	<p>災害救助法の適用市町村の住民の方で、国民健康保険に加入している場合、次の「対象となる方①～⑤」のいずれかに該当する方は、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。（令和2年3月末まで）</p> <p>※保険証無しでも医療機関を受診できます。</p> <p>※後日、加入する保険者から確認が行われることがあります。</p> <p>※入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。</p>											
対象	<p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。</p> <p>(2) 主たる生計維持者が死亡しましたまたは重篤な傷病を負わされた方</p> <p>(3) 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>(4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>											
必要書類	医療機関等の窓口では、特に必要なし※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要											
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2634）											
受付	<p>区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区（044-201-3151）</td> <td>幸区（044-556-6620）</td> <td>宮前区（044-856-3156）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0159）</td> <td>中原区（044-744-3201）</td> <td>多摩区（044-935-3164）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1987）</td> <td>高津区（044-861-3174）</td> <td>麻生区（044-965-5189）</td> </tr> </table> <p>※国保以外の場合は加入している保険者へお問い合わせください。</p>			川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）
川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）										

4 制度名	市税の徴収猶予												
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免										
支援内容	納税者が災害により被害を受けるなどして、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。												
対象	災害により被害を受けるなどして、市税を一時に納付することができない方												
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑												
受付	<p>お住まいの区を管轄する市税事務所までご相談ください。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>納税（課・担当）</td> </tr> <tr> <td>かわさき市税事務所</td> <td>※川崎区・幸区 044-200-3890</td> </tr> <tr> <td>こすぎ市税分室</td> <td>※中原区 044-744-3225</td> </tr> <tr> <td>みそのくち市税事務所</td> <td>※高津区・宮前区 044-820-6571</td> </tr> <tr> <td>しんゆり市税事務所</td> <td>※多摩区・麻生区 044-543-8982</td> </tr> </table>				納税（課・担当）	かわさき市税事務所	※川崎区・幸区 044-200-3890	こすぎ市税分室	※中原区 044-744-3225	みそのくち市税事務所	※高津区・宮前区 044-820-6571	しんゆり市税事務所	※多摩区・麻生区 044-543-8982
	納税（課・担当）												
かわさき市税事務所	※川崎区・幸区 044-200-3890												
こすぎ市税分室	※中原区 044-744-3225												
みそのくち市税事務所	※高津区・宮前区 044-820-6571												
しんゆり市税事務所	※多摩区・麻生区 044-543-8982												

5 制度名	税関係証明書の交付手数料の免除																
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免														
支援内容	<p>災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、課税証明書など各種税証明書の交付手数料を免除します。</p> <p>《対象となる証明書》</p> <p>(1) 課税額証明書 (2) 非課税証明書 (3) 免除証明書 (4) 納税証明書 (5) 固定資産課税台帳記載事項証明書（評価・公課証明書）</p> <p>※行政サービスコーナー及び出張所では現年度分の(1)～(3)のみ取得可能です。</p>																
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方																
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）																
所管局	財政局税務部税制課（044-200-2197）																
受付	<p>各区の窓口は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区</td><td>かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962） 川崎区役所市税証明発行コーナー 川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）</td></tr> <tr> <td>幸区</td><td>かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962） 幸区役所市税証明発行コーナー 幸区役所日吉出張所（044-599-1121）</td></tr> <tr> <td>中原区</td><td>こすぎ市税分室市民税担当（044-744-3222） 小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）</td></tr> <tr> <td>高津区</td><td>みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559） 高津区役所市税証明発行コーナー 高津区役所橋出張所（044-777-2355） 溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）</td></tr> <tr> <td>宮前区</td><td>みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559） 宮前区役所市税証明発行コーナー 宮前区役所向丘出張所（044-866-6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）</td></tr> <tr> <td>多摩区</td><td>しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957） 多摩区役所市税証明発行コーナー 登戸行政サービスコーナー（044-933-3000） 菅行政サービスコーナー（044-945-2730） 多摩区役所生田出張所（044-712-3109）</td></tr> <tr> <td>麻生区</td><td>しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957） 麻生区役所市税証明発行コーナー</td></tr> </table>			川崎区	かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962） 川崎区役所市税証明発行コーナー 川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）	幸区	かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962） 幸区役所市税証明発行コーナー 幸区役所日吉出張所（044-599-1121）	中原区	こすぎ市税分室市民税担当（044-744-3222） 小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）	高津区	みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559） 高津区役所市税証明発行コーナー 高津区役所橋出張所（044-777-2355） 溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）	宮前区	みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559） 宮前区役所市税証明発行コーナー 宮前区役所向丘出張所（044-866-6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）	多摩区	しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957） 多摩区役所市税証明発行コーナー 登戸行政サービスコーナー（044-933-3000） 菅行政サービスコーナー（044-945-2730） 多摩区役所生田出張所（044-712-3109）	麻生区	しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957） 麻生区役所市税証明発行コーナー
川崎区	かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962） 川崎区役所市税証明発行コーナー 川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）																
幸区	かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962） 幸区役所市税証明発行コーナー 幸区役所日吉出張所（044-599-1121）																
中原区	こすぎ市税分室市民税担当（044-744-3222） 小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）																
高津区	みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559） 高津区役所市税証明発行コーナー 高津区役所橋出張所（044-777-2355） 溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）																
宮前区	みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559） 宮前区役所市税証明発行コーナー 宮前区役所向丘出張所（044-866-6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）																
多摩区	しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957） 多摩区役所市税証明発行コーナー 登戸行政サービスコーナー（044-933-3000） 菅行政サービスコーナー（044-945-2730） 多摩区役所生田出張所（044-712-3109）																
麻生区	しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957） 麻生区役所市税証明発行コーナー																

6 制度名	国民健康保険料の減免											
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免									
支援内容	納付義務者または国保加入者が災害等により保険料の支払いが困難となったとき、一定の基準に該当した世帯の保険料を減額または免除します。											
対象	<p>保険料減免の対象となる世帯は、次の（1）及び（2）のいずれも満たす世帯となります。</p> <p>（1）次のアまたはイの被災時に災害救助法の適用市町村に居住していた世帯 ア 令和元年房総半島台風の影響による停電（千葉県 25 市 15 町 1 村） イ 令和元年東日本台風に伴う災害（神奈川県を含む全国 13 都県）</p> <p>（2）被災により、次のいずれかに該当する世帯 ア 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした世帯 イ 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ウ 主たる生計維持者が、失職または事業の休廃止をした世帯 エ 住家が床上浸水または、床下浸水で著しい損傷を受けた世帯</p> <p>※個別の事情については、受付までご相談ください。</p>											
必要書類	り災証明書（コピー可）または被害を証明できる書類等、被保険者証、印鑑											
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2636）											
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 <table border="1"> <tr> <td>川崎区（044-201-3151）</td> <td>幸区（044-556-6620）</td> <td>宮前区（044-856-3156）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0159）</td> <td>中原区（044-744-3201）</td> <td>多摩区（044-935-3164）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1987）</td> <td>高津区（044-861-3174）</td> <td>麻生区（044-965-5189）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）
川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）										

7 制度名	国民健康保険料の徴収猶予											
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免									
支援内容	納付義務者が災害により被害を受けるなどして、国民健康保険料を一時的に納付することができない場合、申請することにより保険料の徴収猶予が認められる場合があります。											
対象	災害により被害を受けるなどして、国民健康保険料を一時的に納付することができない方											
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑											
所管局	健康福祉局医療保険部収納管理課（044-200-3588）											
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険収納係 <table border="1"> <tr> <td>川崎区（044-201-3153）</td> <td>幸区（044-556-6697）</td> <td>宮前区（044-856-3151）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0163）</td> <td>中原区（044-744-3109）</td> <td>多摩区（044-935-3163）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1976）</td> <td>高津区（044-861-3173）</td> <td>麻生区（044-965-5252）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3153）	幸区（044-556-6697）	宮前区（044-856-3151）	大師支所（044-271-0163）	中原区（044-744-3109）	多摩区（044-935-3163）	田島支所（044-322-1976）	高津区（044-861-3173）	麻生区（044-965-5252）
川崎区（044-201-3153）	幸区（044-556-6697）	宮前区（044-856-3151）										
大師支所（044-271-0163）	中原区（044-744-3109）	多摩区（044-935-3163）										
田島支所（044-322-1976）	高津区（044-861-3173）	麻生区（044-965-5252）										

8 制度名	国民年金保険料の免除											
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免									
支援内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請をして承認されると国民年金保険料の全額または一部が免除されます。											
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた方											
必要書類	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金などの支給金額を確認できる証明書の写し等											
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2640）											
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 <table border="1" style="width: 100%;"><tr> <td>川崎区（044-201-3155）</td> <td>幸区（044-556-6621）</td> <td>宮前区（044-856-3154）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0159）</td> <td>中原区（044-744-3206）</td> <td>多摩区（044-935-3165）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1987）</td> <td>高津区（044-861-3176）</td> <td>麻生区（044-965-5153）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）
川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）										

9 制度名	市税（個人の市民税・県民税、固定資産税、都市計画税）の減免																						
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免																				
支援内容	天災（震災、風水害など）等が発生し、市税を納めるに当たって困難な事情がある場合に、申請することにより市税の減免を受けることができます。 ※個人の市民税・県民税については、前年の合計所得金額が 1 千万円を超える者を除く。																						
対象	床上浸水等の被害を受けた方																						
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑																						
受付	お住まいの区を管轄する市税事務所までご相談ください。 <table border="1" style="width: 100%;"><tr> <td></td> <td>市民税（課・担当）</td> <td>固定資産税・都市計画税（土地）</td> <td>固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）</td> </tr> <tr> <td>かわさき市税事務所 ※川崎区・幸区</td> <td>044-200-3882</td> <td>044-200-3956</td> <td>044-200-3958</td> </tr> <tr> <td>こすぎ市税分室 ※中原区</td> <td>044-744-3231</td> <td>044-744-3241</td> <td>044-744-3245</td> </tr> <tr> <td>みそのくち市税事務所 ※高津区・宮前区</td> <td>044-820-6560</td> <td>044-820-6565</td> <td>044-820-6567</td> </tr> <tr> <td>しんゆり市税事務所 ※多摩区・麻生区</td> <td>044-543-8958</td> <td>044-543-8971</td> <td>044-543-8973</td> </tr> </table>				市民税（課・担当）	固定資産税・都市計画税（土地）	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）	かわさき市税事務所 ※川崎区・幸区	044-200-3882	044-200-3956	044-200-3958	こすぎ市税分室 ※中原区	044-744-3231	044-744-3241	044-744-3245	みそのくち市税事務所 ※高津区・宮前区	044-820-6560	044-820-6565	044-820-6567	しんゆり市税事務所 ※多摩区・麻生区	044-543-8958	044-543-8971	044-543-8973
	市民税（課・担当）	固定資産税・都市計画税（土地）	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）																				
かわさき市税事務所 ※川崎区・幸区	044-200-3882	044-200-3956	044-200-3958																				
こすぎ市税分室 ※中原区	044-744-3231	044-744-3241	044-744-3245																				
みそのくち市税事務所 ※高津区・宮前区	044-820-6560	044-820-6565	044-820-6567																				
しんゆり市税事務所 ※多摩区・麻生区	044-543-8958	044-543-8971	044-543-8973																				

10 制度名	災害見舞金及び弔慰金																													
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免																											
支援内容	<p>○火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例に基づき、見舞金及び弔慰金を支給します。</p> <p>○災害見舞金及び弔慰金の支給額は次のとおりです。</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被災の種類</th><th colspan="3">支給額</th></tr> <tr> <th>2人以上の世帯</th><th>単身世帯</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼・全壊・流失</td><td>5万円</td><td>3万円</td><td></td></tr> <tr> <td>半焼・半壊</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td></td></tr> <tr> <td>床上浸水</td><td>1万円</td><td>5千円</td><td>生活保護世帯は2千円を加算</td></tr> <tr> <td>死者</td><td>1人10万円</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>重傷者</td><td>1人5万円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			被災の種類	支給額			2人以上の世帯	単身世帯	備考	全焼・全壊・流失	5万円	3万円		半焼・半壊	3万円	2万円		床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算	死者	1人10万円			重傷者	1人5万円		
被災の種類	支給額																													
	2人以上の世帯	単身世帯	備考																											
全焼・全壊・流失	5万円	3万円																												
半焼・半壊	3万円	2万円																												
床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算																											
死者	1人10万円																													
重傷者	1人5万円																													
対象	<p>(1) 市内において、火災、風水害その他異常な災害により被災したとき</p> <p>(2) 市内に居住する者が交通事故により死亡したとき</p> <p>(3) 労働基準法または労働者災害補償保険法の適用を受ける災害で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア 市内の事業所で労働者が業務上の事由により死亡したとき</p> <p>イ 市内に居住する労働者が市外の事業所で業務上の事由により死亡したとき</p>																													
必要書類	各区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。																													
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）																													
受付	<p>地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区（044-201-3228）</td><td>幸区（044-556-6643）</td><td>宮前区（044-856-3281）</td></tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0148）</td><td>中原区（044-744-3252）</td><td>多摩区（044-935-3295）</td></tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1981）</td><td>高津区（044-861-3302）</td><td>麻生区（044-965-5156）</td></tr> </table>			川崎区（044-201-3228）	幸区（044-556-6643）	宮前区（044-856-3281）	大師支所（044-271-0148）	中原区（044-744-3252）	多摩区（044-935-3295）	田島支所（044-322-1981）	高津区（044-861-3302）	麻生区（044-965-5156）																		
川崎区（044-201-3228）	幸区（044-556-6643）	宮前区（044-856-3281）																												
大師支所（044-271-0148）	中原区（044-744-3252）	多摩区（044-935-3295）																												
田島支所（044-322-1981）	高津区（044-861-3302）	麻生区（044-965-5156）																												

11 制度名	災害弔慰金						
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免				
支援内容	<p>災害により死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>生計維持者が死亡した場合</td><td>500万円</td><td>その他の者が死亡した場合</td><td>250万円</td></tr> </table>			生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円
生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円				
対象	災害により死亡された方のご遺族のうち、死亡した方の ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹のうち、いずれかおひとり						
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）						

12 制度名	災害障害見舞金		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。		
	生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円	その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円
対象	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼が失明した人 (2) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った人 (6) 両上肢の用を全廃した人 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った人 (8) 両下肢の用を全廃した人 (9) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 		
必要書類	災害障害見舞金診断書（第1号様式）等		
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）		

13 制度名	被災者生活再建支援制度																		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免																
支援内容	<p>○被災者生活再建支援法に基づき、令和元年東日本台風により、居住する住宅が全壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援します。</p> <p>○支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。</p> <p>※単身世帯は、各該当額の金額の4分の3の額となります。</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>大規模半壊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸（公営住宅以外）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※所得制限や使途制限はありません。</p>			住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊																
支給額	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
対象	<p>令和元年東日本台風により、下記の被災をされた世帯が対象です。</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯（全壊） ※被害区分が「全壊」である「り災証明書」が必要です。</p> <p>(2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体） ※被害区分が「半壊」又は「大規模半壊」である「り災証明書」が必要です。</p> <p>(3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体） ※「り災証明書」が必要です。</p> <p>(4) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊） ※被害区分が「大規模半壊」である「り災証明書」が必要です。</p> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き地、別荘、他人に貸している物件等は対象になりません。また、令和元年東日本台風については、長期避難の該当はありません。</p>																		
必要書類	<p>り災証明書、住民票、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた書類が必要になる場合があります。） 被災者生活再建支援金支給申請書 [URL] https://www.tkai.jp/Portals/0/pdf/reconstruction/2019_5_sinsei.pdf 公益財団法人都道府県センターパンフレット（参考） [URL] https://www.tkai.jp/Portals/0/pdf/reconstruction/2019_5_pamph.pdf</p>																		
所管局	健康福祉局総務部庶務課（044-200-0434）																		
受付	<p>地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>川崎区（044-201-3228）</td><td>幸区（044-556-6643）</td><td>宮前区（044-856-3254）</td></tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0148）</td><td>中原区（044-744-3252）</td><td>多摩区（044-935-3295）</td></tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1981）</td><td>高津区（044-861-3302）</td><td>麻生区（044-965-5156）</td></tr> </tbody> </table>			川崎区（044-201-3228）	幸区（044-556-6643）	宮前区（044-856-3254）	大師支所（044-271-0148）	中原区（044-744-3252）	多摩区（044-935-3295）	田島支所（044-322-1981）	高津区（044-861-3302）	麻生区（044-965-5156）							
川崎区（044-201-3228）	幸区（044-556-6643）	宮前区（044-856-3254）																	
大師支所（044-271-0148）	中原区（044-744-3252）	多摩区（044-935-3295）																	
田島支所（044-322-1981）	高津区（044-861-3302）	麻生区（044-965-5156）																	

14 制度名	川崎市令和元年東日本台風災害支援金支給制度	
カテゴリ	一般	支援の種類 給付・減免
支援内容	<p>災害支援金 30万円を支給します。</p> <p>※所得制限や使途制限はありません。</p>	
対象	<p>被災者生活再建支援制度の対象とならない、令和元年東日本台風によって浸水した住宅（店舗併用住宅を含む）・住戸に居住する世帯の世帯主。</p> <p>※住民登録上の同一世帯人に限り、代理申請が可能です。</p> <p>※住宅の所有者であっても、実際に居住していない場合は対象となりません。</p> <p>※共同住宅は、2階以上の住戸及び1階の共用部分のみの浸水は対象となりません。</p>	
必要書類	<p>申請書、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた書類が必要になる場合があります。）</p> <p>※り災証明書の交付を受けた世帯主で、本制度の対象となる方に、申請書を送付します。</p>	
受付	健康福祉局総務部庶務課被災支援給付担当（コールセンター）(044-200-0220)	

15 制度名	住民票の写し等の交付手数料の免除																
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免														
支援内容	<p>災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。</p> <p>《対象となる証明書》</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し※広域交付・除票を含む (2) 住民票記載事項証明書 (3) 印鑑登録証明書 (4) 戸籍謄（抄）本及び戸籍（全部・個人）事項証明書 (5) 除籍謄（抄）本及び除籍（全部・個人）事項証明書 (6) 戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書 (7) 除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書 (8) 戸籍届出記載事項証明書 (9) 戸籍の附票の写し（除附票を含む） (10) 身分証明書 (11) 不在住証明書 (12) 不在籍証明書 																
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方																
必要書類	災證明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）																
所管局	市民文化局戸籍住民サービス課（044-200-2259）																
受付	<p>各区の窓口は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区</td><td>川崎区役所区民課（044-201-3129） 大師支所区民センター（044-271-0138） 田島支所区民センター（044-322-1969） 川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）</td></tr> <tr> <td>幸区</td><td>幸区役所区民課（044-556-6711） 幸区役所日吉出張所（044-599-1121）</td></tr> <tr> <td>中原区</td><td>中原区役所区民課（044-744-3108） 小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）</td></tr> <tr> <td>高津区</td><td>高津区役所区民課（044-861-3167） 高津区役所橋出張所（044-777-2355） 溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）</td></tr> <tr> <td>宮前区</td><td>宮前区役所区民課（044-856-3197） 宮前区役所向丘出張所（044-866-6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）</td></tr> <tr> <td>多摩区</td><td>多摩区役所区民課（044-935-3214） 多摩区役所生田出張所（044-712-3109） 登戸行政サービスコーナー（044-933-3000） 菅行政サービスコーナー（044-945-2730）</td></tr> <tr> <td>麻生区</td><td>麻生区役所区民課（044-965-5212）</td></tr> </table> <p>※郵送での申請等については、郵送請求事務センター（044-987-6111）にご相談ください。</p>			川崎区	川崎区役所区民課（044-201-3129） 大師支所区民センター（044-271-0138） 田島支所区民センター（044-322-1969） 川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）	幸区	幸区役所区民課（044-556-6711） 幸区役所日吉出張所（044-599-1121）	中原区	中原区役所区民課（044-744-3108） 小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）	高津区	高津区役所区民課（044-861-3167） 高津区役所橋出張所（044-777-2355） 溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）	宮前区	宮前区役所区民課（044-856-3197） 宮前区役所向丘出張所（044-866-6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）	多摩区	多摩区役所区民課（044-935-3214） 多摩区役所生田出張所（044-712-3109） 登戸行政サービスコーナー（044-933-3000） 菅行政サービスコーナー（044-945-2730）	麻生区	麻生区役所区民課（044-965-5212）
川崎区	川崎区役所区民課（044-201-3129） 大師支所区民センター（044-271-0138） 田島支所区民センター（044-322-1969） 川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）																
幸区	幸区役所区民課（044-556-6711） 幸区役所日吉出張所（044-599-1121）																
中原区	中原区役所区民課（044-744-3108） 小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）																
高津区	高津区役所区民課（044-861-3167） 高津区役所橋出張所（044-777-2355） 溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）																
宮前区	宮前区役所区民課（044-856-3197） 宮前区役所向丘出張所（044-866-6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）																
多摩区	多摩区役所区民課（044-935-3214） 多摩区役所生田出張所（044-712-3109） 登戸行政サービスコーナー（044-933-3000） 菅行政サービスコーナー（044-945-2730）																
麻生区	麻生区役所区民課（044-965-5212）																

16 制度名	災害援護資金																															
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付																													
支援内容	<p>○災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>○貸付限度額等は次のとおりです。</p>																															
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td><td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td><td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 世帯主の1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td><td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失または流失</td><td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td><td colspan="2">無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td colspan="2">3年以内(特別の場合5年)</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td colspan="2">10年以内(据置期間を含む)</td></tr> </table>			(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	(2) 世帯主の1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	貸付利率	無利子		据置期間	3年以内(特別の場合5年)		償還期間	10年以内(据置期間を含む)	
(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																
ア 当該負傷のみ	150万円																															
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																															
ウ 住居の半壊	270万円																															
エ 住居の全壊	350万円																															
(2) 世帯主の1か月以上の負傷がない場合																																
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																															
イ 住居の半壊	170万円																															
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円																															
エ 住居の全体の滅失または流失	350万円																															
貸付利率	無利子																															
据置期間	3年以内(特別の場合5年)																															
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																															
対象	<p>○以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</p> <p>(2) 家財の3分の1以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊または全壊・流出</p> <p>○所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。</td></tr> </tbody> </table>			世帯人員	市町村税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。																
世帯人員	市町村税における前年の総所得金額																															
1人	220万円																															
2人	430万円																															
3人	620万円																															
4人	730万円																															
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																															
ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。																																
必要書類	災害援護資金借入申込書(第2号様式)、り災証明書(コピー可)、世帯員全員の記載された住民票、世帯全員の最新の(平成31年度)市・県民税課税証明書(生活保護受給世帯にあたっては被保護証明書)、世帯主に1か月以上の負傷がある場合においては療養見込期間を記載した医師の診断書等																															
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当(044-200-2628)																															
受付	<p>地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区(044-201-3228)</td> <td>幸区(044-556-6643)</td> <td>宮前区(044-856-3281)</td> </tr> <tr> <td>大師支所(044-271-0148)</td> <td>中原区(044-744-3252)</td> <td>多摩区(044-935-3295)</td> </tr> <tr> <td>田島支所(044-322-1981)</td> <td>高津区(044-861-3302)</td> <td>麻生区(044-965-5156)</td> </tr> </table>			川崎区(044-201-3228)	幸区(044-556-6643)	宮前区(044-856-3281)	大師支所(044-271-0148)	中原区(044-744-3252)	多摩区(044-935-3295)	田島支所(044-322-1981)	高津区(044-861-3302)	麻生区(044-965-5156)																				
川崎区(044-201-3228)	幸区(044-556-6643)	宮前区(044-856-3281)																														
大師支所(044-271-0148)	中原区(044-744-3252)	多摩区(044-935-3295)																														
田島支所(044-322-1981)	高津区(044-861-3302)	麻生区(044-965-5156)																														

17 制度名	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付等								
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付						
支援内容	<p>○国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。</p> <p>○融資の条件などは次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資額</td><td>次の 3 つの要件を満たす額の範囲内とします。 ①10 万円～200 万円の範囲内（※1 万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10 万円～80 万円の範囲内となります。） ②受給している年金の 0.8 倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く） ③1 回あたりの定額返済額の 15 倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね 2 年 6 カ月以内でご返済していただくことになります。）</td></tr> <tr> <td>保証人</td><td>連帯保証人が必要となります。 なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。</td></tr> <tr> <td>利率</td><td>最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。 ※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。</td></tr> </table>			融資額	次の 3 つの要件を満たす額の範囲内とします。 ①10 万円～200 万円の範囲内（※1 万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10 万円～80 万円の範囲内となります。） ②受給している年金の 0.8 倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く） ③1 回あたりの定額返済額の 15 倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね 2 年 6 カ月以内でご返済していただくことになります。）	保証人	連帯保証人が必要となります。 なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。	利率	最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。 ※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。
融資額	次の 3 つの要件を満たす額の範囲内とします。 ①10 万円～200 万円の範囲内（※1 万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10 万円～80 万円の範囲内となります。） ②受給している年金の 0.8 倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く） ③1 回あたりの定額返済額の 15 倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね 2 年 6 カ月以内でご返済していただくことになります。）								
保証人	連帯保証人が必要となります。 なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。								
利率	最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。 ※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。								
対象	<p>次の年金証書をお持ちで、現在その年金を受給している方がご利用いただけます。</p> <p>(1) 国民年金・厚生年金保険年金証書 (2) 国民年金証書 (3) 厚生年金保険年金証書 (4) 船員保険年金証書 ※厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から支払われる年金は、融資の対象とはなりません。 ※老齢福祉年金や特別障害給付金は、融資の対象となりません。</p> <p>(5) 労働者災害補償保険年金証書 ※石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は、融資の対象となりません。</p>								
必要書類	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課までお問い合わせください。								
受付	独立行政法人福祉医療機構 年金貸付課 (03-3438-0224)								

18 制度名	社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度【緊急小口資金・福祉費（災害援護資金）】																	
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付															
支援内容	<p>○生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>○生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護資金））」について貸付があります。</p> <p>○それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。※貸付には条件や審査があります。</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>緊急小口資金</th> <th>福祉費（災害援護資金）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>資金交付日の属する月の翌月から 2ヶ月以内</td> <td>資金交付日の属する月の翌月から6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12ヶ月以内</td> <td>据置期間経過後7年以内</td> </tr> </tbody> </table>			貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）	貸付限度額	10万円	150万円	貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年1.5%	据置期間	資金交付日の属する月の翌月から 2ヶ月以内	資金交付日の属する月の翌月から6ヶ月以内	償還期間	据置期間経過後12ヶ月以内	据置期間経過後7年以内
貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）																
貸付限度額	10万円	150万円																
貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年1.5%																
据置期間	資金交付日の属する月の翌月から 2ヶ月以内	資金交付日の属する月の翌月から6ヶ月以内																
償還期間	据置期間経過後12ヶ月以内	据置期間経過後7年以内																
	<p>※このほか生活福祉資金には、教育支援資金、福祉資金、総合支援資金などがあります。 詳細は、各区社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>																	
対象	<p>○低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯</p> <p>○生活福祉資金の災害援護資金については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の災害援護資金の対象となる世帯は貸付対象となりません。</p>																	
必要書類	各区社会福祉協議会にお問い合わせください。																	
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2626）																	
受付	<p>お住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>川崎区（044-246-5500）</td> <td>高津区（044-812-5500）</td> <td>麻生区（044-952-5500）</td> </tr> <tr> <td>幸区（044-556-5500）</td> <td>宮前区（044-856-5500）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中原区（044-722-5500）</td> <td>多摩区（044-935-5500）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			川崎区（044-246-5500）	高津区（044-812-5500）	麻生区（044-952-5500）	幸区（044-556-5500）	宮前区（044-856-5500）		中原区（044-722-5500）	多摩区（044-935-5500）							
川崎区（044-246-5500）	高津区（044-812-5500）	麻生区（044-952-5500）																
幸区（044-556-5500）	宮前区（044-856-5500）																	
中原区（044-722-5500）	多摩区（044-935-5500）																	

ご高齢の方・障害等をお持ちの方

19 制度名	後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証の再発行											
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応									
支援内容	<p>○被保険者証がなくなってしまった場合、再発行します。</p> <p>○破れたり、汚れてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。</p> <p>※ご本人様が窓口にお越しいただいた場合は窓口で交付いたします。</p> <p>「身分確認できるもの」が不十分な場合や、窓口にお越しいただいた方が代理人の場合は、簡易書留（介護保険は普通郵便）でお送りいたしますので御了承ください。</p>											
対象	川崎市にお住まいの神奈川県後期高齢者医療保険または川崎市の介護保険に加入されている方で、被保険者証を破り、汚し、又は失った方											
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）または個人番号カード、印鑑											
所管局	<p>【後期高齢者医療について】健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044-200-2655）</p> <p>【介護保険について】健康福祉局長寿社会部介護保険課（044-200-2691）</p>											
受付	<p>区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区（044-201-3154）</td> <td>幸区（044-556-6721）</td> <td>宮前区（044-856-3159）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0159）</td> <td>中原区（044-744-3204）</td> <td>多摩区（044-935-3161）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1987）</td> <td>高津区（044-861-3175）</td> <td>麻生区（044-965-5188）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）
川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）										

20 制度名	重度障害者医療証、成人せん息患者医療費助成制度医療証、公害医療手帳、石綿健康被害医療手帳の提示不要		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い、医療証等の紛失や、医療証等を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証等を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証等を持参した場合と同様に受診することができます。		
所管局	<p>【重度障害者医療証】健康福祉局長寿・福祉医療課（044-200-2696）</p> <p>【成人せん息患者医療費助成制度医療証】健康福祉局環境保健課（044-200-2487）</p> <p>【公害医療手帳】健康福祉局環境保健課（044-200-2489）</p> <p>【石綿健康被害医療手帳】（独）環境再生保全機構 石綿救済相談ダイヤル（0120-389-931）</p>		

21 制度名	指定難病医療費助成制度		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	<p>特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者の方が、令和元年東日本台風に伴う災害による被災に伴い医療受給者証の提示ができない場合でも、医療機関で当該医療受給者証の交付を受けていることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、医療受給者証を持参した場合と同様に受診することができます。</p> <p>また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称が異なる場合でも受診することができます。</p> <p>さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診することができます。</p>		
所管局	健康福祉局長寿・福祉医療課（044-200-1979）		

22 制度名	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）											
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免									
支援内容	<p>災害救助法の適用市町村の住民の方で、後期高齢者医療保険に加入している場合、次の「対象となる方①～⑤」のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。（令和2年3月末まで）</p> <p>※保険証無しでも医療機関等を受診できます。</p> <p>※後日、加入する保険者から確認が行われることがあります。</p> <p>※入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。</p>											
対象	<p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。</p> <p>(2) 主たる生計維持者が死亡しましたは重篤な傷病を負われた方</p> <p>(3) 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>(4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>											
必要書類	<p>医療機関等の窓口では、特に必要なし</p> <p>※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。</p>											
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044-200-2655）											
受付	<p>区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区（044-201-3154）</td> <td>幸区（044-556-6721）</td> <td>宮前区（044-856-3159）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0159）</td> <td>中原区（044-744-3204）</td> <td>多摩区（044-935-3161）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1987）</td> <td>高津区（044-861-3175）</td> <td>麻生区（044-965-5188）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）
川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）										
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）										
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）										